

漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針

令和8年2月10日

水 産 庁

【改正履歴】

制定：平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3957 号水産庁長官通知
改正：平成 21 年 4 月 24 日付け 21 水漁第 238 号水産庁長官通知
改正：平成 21 年 5 月 29 日付け 21 水漁第 579 号水産庁長官通知
改正：平成 21 年 11 月 10 日付け 21 水漁第 2063 号水産庁長官通知
改正：平成 22 年 9 月 8 日付け 22 水漁第 1097 号水産庁長官通知
改正：平成 23 年 4 月 1 日付け 23 水漁第 28 号水産庁長官通知
改正：平成 24 年 3 月 21 日付け 23 水漁第 1896 号水産庁長官通知
改正：平成 24 年 8 月 10 日付け 24 水漁第 839 号水産庁長官通知
改正：平成 25 年 2 月 4 日付け 24 水漁第 1604 号水産庁長官通知
改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 水漁第 1851 号水産庁長官通知
改正：平成 25 年 11 月 1 日付け 25 水漁第 1231 号水産庁長官通知
改正：平成 26 年 3 月 28 日付け 25 水漁第 2085 号水産庁長官通知
改正：平成 27 年 4 月 24 日付け 27 水漁第 125 号水産庁長官通知
改正：平成 28 年 3 月 1 日付け 27 水漁第 1648 号水産庁長官通知
改正：平成 28 年 4 月 28 日付け 28 水漁第 40 号水産庁長官通知
改正：平成 28 年 11 月 22 日付け 28 水漁第 996 号水産庁長官通知
改正：平成 29 年 3 月 30 日付け 28 水漁第 1722 号水産庁長官通知
改正：平成 29 年 3 月 31 日付け 28 水漁第 1783 号水産庁長官通知
改正：平成 29 年 8 月 15 日付け 29 水漁第 646 号水産庁長官通知
改正：平成 30 年 7 月 5 日付け 30 水漁第 448 号水産庁長官通知
改正：令和 2 年 12 月 1 日付け 2 水漁第 1030 号水産庁長官通知
改正：令和 3 年 8 月 20 日付け 3 水漁第 747 号水産庁長官通知
改正：令和 4 年 8 月 31 日付け 4 水漁第 688 号水産庁長官通知
改正：令和 5 年 3 月 31 日付け 4 水漁第 1757 号水産庁長官通知
改正：令和 6 年 3 月 29 日付け 5 水漁第 1569 号水産庁長官通知
改正：令和 7 年 1 月 31 日付け 6 水漁第 1400 号水産庁長官通知
改正：令和 7 年 5 月 30 日付け 7 水漁第 325 号水産庁長官通知
改正：令和 8 年 2 月 10 日付け 7 水漁第 1628 号水産庁長官通知

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 水漁第 3957 号）

（施行日）

第 1 条 この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、Ⅱ－3－2－1、（1）に規定する「契約概要」及び「注意喚起情報」並びにⅣ－2－9に規定する「解約返戻金の開示方法」については、平成 20 年 10 月 1 日から、Ⅱ－3－6－1－2、（14）に規定する「意向確認書」については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 24 日付け 21 水漁第 238 号）

（施行日）

第 1 条 この規定による変更は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 水漁第 579 号）

（施行日）

第 1 条 この規定による変更は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 10 日付け 21 水漁 2063 号）
（施行日）

第 1 条 この規定による変更は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 8 日付け 22 水漁第 1097 号）
（施行日）

第 1 条 この規定による変更は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、Ⅱ－3－2－1（1）②について、組合においてこの日までに対応できない事情がある場合には、平成 23 年 9 月 30 日までその実施の猶予を認める。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日付け 23 水漁第 1896 号）
（施行日）

この通知は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。ただし、Ⅲ－2－8－1 の改正規定は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 10 日付け 24 水漁第 839 号）
（施行日）

この通知は、平成 24 年 8 月 10 日から施行する。ただし、Ⅱ－2－2、Ⅱ－3－1、Ⅲ－2－8 及びⅤ－1 の改正規定は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日付け 24 水漁第 1604 号）
（施行日）

この通知のうち、Ⅰ－1－2 及びⅡ－3－11 の改正規定は平成 25 年 2 月 4 日から、Ⅲ－2－8－3 の規定は平成 25 年 3 月 31 日から、Ⅱ－3－9 の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 水漁第 1851 号）
（施行日）

この通知は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日付け 25 水漁第 1231 号）
（施行日）

この通知は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日付け 25 水漁第 2085 号）
（施行日）

この通知は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 24 日付け 27 水漁第 125 号）
（施行日）

この通知は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日付け 27 水漁第 1648 号）
（施行日）

この通知は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日付け 28 水漁第 40 号）
（施行日）

この通知は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 22 日付け 28 水漁第 996 号）
（施行日）

この通知は、平成 28 年 11 月 22 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 水漁第 1722 号）
（施行日）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 水漁第 1783 号）
（施行日）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 15 日付け 29 水漁第 646 号）
（施行日）

この通知は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日付け 30 水漁第 448 号）
（施行日）

この規定による変更は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日付け 2 水漁第 1030 号）
（施行日）

この規定による変更は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 20 日付け 3 水漁第 747 号）
（施行日）

この通知の改正は、令和 3 年 8 月 20 日から適用する。

附 則（令和 4 年 8 月 31 日付け 4 水漁第 688 号）
（施行日）

この規定による変更は、令和 4 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 水漁第 1757 号）
（施行日）

この規定による変更は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 水漁第 1569 号）
（施行日）

この規定による変更は、令和6年3月29日から施行する。

附則（令和7年1月31日付け6水漁第1400号）

（施行日）

この規定による変更は、令和7年1月31日から施行する。

附則（令和7年5月30日付け7水漁第325号）

（施行日）

この規定による変更は、令和7年6月1日から施行する。

附則（令和8年2月10日付け7水漁第1628号）

（施行日）

この規定による変更は、令和8年2月10日から施行する。

○ 略語とその定義一覧

略 語	定 義
水協法	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）
施行令	水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）
規則	水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号）
信用等命令	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）
告示	水産業協同組合法施行規程（平成 20 年農林水産省告示第 316 号）
長官通知	水産業協同組合共済事業制度の運用について（昭和 59 年 1 月 23 日付け 59 水漁第 66 号水産庁長官通達）
漁協	共済事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合
共水連	共済水産業協同組合連合会
組合	共済事業を行う漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会
漁連	水協法第 87 条第 1 項第 10 号の事業を行う漁業協同組合連合会及び水協法第 97 条第 1 項第 7 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

- ・ 本監督指針は、共済事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合並びに共済水産業協同組合連合会のすべてを対象としている。
- ・ また、漁協、共水連によって取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定していることがあることに注意されたい。
（「漁協」、「共水連」、「組合」との書き分け。）
- ・ なお、組合としている項目中の一部分のうち、一部の組合（規則第 12 条第 1 項第 1 号ワに規定する共同事業組合を除く。）のみにしか適用されないことが明らかなるもので、記載しても他の組合に影響が及ばないものについては、煩雑となることをさけるため、書き分けをしていないものがある。その場合、該当・非該当の組合があることに留意されたい。

(注) 「共同事業組合」については、例えば次の点に留意する必要がある。

- ① 共済計理人の選任について（規則第 71 条関係）
- ② 共済規程の記載事項について（規則第 12 条第 2 項関係）
- ③ 支払余力基準に係る規定について（規則第 14 条・第 15 条）
- ④ 責任準備金の積立てについて（規則第 58 条関係）
- ⑤ 「支払い能力の充実の状況に係る区分に応じた命令」について（規則第 217 条・第 218 条関係） 等

目 次

I 基本的考え方

I-1	共済事業の監督に関する基本的考え方	P 10
I-1-1	共済事業の監督の目的と監督部局の役割	P 10
I-1-2	共済事業の監督に当たっての基本的考え方	P 10
I-2	監督指針策定の趣旨	P 11
I-2-1	監督指針策定の趣旨	P 11
I-2-2	監督指針策定の位置付け	P 11

II 共済事業監督上の評価項目

II-1	経営管理	P 12
II-1-1	意義	P 12
II-1-2	主な着眼点	P 12
II-1-3	監督手法・対応	P 21
II-2	財務の健全性	P 23
II-2-1	責任準備金等の積立ての適切性	P 23
II-2-1-1	意義	
II-2-1-2	積立方式	
II-2-1-3	経理処理	
II-2-2	支払余力比率の適切性（早期是正措置）	P 25
II-2-2-1	意義	
II-2-2-2	監督手法・対応	
II-2-2-3	規則第 218 条第 1 項に規定する合理性の判断基準	
II-2-2-4	命令区分の根拠となる支払余力比率	
II-2-2-5	計画の進捗状況の報告等	
II-2-2-6	規則第 218 条第 3 項の運用について	
II-2-2-7	その他	
II-2-3	早期警戒制度	P 27
II-2-3-1	意義	
II-2-3-2	監督手法・対応	
II-2-4	仕組開発に係る内部管理態勢	P 28
II-2-4-1	意義	
II-2-4-2	主な着眼点	
II-2-4-3	監督手法・対応	
II-3	統合的リスク管理態勢	P 32
II-3-1	意義	P 32
II-3-2	リスクの特定及びリスク・プロファイル	P 32
II-3-2-1	意義	
II-3-2-2	主な着眼点	

Ⅱ-3-3	リスクの測定	P 33
Ⅱ-3-3-1	意義	
Ⅱ-3-3-2	リスクの測定	
Ⅱ-3-3-3	ストレステスト	
Ⅱ-3-3-3-1	主な着眼点	
Ⅱ-3-3-3-2	ストレステストの概要の開示	
Ⅱ-3-4	リスク管理方針	P 35
Ⅱ-3-4-1	意義	
Ⅱ-3-4-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-5	リスクと支払能力の自己評価	P 35
Ⅱ-3-5-1	意義	
Ⅱ-3-5-2	リスクと支払能力の自己評価	
Ⅱ-3-5-3	経営計画と支払能力の評価	
Ⅱ-3-6	報告態勢	P 36
Ⅱ-3-6-1	意義	
Ⅱ-3-6-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-7	業務継続体制（BCM）	P 37
Ⅱ-3-7-1	意義	
Ⅱ-3-7-2	平時における対応	
Ⅱ-3-7-3	危機発生時における管理手法・対応	
Ⅱ-3-7-4	事態沈静化後における管理手法・対応	
Ⅱ-3-7-5	風評に関する危機管理態勢	
Ⅱ-3-8	資産負債の総合的な管理	P 39
Ⅱ-3-8-1	意義	
Ⅱ-3-8-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-9	共済引受リスク管理態勢	P 40
Ⅱ-3-9-1	意義	
Ⅱ-3-9-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-10	再保険に関するリスク管理	P 41
Ⅱ-3-10-1	保有・出再に関するリスク管理	
Ⅱ-3-10-2	再保険に係る方針の開示	
Ⅱ-3-11	財産運用リスク管理態勢	P 42
Ⅱ-3-11-1	意義	
Ⅱ-3-11-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-12	流動性リスク管理態勢	P 50
Ⅱ-3-12-1	意義	
Ⅱ-3-12-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-13	オペレーショナル・リスク管理態勢	P 52
Ⅱ-3-13-1	事務リスク管理態勢	
Ⅱ-3-13-1-1	意義	
Ⅱ-3-13-1-2	主な着眼点	
Ⅱ-3-13-2	システムリスク管理態勢	
Ⅱ-3-13-2-1	意義	
Ⅱ-3-13-2-2	主な着眼点	

II-3-13-3	その他オペレーショナル・リスク管理態勢	
II-3-13-3-1	意義	
II-3-13-3-2	主な着眼点	
II-3-14	監督手法・対応	P 5 8
II-4	業務の適切性	P 5 9
II-4-1	法令等遵守	P 5 9
II-4-1-1	不祥事件に対する監督上の対応	
II-4-2	共済推進管理態勢	P 6 1
II-4-2-1	適正な共済推進管理態勢の確立	
II-4-2-2	団体扱契約関係	
II-4-2-3	他人の生命の共済契約	
II-4-3	共済代理店関係	P 8 1
II-4-3-1	適正な共済代理店体制の確立	
II-4-3-2	共済代理店における員外利用の管理等	
II-4-3-3	共済代理店の届出関係	
II-4-4	保険会社の業務の代理	P 8 3
II-4-4-1	保険会社等の業務の代理を行う場合における募集等の適正化	
II-4-4-2	監督手法・対応	
II-4-5	苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）	P 8 4
II-4-5-1	意義	
II-4-5-2	苦情等対処に関する内部管理態勢の確立	
II-4-5-2-1	意義	
II-4-5-2-2	主な着眼点	
II-4-5-3	金融ADR制度への対応	
II-4-5-3-1	指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合	
II-4-5-3-1-1	意義	
II-4-5-3-1-2	主な着眼点	
II-4-5-3-2	指定ADR機関が存在しない場合	
II-4-5-3-2-1	意義	
II-4-5-3-2-2	主な着眼点	
II-4-5-4	各種書面への記載	
II-4-5-5	監督手法・対応	
II-4-6	利用者の保護等	P 9 3
II-4-6-1	利用者に対する説明責任・適合性原則	
II-4-6-1-1	利用者保護を図るための留意点	
II-4-6-1-2	共済事業の運営に関する措置等	
II-4-6-1-3	特定共済契約における適合性原則	
II-4-6-2	共済金等支払管理態勢	
II-4-7	利用者等に関する情報管理態勢	P 1 0 4
II-4-7-1	意義	
II-4-7-2	主な着眼点	
II-4-7-3	監督手法・対応	
II-4-8	利用者等の利益の保護のための体制整備	P 1 0 7

II-4-8-1	意義	
II-4-8-2	主な着眼点	
II-4-8-3	監督手法・対応	
II-4-9	取引時確認等の措置	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0 9
II-4-9-1	意義	
II-4-9-2	主な着眼点	
II-4-9-3	監督手法・対応	
II-4-10	反社会的勢力による被害の防止	・ ・ ・ ・ ・ P 1 1 2
II-4-10-1	意義	
II-4-10-2	主な着眼点	
II-4-10-3	監督手法・対応	
II-4-11	適切な表示の確保	・ ・ ・ ・ ・ P 1 1 5
II-4-12	障害者等への対応	・ ・ ・ ・ ・ P 1 1 6
II-4-12-1	意義	
II-4-12-2	主な着眼点	
II-4-12-3	監督手法・対応	
II-5	その他	・ ・ ・ ・ ・ P 1 1 8
II-5-1	組合の共済事業に係る事務の外部委託	・ ・ ・ ・ ・ P 1 1 8
II-5-1-1	意義	
II-5-1-2	主な着眼点	
II-5-2	CSRについての情報開示等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 0
II-5-2-1	意義	
II-5-2-2	主な着眼点	
II-5-2-3	監督手法・対応	
III	組合の監督に係る事務処理上の留意点	
III-1	監督事務の流れ	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 1
III-1-1	オフサイト・モニタリングの主な留意点	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 1
III-1-2	検査部局との連携	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 2
III-1-2-1	検査部局による検査着手後	
III-1-2-2	検査部局による検査書通知後	
III-1-2-3	検査・監督連携会議の開催	
III-1-3	災害における金融に関する措置	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 4
III-1-3-1	災害地における金融上の措置	
III-1-3-2	南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置	
III-1-3-3	行政庁報告	
III-1-4	組合に関する苦情・情報提供等	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 6
III-1-4-1	相談・苦情等を受けた場合の対応	
III-1-5	法令解釈等の照会を受けた場合の対応	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2 7
III-1-5-1	照会を受ける内容の範囲	
III-1-5-2	照会に対する回答方法	

III-1-5-3	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
III-1-6	組合が提出する申請書等における記載上の留意点	P 130
III-2	水協法等に係る事務処理	P 130
III-2-1	子会社等	P 130
III-2-1-1	子会社等の業務の範囲	
III-2-1-2	他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い	
III-2-1-3	組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い	
III-2-1-4	共水連の海外における子会社等の業務の範囲	
III-2-2	アームズ・レングス・ルール	P 134
III-2-3	契約条件の変更	P 135
III-2-3-1	契約条件の変更の申出	
III-2-3-2	共済調査人の選任	
III-2-3-3	組合の対応	
III-2-3-4	契約条件の変更に係る承認	
III-2-4	財産運用限度	P 136
III-2-5	議決権の取得制限	P 137
III-2-6	責任準備金対応債券	P 137
III-2-7	説明書類の作成・縦覧等	P 137
III-2-7-1	記載項目についての留意事項	
III-2-7-2	リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示	
III-2-7-3	説明書類の縦覧場所等について	
III-2-7-4	説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項	
III-2-8	支払余力比率の計算	P 142
III-2-8-1	届出書の記載内容のチェック	
III-2-8-2	出資の安定性・適格性のチェック	
III-2-8-3	支払余力比率の計算に際してのチェック	
III-2-8-4	期限前弁済の届出受理に際してのチェック	
III-2-9	水協法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	P 143
III-3	行政指導等を行う際の留意点等	P 144
III-3-1	行政指導等を行う際の留意点	P 144
III-3-2	面談等を行う際の留意点	P 145
III-4	行政処分等を行う際の留意点	P 146
III-5	意見交換制度	P 148
III-5-1	意義	P 148
III-5-2	監督手法・対応	P 148

IV 共済規程の認可に係る審査上の留意点等

IV-1	申請書類	P 1 4 9
IV-2	審査要領	P 1 4 9
IV-2-1	保障内容	P 1 5 0
IV-2-2	事業を行う地域	P 1 5 0
IV-2-3	共済の名称（共済約款又は特約の名称）	P 1 5 0
IV-2-4	危険選択	P 1 5 0
IV-2-5	告知項目	P 1 5 0
IV-2-6	免責事由	P 1 5 1
IV-2-7	告知義務違反に基づく契約解除期間	P 1 5 1
IV-2-8	共済金額・共済期間・契約年齢範囲	P 1 5 1
IV-2-9	共済契約者等（利用者を含む。）への説明事項	P 1 5 1
IV-2-10	解約返戻金の開示方法	P 1 5 1
IV-2-11	共済約款等の規定による貸付に関する事項	P 1 5 1
IV-2-12	特別勘定を設ける共済契約	P 1 5 1
IV-2-13	保険法対応	P 1 5 2
IV-2-14	共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置	P 1 5 3
IV-3	共済数理	P 1 5 3
IV-3-1	共済掛金	P 1 5 3
IV-3-2	責任準備金	P 1 5 3
IV-3-3	返戻金	P 1 5 4
IV-3-4	過去の損害率等による割増引の適用	P 1 5 4
IV-3-5	各種割引制度	P 1 5 4
IV-4	留意事項	P 1 5 4
V	様式・参考資料編	
V-1	申請書等様式集	
V-2	その他報告等様式集	
V-3	参考資料	

(別紙1)

(別紙2)

I 基本的考え方

I-1 共済事業の監督に関する基本的考え方

I-1-1 共済事業の監督の目的と監督部局の役割

共済事業の監督の目的は、共済事業の公共性に鑑み、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介（以下「共済推進」という。）の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図るとともに、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。

共済事業の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い共済事業の監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、組合の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、組合に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、組合の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

I-1-2 共済事業の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、共済事業の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1) 共済事業を行う組合の要件

組合は、共済事業の性格上、組合員の利益を保護し、事業の健全な運営を図ることが特に必要と考えられることから、次に掲げるとおりとしていることに留意することとする。

① 漁協については、共済掛金の収納及び共済金等の支払が的確に処理できる等共済事業の実施に必要な業務処理体制が整備されていると認められ、かつ、②の共水連との間で共同事業契約が締結されることが確実と見込まれること

② 共水連については、共済事業の事業規模等に鑑み、当面、全国を地区とすること

(2) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い共済事業の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。

② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(3) 組合との十分な意思疎通の確保

共済事業の監督に当たっては、組合の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合からの報告に加え、組合との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(4) 組合の自主的な努力の尊重

監督当局は、漁民等による協同組織である組合の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合は、協同組織として、会員・組合員の相互扶助を目的とした組織であるという特性を有しているほか、水協法に基づき組合を指導する漁連が存在するという特色を有している。共済事業の監督に当たっては、組合固有の特性等を十分に踏まえ、業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、組合の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

また、組合の小規模な事業所等に関して、組合に報告や資料提出等を求める場合には、当該事業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。

I-2 監督指針策定の趣旨

I-2-1 監督指針策定の趣旨

水協法は、共済事業の公共性にかんがみ、組合の業務の健全かつ適切な運営及び共済推進の公正を確保することにより、共済契約者等の保護を図り、もって組合員の生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、共済事業は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっている。

このような状況の中で、多様化、高度化する組合員・共済契約者ニーズに柔軟に応えられる共済の仕組開発、掛金率設定が行われる環境を整備することが求められる。また、共済契約者等が、適切かつ十分な情報に基づいて、共済契約が締結できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制を水協法の目的に照らし、常に見直していくことが求められる。また、組合のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

I-2-2 監督指針の位置付け

監督指針においては、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の長官通知等の内容も踏まえ、体系的に整理した。

本監督指針は、組合の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを組合に一律に求めているものではない。

したがって、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義どおりの対応が行われていない場合であっても、組合の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、組合の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

なお、監督指針の策定に伴い、長官通知は廃止することとする。

II 共済事業監督上の評価項目

II-1 経営管理

II-1-1 意義

組合の経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

II-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、経営管理委員会（経営管理委員を設置している組合に限る。以下同じ。）、理事会、監事・監事会（監事会を設置している組合に限る。以下同じ。）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間の牽制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、経営管理委員会会長（経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。）、経営管理委員、代表理事、理事、監事、共済計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

また、組合の行う業務の健全かつ適切な運営及び共済推進の公正を確保し、共済契約者等の保護を図ることが求められていることを踏まえ、組合の常務に従事する役員には、その資質について極めて高いものが求められる。

経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1) 代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定する

とともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査、行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。さらに、内部監査の結果等については速やかに適切な措置を講じているか。

- ⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 経営管理委員会を置く組合においては、代表理事は経営管理委員会で決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ⑦ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ-1-2及びⅡ-4-10-1において「政府指針」という。）の内容を踏まえて理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。（経営管理委員会設置組合の場合は、経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。）

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

（2）経営管理委員会会長

- ① 経営管理委員会会長は、法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事の法令等遵守態勢の構築への取組について適切に監視しているか。また、必要に応じ法令等遵守態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ② 経営管理委員会会長は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 経営管理委員会会長は、代表理事に対し、財務情報その他の組織情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ④ 経営管理委員会会長は、内部監査の重要性を認識し、代表理事に対し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）するよう指示等を行い、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査、行政検査等で指摘された問題点を踏まえ、代表理事に実効性ある態勢整備に積極的に取り組ませているか。また、代表理事から内部監査の結果等について速やかに報告を受け、その結果等への適切な措置を講ずるべく指示等を行っているか。
- ⑤ 経営管理委員会会長は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 経営管理委員会会長は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、代表理事とともに、組

織内外に宣言しているか。

また、経営管理委員会会長は、代表理事に対し、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するよう指示等を行い、定期的にその有効性を検証しているか。

(3) 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会

① 経営管理委員会設置組合

ア 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行を牽制・抑止し、経営管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。また、理事は、代表理事の独断専行を牽制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

イ 経営管理委員会及び理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。

ウ 経営管理委員会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務の基本方針を明確に定めているか。また、理事会はその基本方針に沿った業務を執行するための方針（以下「業務執行方針」という。）を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直し又は見直しの指示を行っているか。

エ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、経営管理委員会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を理事会に整備させるとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

オ 経営管理委員及び理事は、適時・適切な共済金等（共済金、返戻金等支払に関する全てのものを含む。以下同じ。）の支払が健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

カ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

キ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。

また、理事会は、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

ク 経営管理委員会及び理事会は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

ケ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

コ 経営管理委員会及び理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

サ 経営管理委員及び理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

シ 経営管理委員及び理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

ス 経営管理委員及び理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

セ 経営管理委員会は、共済事業について専門的知見を有し、経営管理の適時、適切な対応等を行うことができる者を理事に任命しているか。

ソ 理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

(ア) 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
水協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、共済事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

(イ) 十分な社会的信用

- ・ 反社会的行為に関与したことがないか。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下同じ。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）等我が国の金融関連法令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ・ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ・ 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より

法令等遵守に係る業務改善命令若しくは業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反）によりこれを生ぜしめたことがないか。

- ・ 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- ・ 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。
- ・ 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

タ 経営管理委員会において選任する共済計理人については、当該共済計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第 73 条に規定する要件に該当する者であることに加え、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下「日本アクチュアリー会」という。）において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員等としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、共済計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

チ 経営管理委員会及び理事会は、各関連部門との連携等により、共済計理人に対し必要な情報を提供するなど共済計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

② 経営管理委員未設置組合

ア 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行を牽制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

イ 理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。

ウ 理事会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

エ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。

また、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

オ 理事は、適時・適切な共済金等の支払が健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

カ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

キ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。

さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

ク 理事会等は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

ケ 理事会等は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

コ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

サ 理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

シ 理事は、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

ス 理事は、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することが、自身の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

セ 理事会における理事の選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

(ア) 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
水協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、共済事業その他の事業の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

(イ) 十分な社会的信用

- ・ 反社会的行為に関与したことがないか。
- ・ 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。
- ・ 金融商品取引法等我が国の金融関連法令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ・ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処

せられたことがないか。

- ・ 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令若しくは業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反）によりこれを生ぜしめたことがないか。
- ・ 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。
- ・ 過去において、金融機関等の破綻時に役員として、その原因となったことがないか。
- ・ 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

ソ 理事会において選任する共済計理人については、当該共済計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第 73 条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員等としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、共済計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

タ 理事会は、各関連部門との連携等により、共済計理人に対し必要な情報を提供するなど共済計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

（４）監事

- ① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。
- ④ 監事は、監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ⑤ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に、員外監事の設置を義務付けられている組合にあっては、員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置を義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監事の設置が義務付けられている組合にあっては、常勤監事の常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組合内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑥ 監事の選出を選任で行う組合における役員推薦会議は、監事を推薦するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。
特に、同会議の構成員は、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその設置が義務付けられている趣旨を認識しているか。
- ⑦ 組合の監事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができ

る知識及び経験並びに十分な社会的信用として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア 組合の理事の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験その他独立の立場から理事の職務の執行を監査することにより、組合の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ 十分な社会的信用

(ア) 反社会的行為に関与したことがないか。

(イ) 暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

(ウ) 金融商品取引法等我が国の金融関連法令若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(エ) 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

(オ) 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場として、故意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがないか。

(カ) 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか。

(キ) 過去において、金融機関等の破綻時に役員としてその原因となったことがないか。

(ク) 上記のほか、社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。

(5) 管理者（参事及び部長等と同等以上の職責を負う上級管理職）

① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。

② 管理者は、理事会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(6) 内部監査部門

① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じてこれを適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の業務に対する内部監査を実施しているか。

④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営管理委員会、代表理事及び理事会に報告しているか。

⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等

の改善への取組状況を適切に管理しているか。

(参考)

経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。
農林水産省「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」

(7) 外部監査の活用

- ① 経営管理委員会会長、経営管理委員会、代表理事及び理事会は、外部監査が組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用しているか。
- ② 組合は、内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年1回以上外部監査を受けているか。
なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、経営管理委員会、理事会又は監事に直接、正確に報告されているか。また、監事監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。
- ③ 経営管理委員会及び理事会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ④ 経営管理委員会会長、経営管理委員会、代表理事及び理事会は、組合の子会社（水協法第11条の8第2項（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（規則第7条第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。
- ⑤ 理事会は、必要に応じて、内部監査部門と外部監査機関との協力関係に配慮しているか。
- ⑥ 外部監査により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握しているか。
- ⑦ 関与公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

(8) 共済計理人

共水連の財務の健全性を確保し維持していくためには、経営管理委員会等において選任された共済計理人が自らの役割を理解し、共済の数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

- ① 共済計理人は、職務遂行上必要な権限を理事会から付与されているか。また、制度の趣旨に鑑み、共済計理人が事業推進部門、収益管理部門及び仕組開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されているか。
- ② 共済計理人は、共済掛金の算出方法等の共済の数理に関する事項について、法令等に則り適切に関与しているか。また、そのために必要な情報について、関連する会議への出席等により各関連部門より報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる等共済計理人としての職務を十分に果たしているか。
- ③ 共済計理人は、責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。
- ④ 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

- ⑤ 共済計理人は、法令で定められた共済の数理に係る事項に関して、共済契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から関与しているか。
 - ⑥ 共済計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に新契約伸展率や事業費、財産運用状況等の将来推計に必要な前提について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。
 - ⑦ 共済計理人は、決算書類を承認する理事会へ意見書を提出しているか。また、意見書に法令等に定められた事項を記載しているか。
- (9) 審査管理体制の充実強化
- ① 資産運用に当たって、自己責任原則に基づく責任体制を確立するための措置が講じられているか。審査能力、リスク管理の向上を図るための措置が講じられているか。
 - ② 与信に当たり、審査管理を充実するための措置が講じられているか。
 - ③ 同一の者に対する信用の供与等法令の規定を遵守するための措置が講じられているか。
 - ④ 共済契約獲得のための手段として資産運用が行われていないか。
 - ⑤ 有価証券投資に当たって、取引実施部門（フロントオフィス）と後方事務部門（バックオフィス）との内部牽制が図られているか。また、管理体制を充実するための措置が講じられているか。
 - ⑥ 不動産の取得について、地価の高騰を助長する等の取引を排除する措置が講じられているか。
 - ⑦ 土地の有効利用のための措置が講じられているか。
 - ⑧ 投機的な土地取引、不急な土地取引等を排除する措置が講じられているか。
- (10) 適正な経理処理
- ① 企業会計原則等に準拠した経理処理が行われているか。
 - ② 共済経理の透明性、共済契約者間の公平性を確保するための措置が講じられているか。
- (11) 事業費管理の徹底・強化
- ① 経費節減のための措置が講じられているか。
 - ② 経営の効率化と共済契約者等の利益の向上を目的とした措置となっているか。
- (12) 各種法令の遵守
- ① 各種法令を遵守するための体制が採られているか。新規業務の開始に当たって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。
 - ② 法令担当者を選任しているか。担当者は専門能力を有する者を配置しているか。
- (13) 役職員の兼職
- 経営の健全性等の確保は、組合の責務であり、他の法人の役職員が当該組合の役職員を兼職することによって、それらが疎かになっていないか。

II-1-3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理（ガバナンス）について検証することとする。

なお、共水連の特性を踏まえ、以下の点についてもヒアリングを実施し、経営管理の向上に向けた取組等を促すこととする。

(1) オフサイト・モニタリング

継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、共水連の経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、共水連から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うこととする。

(2) 総合的なヒアリング（Ⅲ－１－１（２）③を参照）

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

(3) トップヒアリング（Ⅲ－１－１（２）②を参照）

トップヒアリングにおいて、共水連の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うものとする。

(4) 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共水連の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、共水連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

(5) 総代会の機能向上に向けた取組状況ヒアリング

総代会制を採る共水連における総代会の運営方針等に関しては、透明性の向上に向けた取組状況等についてヒアリングを行うものとする。

(6) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証

経営管理については上記（１）から（５）のヒアリング等に加え、例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件報告、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

(7) モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、都度記録を更新することとする。

(8) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求め又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

また、理事が、Ⅱ－１－２（３）①ソ及びⅡ－１－２（３）②セに掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、共済事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第 122 条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、共済事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令を発出するものとする。さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政処分に違反したとき又は公益を害す

る行為をしたときで、理事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、水協法第 124 条に基づき役員の変更を命ずることを検討するものとする。

(注) II-1-2 (3) ①ソ及びII-1-2 (3) ②セに掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事の選任議案の決定にあたっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

II-2 財務の健全性

II-2-1 責任準備金等の積立ての適切性

II-2-1-1 意義

共水連は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため責任準備金等を積み立てなければならないことになっている。行政庁としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立ての確保を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、財務の健全性の確保のための自主的な取組を促していく必要がある。

II-2-1-2 積立方式

- (1) 共済契約（特別勘定を設けた共済契約を除く。）に係る共済掛金積立金については、平準純共済掛金式により計算した金額を積み立てるものとなっているか。
- (2) 共水連の業務又は財産の状況及び共済契約の特性等に照らし特別な事情がある場合に、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものとして、いわゆるチルメル式責任準備金の積立てを行っている場合には、新契約費水準に照らしチルメル歩合が妥当なものとなっているか。
- (3) 上記(2)の場合には、平準純共済掛金式により計算した金額の積立てに向け、計画的な積み増しを行うこととなっているか。
- (4) 特定の疾病による所定の状態、所定の身体障害の状態、所定の要介護状態その他の共済掛金払込の免除事由に該当し、以後の共済掛金払込が免除されることとなった共済契約のうち、自動更新可能な共済契約に係る責任準備金については、最終の共済期間満了日まで全ての自動更新が行われるものとして計算した金額を積み立てることとなっているか。
- (5) 異常危険準備金 I における「その他のリスク（生命）」及び「その他のリスク（損害）」に係る積立基準及び積立限度を共済規程において設定している場合には、それらがリスクに応じたものとなっているか。

II-2-1-3 経理処理

責任準備金等の積立てに関し、共水連が適正な経理処理を行うに当たり留意すべき事項は次のとおり。

(1) 将来収支分析について

共済計理人が、水協法第 15 条の 25 第 1 項（水協法第 96 条第 1 項又は第 105

条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、農林水産大臣が認定した基準(以下「実務基準」という。)に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

(2) 共済計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な共済の数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、共水連の将来収支分析に係る意見書に関して共済計理人から説明を求める場合、並びに役員から同意意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。

- ① 共済計理人が、水協法第15条の25第1項(水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認業務において実務基準に則って適切に確認しているか。
- ② 実務基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、共水連の経営実態を踏まえた合理的なものか。
- ③ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、直ちに行われるものであるかどうかの根拠(計画等)が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。
- ④ 実務基準に基づく将来収支分析により、現在の責任準備金の水準が十分であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第58条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、共水連の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、水協法第15条の2第1項(水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置が採られているか。

(3) 再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険の取扱い

共水連が共済契約を再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険(規則第59条に規定する再保険をいう。以下同じ。)に付した場合において、再保険料の追加支払又は再保険金の返戻(以下「再保険料の追加支払等」という。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当てが行われていることを含む。)されているか(当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)

(4) 再保険を付した共水連の経営の健全性を損なうおそれがない外国保険業者

規則第59条第4号に規定する「共水連の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。

- ① 共済契約を再保険に付した共水連(以下「出再組合」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再組合から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が1%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそ

れがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)

② 出再組合が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者（当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。）

③ 過去5年以内において、再保険金の支払を停止するような状態に陥ったことがない外国保険業者

(5) 既発生未報告支払備金計算時の留意事項

① 告示第10条第2項に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断及び同項を適用する場合の計算方法の検討に当たっては、共済契約者保護に努めることを旨としつつ、行政庁と事前に意見交換を行うこと。

② 告示第10条第2項を適用する場合、特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において每期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない点に留意すること。

③ 告示第10条第2項を適用する場合、その旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示すること。

II-2-2 支払余力比率の適切性（早期是正措置）

II-2-2-1 意義

共水連は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、共水連の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、共水連の経営の早期是正を促していく必要がある。

II-2-2-2 監督手法・対応

共水連の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、規則第217条及び同第218条において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については次のとおりとする。

(1) 命令発動の前提となる支払余力比率

規則第217条に規定する別表第7の区分に係る「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下「支払余力比率」という。）は、次の支払余力比率によるものとする。

① 決算速報により報告された支払余力比率（ただし、業務報告書の提出後は、これにより報告された支払余力比率）

② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた共水連と監査法人等との協議の後、当該共水連から報告された支払余力比率

(2) 規則第217条に規定する別表第7の区分に基づく命令

① 第1区分の命令及び第2区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として支払余力比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。した

がって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に共水連の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、支払余力比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該共水連の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該共水連の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。

なお、共水連が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に支払余力比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る改善計画の内容

「共済金等の支払能力の充実に資する措置」とは、支払余力比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 改善までの期間

支払余力比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、共水連が策定する経営改善のための計画等が、当該共水連に対する共済契約者、出資者等の信託を維持・回復するために十分なものでなければならぬことは言うまでもない。したがって、共済契約者、出資者等の信託を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

なお、共水連が、規則第218条第1項の規定により、その支払余力比率を当該共水連が該当する同第217条に規定する別表第7の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該共水連に対し、当該共水連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③の支払余力比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-2-3の支払余力比率が当該共水連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-2-3 規則第218条第1項に規定する合理性の判断基準

規則第218条第1項の「支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

共水連の業務の健全かつ適切な運営を図り、当該共水連に対する会員、共済契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な純資産増強計画等を含み、支払余力比率が、原則として3月以内に当該共水連が該当する規則第217条に規定する別表第7の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

Ⅱ-2-2-4 命令区分の根拠となる支払余力比率

規則第217条及び同第218条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令」は、原

則として3月後に確実に見込まれる支払余力比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

II-2-2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った共水連にあっては、その後支払余力比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、共水連が、規則第218条第1項の規定により、その支払余力比率を当該共水連が該当する規則第217条に規定する別表第7の区分に係る支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該共水連に対し、当該共水連が該当する同表の区分に係る支払余力比率の範囲を超える支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該共水連の支払余力比率が、当該共水連が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る支払余力比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における支払余力比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

II-2-2-6 規則第218条第3項の運用について

規則第218条第3項に該当する場合に、共水連に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出ししないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、共済契約管理の徹底、流動性の補完、純資産の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

（注）流動性資産：現預金、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）

II-2-2-7 その他

- (1) 規則第217条及び同第218条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続を取る必要があることに留意する。
- (2) 支払余力比率が100%未満の共水連に対しては、原則として規則第218条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、支払余力比率が共水連の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的な支払余力比率の操作を行うといったことがないよう共水連に十分留意させることとする。

II-2-3 早期警戒制度

Ⅱ－２－３－１ 意義

組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、水協法第123条の2第4項に基づき、支払余力比率による「早期是正措置」が定められているところであり、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。

このため、以下の行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、共水連の早め早めの経営改善を促していくものとする。

Ⅱ－２－３－２ 監督手法・対応

（１）収益性改善措置

基本的な収益指標やその見通しを基準として、収益性の改善が必要と認められる場合には、原因、改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（２）信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる場合には、原因、改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（３）安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる場合には、原因、改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（４）資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる場合には、契約動向や資産の保有状況等について頻度の高い報告を求めるとともに、原因、改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

（５）業務改善命令

以上の措置に関し、報告徴収の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは着実な改善が行われないと認められる場合には、水協法第123条の2第1項に基づき改善計画を提出させるものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2第2項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－２－４ 仕組開発に係る内部管理態勢

Ⅱ－２－４－１ 意義

共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法は共済規程に記載されており、仕組開発、仕組内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。

共水連より仕組開発に係る共済規程の変更認可申請が行われた場合、行政庁としては、契約内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱

いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

共水連が仕組開発を行うに当たっては、法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、推進面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

II-2-4-2 主な着眼点

(1) 仕組開発に係る理事の認識及び理事会等の役割

- ① 理事会において、共水連の経営計画・経営方針に沿った仕組開発に係る方針を明確に定めているか。
- ② 理事は、仕組開発に係る内部管理が健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ③ 理事会は、仕組開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば仕組開発に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、開発方針や内部管理手法の変更に合わせて改善を図っているか。
- ④ 適切な仕組開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事および人材育成等についての方針を、理事会等が明確に定めているか。
- ⑤ 経営上の観点から重要なものについては、仕組内容の概略決定に当たり、収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、共済の仕組み特有の道徳的危険（以下「モラルリスク」という。）等についての課題及び検討内容等を理事会等において議論することが確保されているか。
- ⑥ 共済計理人は、共済掛金及び責任準備金の算出方法その他の共済の数理に関する事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には理事会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。

(2) 仕組開発に関与する管理者の認識及び役割

- ① 仕組開発に関連する部門の長及び仕組開発に責任を有する理事等（以下「仕組開発関連管理者」という。）は、自ら及び各部門の担当者が、仕組開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。
- ② 仕組開発に際し、取りまとめ部門を設置している場合においては、適切な仕組開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する部門に行っているか。また、取りまとめ部門を設定していない場合においては、仕組開発の全般について理事等が内部管理の状況を統合的に管理しているか。
- ③ 健全性維持や適切な業務運営が確保されるような仕組開発がなされるよう、仕組開発のための規程を理事会等で議論した上で整備しているか。また、仕組開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 仕組開発関連管理者は、仕組開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。

(3) 理事会等への付議体制

新たな共済の開発又は既存の共済の改廃に際し、行政庁への申請が必要なものについては、申請前に理事会等の付議を要することとしているか。

(4) 仕組開発能力の向上のための措置

- ① 人材育成及び仕組開発能力を向上させるための方法・体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ② 共済契約の内容が共済契約者等の需要や利便に適合した内容となるよう、例えば組合員等に対する調査を適宜実施し、活用しているか。

(5) 関連部門との連携

- ① 仕組開発案件の洗い出しは、適切なプロセスにより行われているか。例えば利用者ニーズ・事業推進面からの開発要請、共済引受リスク・収益改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性等の観点から検討されているか。
- ② 理事会において定めた仕組開発に関する方針に沿っているか、開発負荷ほどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施しているか。
- ③ 仕組内容の概略決定に当たり、収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、推進計画、システム開発、共済の仕組み特有のモラルリスク等についての課題及び検討内容等を各関連部門において議論しているか。なお、収支予測については、共済ごとに共水連の経営実態を踏まえた実現可能性の高い共済事故発生率並びに事業費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認しているか。
- ④ 関連部門は、契約量拡大を重視する、例えば事業推進部門等から不当な影響を受けることなく、共済の仕組みに伴うリスク、共済推進上の留意点等の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、理事会等又は取りまとめ部門等（仕組開発の全般を管理する理事等を含む。）に対して直接、必要に応じ随時報告を行っているか。
- ⑤ 関連部門は、理事会等又は取りまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、仕組開発に関わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告しているか。
- ⑥ 仕組開発の全般を管理する理事等や開発部門の長に権限が委ねられている仕組開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。
- ⑦ 仕組内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な事業運営の確保に対するチェックの観点は明確となっているか。
- ⑧ 共水連の態勢整備に当たっては、共済推進時のみならず、共済金支払に至るまで、共済契約者・被共済者・被害者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。
- ⑨ 共済約款の作成については、共済契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が共済契約者の共済約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- ⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
また、保険法（平成20年法律第56号）においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。
- ⑪ 仕組開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック

・管理については、「Ⅱ－3－13 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6) 申請手続のための検討体制

- ① 申請関係書類（行政庁の審査に必要と認められる資料を含む。）を作成する場合に、事前に十分な検討を行っているか。また、十分な共済推進体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努めているか。
- ② 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。

(7) 行政庁審査における指摘事項等に対する対応

- ① 主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能であるように記録しているか。
- ② 理事会等で議論の前提となっていた収支予測、共済引受リスク、コンプライアンス、共済推進計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、特に重要な指摘事項については理事会等において議論しているか。

(8) 書類全体に係る正確性確保のための体制

書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の職員（メンバー）による読み合わせの励行等、複層的チェックを行う態勢の確立などにより、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じているか。

(9) 仕組開発実施前の態勢

- ① 共済推進用資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間を取っているか。
- ② 漁協及び共済代理店に対し、内部規程の内容、組合員への説明方法等の共済推進時の留意事項について十分に周知が図られるよう準備期間を取っているか。

(10) 仕組開発実施後のフォローアップ

- ① リスク管理を適切に行うために、仕組開発プロセスの中にフォローアップが組み込まれているか。
- ② 仕組開発実施後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の利用方法は明確に定められているか。
- ③ フォローアップを仕組開発実施後の適切な時点で実施しているか。
- ④ フォローアップ結果は理事会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとなっているか。
- ⑤ 共済契約の引受けが内部規則に則って行われていることのチェックを実施しているか。
- ⑥ 共済の種類別などの適切な単位ごとに収支分析や共済掛金及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。
- ⑦ 上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施しているか。
- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、共済推進方針の変更、仕組内容や共済掛金率の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
- ⑨ 共済の仕組みに対する利用者、漁協等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の仕組開発に反映させるための体制を整備しているか。

II-2-4-3 監督手法・対応

仕組開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、原因及び改善策等について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて、水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（仕組開発に係る内部管理態勢の改善措置）

II-3 統合的リスク管理態勢

II-3-1 意義

共水連のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保、収益性の改善を図るため、経営戦略やリスク特性等に応じ、共済引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）はもとよりオペレーショナル・リスク等についても、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うことが必要である。また、漁協においてもその行う事務に伴うリスクを管理することが求められる。

特に共水連においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリーごとに適切に管理することはもとより、共水連の戦略目標を達成する重要なツールとして、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要であり、統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されてはいないが、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組が必要である。

II-3-2 リスクの特定及びリスク・プロファイル

II-3-2-1 意義

共水連は、リスクの特定を行った上で、リスク・プロファイルを能動的に把握し、経営として取るべきリスクや許容される損失を定め、リスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが重要である。経営陣においては、直面している、又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。

II-3-2-2 主な着眼点

- (1) リスクの特定に当たっては、共済引受リスク、財産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）のみならず、定量的に把握し難い流動性リスクなど、共水連が重要と認識している全てのリスクを考慮しているか。
- (2) 経営陣は、事業戦略等の変化（例えば、事業再編や投資ポジションの変更など）に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化（例えば、法令改正、政変、大規模災害、市場の混乱など）に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。
- (3) 共水連は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の共済金支払請求や、財務状況の悪化等によって多額の解約を招くことは、重大な流動性の問題に繋がるとともに、事務の増大により事務リスクを高める可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、複数のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。

- (4) 共済の仕組みに組み込まれている金利等の保証や解約等のオプションなどに係るエクスポージャーが、特定のシナリオ下において金融市場やマクロ経済に重要な影響を及ぼすことが想定される場合、リスクの特定に当たって、当該エクスポージャーが及ぼす影響を考慮しているか。

II-3-3 リスクの測定

II-3-3-1 意義

共水連は、リスクが与える影響の大きさとその顕在化する可能性を評価するため、リスク計量モデルやストレステストなどの将来を見通した適切な定量的手法を使用して、リスクを定期的に測定する必要がある。

II-3-3-2 リスクの測定

- (1) 多様なリスクを総合的に把握するため、少なくとも共済引受リスク、財産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク（重要な子会社に係るリスクを含む。）を測定するものとなっているか。
- (2) リスクの計量化に当たっては、例えばトータルバランスシートの経済価値評価（市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、例えば、共済契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等は将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、現時点において完全に確立された評価手法はないため、このような場合には共水連で取り得る最善の手法によるものとする。以下同じ。）によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaR を用いる場合の信頼水準及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。
- (3) 直近の状況に基づくリスクの測定に加えて、経営計画や経営環境を踏まえ、保有契約高の変化、仕組構成の変化の影響を分析し、リスク測定へ反映しているか。
- (4) リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取組を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。
- また、通常のエconomic環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。
- さらに、オペレーショナル・リスクに関して、まずはオペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で、計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討や研究も継続的に行っているか。
- (5) リスク測定においては、リスクの性質、規模及び複雑性並びに信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な手法が用いられているか。例えば、損害共済の一部の巨大災害リスクを測定するには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもあり得ることを踏まえ、共水連で取り得る最善の手法に基づいているか。
- (6) リスク計量モデルは、高度なモデルを導入したとしても、一定の限界が存在し

、リスクを全て完全には捉えられないが、経営陣はこのようなモデルの限界を理解しているか。

- (7) 内部モデルが重要な戦略上、事業上の意思決定を支援し、又は検証するツールとなり得ることを十分認識しているか。また、使用される内部モデルについて、定期的に検証するとともに、必要に応じて第三者による検証（外部の専門家による検証を含む。）を受けることも検討するなど、モデルの信頼性確保に向け、不断の取組を行っているか。
- (8) リスク測定において、カバーしているリスク、使用した測定手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。

II-3-3-3 ストレステスト

II-3-3-3-1 主な着眼点

共水連は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとっていく必要がある。そのためのツールとして、感応度テストを含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaR によるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。共水連においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、支払余力比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。

- (1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、共水連の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。また、こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。

また、随時解約可能であって払込共済掛金の大部分が保証されている貯蓄性の高い共済については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。

また再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再保険キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。

- (2) ストレステストの設定に際しては、理事会において基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、計量化手法で把握できないリスクを捉えたとの観点からの配慮がなされているか。また、理事会等において、定期的に、かつ、必要に応じ随時、共水連の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直して

いるか。

- (3) ストレステストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与しているか。
- (4) ストレステストの結果については、代表理事又は担当理事により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。
- (5) ストレステストを実施する部門とは独立に、ストレステストが的確に設計され、かつ、実施されているかを確認する体制がとられているか（業務部門とは独立したリスク管理部門において統括的にストレステストを実施している場合を除く。）。
- (6) 経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するため、リバーズ・ストレステストを定期的に実施しているか。

II-3-3-3-2 ストレステストの概要の開示

規則第207条第1項第5号イに掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

II-3-4 リスク管理方針

II-3-4-1 意義

共水連は、リスク・プロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、重要と考える全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング体制や管理手法を含めたリスク管理方針及び定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる。さらに、リスク・プロファイル等の変化に伴い、これらの方針は適時に見直す必要がある。

II-3-4-2 主な着眼点

- (1) 経営管理委員会及び理事会は、統合的リスク管理を行う目的を明示的に示すとともに、経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定めているか。
- (2) 理事会は、リスク管理方針に沿った、リスク許容度の設定に関する基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等は、当該考え方を踏まえ、例えばリスク許容度に関する方針やリスク選好方針を作成し、自ら取る意思があるリスクのレベル及び負うことが可能なリスクの限度の運用管理について、明確に設定しているか。また、例えば、ストレステストを実施し、リスク許容度が適切であるか確認するなど、リスク許容度を業務プロセスに適切に組み込んでいるか。
- (3) リスク管理方針等は、仕組開発、共済掛金率設定及び関連する資産運用戦略の間で整合性が取れるように対処されているか。特に、資産運用と仕組開発のベンチマークは、ALM等の財務上の目的に従って適切に設定されているか。また、リスク管理方針等は、資産運用方針等へ明確に反映されているか。

II-3-5 リスクと支払能力の自己評価

II-3-5-1 意義

共水連は、経営戦略やリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在及

び将来にわたる支払能力の十分性を評価するために、経営管理委員会及び理事会の責任の下、定期的にリスクと支払能力の自己評価を実施することが求められる。自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理的に予見可能で関連性のある重大なリスクを含んでいる必要がある。

II-3-5-2 リスクと支払能力の自己評価

(1) 共水連は、将来の経済状況やその他の外部要因の変化を含めた合理的に予見可能で関連性のある全ての重大なリスクを考慮し、支払能力（資本の質と十分性）の評価を実施しているか。

加えて、リスクの要因やリスクの重要性の程度を定期的に評価しているか。さらに、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかにリスクと支払能力の再評価を行っているか。

共水連は、リスクと支払能力の自己評価に当たっては、中長期事業戦略（例えば3年から5年間のもの）、特にそのうちの新規事業計画に十分留意しているか。

(2) 共水連は、必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件を満たしているかをモニタリングするために、リスクと支払能力の自己評価を定期的に行い、リスクと資本の管理プロセスを整備しているか。また、必要な経済資本と支払余力規制に基づく資本の要件の違いについて、経営陣は適切に認識しているか。

(3) 共水連は、リスクと支払能力の自己評価の結果を、例えば、当該結果を踏まえた行動計画とともに適切に文書化しているか。

(4) 共水連は、リスクと支払能力の自己評価の有効性について、内部（例えばリスク管理担当理事）又は外部による全般的な評価を行っているか。

(5) 内部監査部門は、リスクと支払能力の自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。

II-3-5-3 経営計画と支払能力の評価

(1) 共水連は、支払余力規制に基づく資本の要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年間から5年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要な支払能力を分析しているか。

(2) 共水連は、経済状況の変化を含む将来起こりうる事象等の外部要因の変化を前提とした中長期的な事業戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来に必要な経済資本及び支払余力規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む仕組開発、共済掛金率設定及び共済推進見通しを考慮して分析を行っているか。

II-3-6 報告態勢

II-3-6-1 意義

共水連は、将来にわたって、適切なリスク管理を行うとともに、十分な支払能力を確保するため、リスクと支払能力の自己評価を定期的実施し、経営管理委員会及び理事会に報告することが求められる。

II-3-6-2 主な着眼点

(1) 共水連の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理す

る部門を明確化し、同部門の長及び担当理事を配置した上で、同理事・代表理事・理事会、経営管理委員・経営管理委員会会長・経営管理委員会に共水連のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り報告が行われているか。リスクを統合的に管理する部門は、関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

さらに、統合的リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見直されるものとなっているか。

- (2) 共水連の経営管理委員会及び理事会は定期的に、必要な経済資本の充足状況及び支払余力規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行、管理体制の整備等に活用しているか。

II-3-7 業務継続体制（BCM）

II-3-7-1 意義

近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化もあいまって、通常リスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築するとともに、特に共水連においては、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアル及び業務継続計画（Business Continuity Plan；BCP）の策定等を行っておくことが必要である。

。なお、風評リスク等に係る危機管理については、共水連の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。

- (注) 「危機」とは、例えば、(i) 大口運用先の倒産など、そのまま放置すると回復困難になりかねないほど財務内容が悪化するような事態、(ii) 風評等により共済契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(iii) システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、(iv) 大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。

II-3-7-2 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組が重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。

② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- ・自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ・テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
- ・事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ・風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
- ・対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
- ・事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ・人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
- ・労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

③ 危機管理マニュアルには、危機発生時の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係行政庁を含む。）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別、支所（店）等の事業拠点別に想定していることが望ましい。

⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、全漁連及び他の組合と連携し対応する体制が整備されているか。

例えば、

ア 災害等に備えたコンピューターシステム、利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。

イ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

ウ 共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。

エ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、経営管理委員会又は理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

(参考) 「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）

⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、共済金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような体制が整備されているか。また、共済契約者等に対して、共済金等の支払等について便宜措置（「Ⅲ－１－３災害における金融に関する措置」参照）が図られるような体制が整備されているか。

- ⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

II-3-7-3 危機発生時における監督手法・対応

- (1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該組合における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告徴求することとする。
- (2) 上記(1)の場合には、当該組合を監督する都道府県は速やかに水産庁に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

II-3-7-4 事態の沈静化後における監督手法・対応

組合における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該組合に対して、水協法第122条に基づき、事案の概要と組合の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について報告徴求することとする。

II-3-7-5 風評に関する危機管理体制

- (1) 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。また、風評発生時における共水連本所各部及び県事務所等の対応方法に関する規程を設けているか。なお、保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が共済契約の解約に結びついた場合の対応方法について、県事務所等の状況把握、利用者対応、対外説明等、初動対応に関する規程を設けているか。
- (4) 上記(3)のような状況になった場合、行政庁、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

II-3-8 資産負債の総合的な管理

II-3-8-1 意義

資産及び負債並びに資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性や支払能力の状況に適合していることを確保するためには、共水連は、資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。

II-3-8-2 主な着眼点

- (1) 資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当理事を配置した上で、同理事、代表理事、理事会、経営管理委員会等に資産負債全体の総合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。

- また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。
- (2) 理事会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。
 - (3) 同目標に基づき、資産運用と負債管理（既存の負債のみならず、新規仕組開発等により今後発生する負債の管理を含む。）が行われる態勢が整備されているか。
 - (4) 資産負債管理は、経済価値に基づいて行われているか。
 - (5) 資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

なお、そのようなリスクには以下のリスクが含まれる。

① 市場リスク

市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。したがって、例えば、ア．金利リスク（資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。）、イ．株式、不動産その他の資産の価格変動リスク、ウ．為替リスク、エ．市場に関連する信用リスクが含まれる。

② 共済引受リスク

③ 流動性リスク

- (6) 資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当理事を含めた関連する役職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。
- (7) 経営方針、外部環境及び支払能力の状況の変化に応じて、同目標及び管理が適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。
- (8) 長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもあり得る。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有すること、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。

II-3-9 共済引受リスク管理態勢

II-3-9-1 意義

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率等が共済掛金率設定時の予測に反して変動することにより共水連が損失を被るリスクをいう。組合においては、このような共済引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

II-3-9-2 主な着眼点

(1) リスク管理のための態勢整備

① 共済引受リスク管理部門は、

- ア 仕組開発・改廃、共済事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の積立て、共済推進、共済契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等
- イ 共済計理人の意見書等

などを検討データとして有効に活用しているか。

- ② 仕組開発・改廃等各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は明確にされているか。）が共済引受リスク管理部門へ報告される態勢となっているか。
- ③ 資産負債の総合的な管理を行うため、共済引受リスク管理部門は資産運用リスク管理部門と密接に連携し、共済引受リスク管理に必要な資産運用に関する情報を把握しているか。

(2) リスク管理

- ① 共済ごとに、現在の収支状況の把握・分析、将来の収支予測などの方法により、定期的（少なくとも半年に一度）にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、共済事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。
- ② 新しい共済の推進及び既存共済の改廃に際し、当該共済の掛金が、例えば金利水準等の資産運用環境、当該共済に係る事故発生率、事業費支出の方法、責任準備金の状況、支払余力比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。
- ③ 引受基準が仕組開発時に前提とした共済推進条件と同じであること又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。
- ④ 共済引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。
- ⑤ 把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- ⑥ 共済推進に際し、引受基準等を遵守するよう役職員（共水連にあっては漁協及び共済代理店）を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。これらのためには、引受基準に反した共済契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

II-3-10 再保険に関するリスク管理

II-3-10-1 保有・出再に関するリスク管理

共水連が共済契約において引き受けるリスク（出再の割合が軽微なものを除く。）の保有・出再について、以下の点に留意する。

- (1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、理事会等において的確な保有・出再政策が策定されているか。
- (2) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。
- (3) 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。
(注) 手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。
- (4) 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制が採られるとともに、各部門とは独立に共水連全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制が採られているか。
- (5) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。

(注) 再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等への出再を行う場合にも、上記(1)から(5)までのリスク管理が適正に行われているか。

II-3-10-2 再保険に係る方針の開示

規則第207条第1項第5号イに掲げるリスク管理の体制を開示するに当たっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。

- ① 再保険を付す際の方針
- ② 再保険カバーの入手方法
- ③ 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定に当たっての考え方等具体的な再保険の内容

II-3-11 財産運用リスク管理態勢

II-3-11-1 意義

組合は、共済掛金として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な財産運用リスク管理態勢の整備が重要である。

II-3-11-2 主な着眼点

(1) リスク管理態勢の整備

共水連の健全性維持を図る観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の財産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、

- ① 市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。
- ② 代表理事又は担当理事は当該基本方針の策定に積極的に関与しているか。
- ③ 内部規程(稟議規程を含む。以下同じ。)は適正に策定されているか。
- ④ 資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門(フロント・オフィス)、後方事務部門(バック・オフィス)、市場リスク管理におけるリスク管理部門(ミドル・オフィス)について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。
- ⑤ 保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。
- ⑥ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。
- ⑦ 運用全般に係るリスク量が把握できる態勢となっているか。
- ⑧ 代表理事又は担当理事が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に代表理事又は担当理事に報告を行う態勢が整備されているか。
- ⑨ 保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、全

体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的なリスク管理に支障が生じ得ることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。

⑩ 市場流動性が低い又は市場混乱時に市場流動性が低下する可能性が高い商品（例えば以下のような商品）に投資する場合は、適切な投資方針（投資限度額等の運用方針、リスク管理態勢等）を整備し、運用しているか。

- ・ハイブリッドな投資商品
- ・仕組債
- ・プライベートエクイティ
- ・ヘッジファンド

⑪ 例えば以下のような点について、エクスポージャー（オフバランス項目に係るものを含む。）が集中するリスクを、リスク選好や限度額等を設定する等により、適切に管理する態勢が整備されているか。特に金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。

- ・資産の種類
- ・信用格付
- ・発行体、カウンターパーティ又はその関連事業体（相殺可能な負債を必要に応じて考慮）
- ・セクター
- ・地理的領域

(2) 市場リスク管理の内容・手法

① ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。

② VaR 値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼水準、計量手法、投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計量結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。

③ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等には VaR の値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計量手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計量手法（例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など）を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。

④ リスク・リミット（VaR 等の予想損失額の限度枠）及び損失限度の設定に際しては、理事会において、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等において、定期的に、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。

⑤ リスク・リミット若しくは損失限度を超過した場合又は超過するおそれがある場合の管理者への報告体制並びに対応の方針及び手続が明確に定められているか。

(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。また、市場性のあるローンやCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

① 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンやCDS取引も含む。以下「証券化商品等」という）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行い、会計処理にも反映しているか。

ア 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。

イ 取引実施部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。

ウ ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握

ア 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付業者の格付手法や格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。

イ 証券化商品等の投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。

ウ 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか。

エ 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。

③ 市場流動性リスクの管理

ア 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証して

いるか。なお、市場流動性を検証する方法としては、

- (ア) 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること
- (イ) ヒアリング等を通じて、市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準を把握すること
- (ウ) 各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること
- (エ) 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。

イ 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。

④ CDS 取引の安全性の向上

CDS 取引を行うに当たっては、取引の安全性を向上させる観点から、取引の標準化や中央決済機関の利用などといった関係者の取組も念頭に置きつつ、適切な取引実務を採用しているか。

(4) その他個別の財産運用

① 漁協の財産運用については、規則第 69 条に掲げる方法により運用されることとされているが、共済事業の公共的性格に鑑み、その安全かつ効率的な運用を強く要請されるところである。このため、その運用に当たっては、次の点に留意する必要がある。

ア 特定漁業協同組合（施行令第 22 条第 2 項に規定する特定漁業協同組合をいう。以下同じ。）以外の漁協の場合については、例えば、以下の点に留意しているか。

(ア) 銀行等への預け金（規則第 69 条第 1 項第 1 号）のうち外国通貨による預け金については、為替リスクの回避等安全確実に期すため、為替予約により利回りを確定した預け金としているか。

(イ) 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）への金銭信託（規則第 69 条第 1 項第 4 号）は、元本に損失をきたした場合又はあらかじめ一定した金額の利益を得なかった場合に、その信託会社等がこれを補てんし、又は補足する旨の特約の付されたものとしているか。

(ウ) 貸付信託の受益証券の取得（規則第 69 条第 1 項第 5 号）は、元本に損失をきたした場合に、その信託会社等がこれを補てんする旨の特約が付されたものとしているか。

イ 特定漁業協同組合の場合については、上記アに掲げるもののほか、例えば、以下の点に留意しているか。

(ア) 信託会社等への金銭の信託は、元本保証の特約のないものであって、運用方法が特定されているいわゆる特定金銭信託については、規則第 69 条第 2 項の規定による同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで並びに第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる方法として行われるものとしているか。

(イ) 株式の取得（規則第 69 条第 2 項第 1 号）は、告示第 19 条により指定されたもののうち、取得時の直近の決算期において配当を行っているものと

しているか。

(ウ) 債券の取得（規則第 69 条第 2 項第 2 号）は、発行する株式会社の健全性について十分配慮すべきであることから、告示第 20 条により指定されたもので、広く財務及び経営状況その他の条件を考慮し、その資産内容が優良でかつ業績が安定している株式会社の発行するものとしているか。なお、取得した債券が新株予約権付社債である場合、上記（イ）に定める株式の取得条件を満たすものに限り株式への転換の請求又は新株の予約権の行使が可能であることに留意する。

(エ) 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（規則第 69 条第 2 項第 3 号。以下「金外信託」という。）は、告示第 21 条により指定されたもののうち、元本保証の特約のないものであって、運用方法が指定されているいわゆる指定金外信託及び運用方法が特定されているいわゆる特定金外信託の運用の対象については、上記（ア）によるものとしているか。

(オ) 証券投資信託の受益証券の取得（規則第 69 条第 2 項第 4 号）及び管理については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）第 13 条第 1 項の規定による目論見書、金商法第 24 条第 1 項の規定による有価証券報告書等によって証券投資信託の仕組み、運用方針、運用の経過等（組入れ株数、時価総額、売買総額、損益の状況等）について常に検討し、安全確実にして有益な運用に努めることとしているか。

(カ) 金銭債権の取得（規則第 69 条第 2 項第 5 号）は、告示第 22 条により指定されたもののうち、居住者が国内で発行するものの取得としているか。

(キ) 信託会社等への有価証券の信託（規則第 69 条第 2 項第 7 号）は、当該特定漁業協同組合が取得した有価証券のうち国債証券、地方債証券、政府保証債権、金融機関が発行する債券、特別法人債、国内の金融機関以外の株式会社が発行する債券、円貨建債券、貸付信託又は証券投資信託の受益証券としているか。この場合には、信託を行った有価証券の流動性は制約を受けるので、資金計画において支障をきたすこと等のないよう十分留意しているか。なお、有価証券の信託以外の二次的な運用方法（貸借契約に基づく有価証券の貸借等）については認められていないことを留意しているか。

② 共水連の財産運用については、規則第 70 条に掲げる方法により運用することとされているが、共済事業の公共性に鑑み、その安全かつ効率的な運用を強く要請されるところである。このため、その運用に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。

ア 金銭債権の取得（規則第 70 条第 1 項第 2 号）

(ア) 金銭債権のうち、外国において発行された譲渡性預金証書については、OECD 諸国（経済協力開発機構の加盟国及び国際通貨基金の一般借入取極により国際通貨基金と特別な貸付取極を締結している国をいう。以下同じ。）であり、かつ、総資産額が世界で 150 位以内の金融機関が発行するものに限られているか。

(イ) 外国において発行されたコマーシャル・ペーパー及び非居住者が国内において発行するコマーシャル・ペーパーについては、安全確実かつ適正な運用を図るため、信用格付業者（金商法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）の信用格付が A 格相当以上のものとなってい

るか。

イ 有価証券の取得（規則第70条第1項第4号）

（ア）債券について

a 金融機関以外の株式会社が発行する債券

債券の取得は、発行する株式会社の健全性について十分配慮すべきであることから、広く財務及び経営状況その他の条件を考慮し、その資産内容が優良で業績が安定している株式会社の発行する債券の取得に限られているか。なお、取得した債券が新株予約権付社債である場合、（イ）に定める株式の取得条件を満たすものに限り株式への転換の請求又は新株の予約権の行使をすることができることに留意する。

b 外国債券

（a）居住者が発行する外貨建債券の取得については、金商法第2条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する債券の取得として取扱われているか。

（b）居住者及び非居住者が発行する外貨建債券の取得は、外貨建債券に特有の為替リスクを伴い、高度な専門的知識等が特に必要とされることから、安全確実な運用を期するため、運用財産及び有価証券等の資金量に十分留意しながら、長期的視点に立って、段階的かつ弾力的な資金運用が行われているか。

（c）非居住者が発行する外貨建債券の取得対象は、安全確実かつ適正な運用を図るため、OECD諸国であり、かつ、信用格付業者の信用格付がA格相当以上のものとなっているか。

c 債券の空売り及び貸借

（a）リスク管理を行うための措置が講じられているか。

（b）適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

（c）リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

（d）実行限度額等を明確にした管理が行われているか。

（イ）株式について

a 金融商品取引所に上場されていない株式の取得対象株式は、安全性を確保するとともに、その資産内容が優良で業績が安定している株式会社の株式の取得を図るため、東京証券取引所の上場審査基準を満たしているか。この場合、東京証券取引所有価証券上場規程第205条の少なくとも「事業継続年数」、「純資産の額」及び「利益の額又は時価総額」を満たしているか。

b 1会社当たりの株式の取得数は、当該会社の発行済株式の10分の1以内となっているか。

c 共済資金の特性に鑑み安全確実な運用を期するため、次の事項を十分留意しているか

（a）株式含み益の維持、造成に努めること。

（b）株式の取得、処分に当たっては、長期的視点から株式運用計画を策定し、これに基づき極力安定的に行い、経営基盤の弱体化を招かないようにすること。

d 株式の信用取引については、次のとおり行われているか。

（a）信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が

行われているか。

(b) リスク管理を行うための措置が講じられているか。

(c) 適時にリスク量が把握できる態勢となっているか。

(d) リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

(e) 株式運用に係る信用取引の利用は、自ら保有している現物株式の価格変動リスクをヘッジするための売付けに限られているか。なお、この場合の利用限度は、次のとおりであることに留意する。

- ・ 年度間の信用取引による売付け株数合計は、年度始保有貸借銘柄の株数合計の100分の20以内
- ・ 個別貸借銘柄の信用取引による売付け株数は、常時、保有株数の100分の50以内

(ウ) 投資信託について

証券投資信託の受益証券の取得及び管理については、金商法第13条第1項の規定による目論見書、金商法第24条第1項の規定による有価証券報告書等によって証券投資信託の仕組み、運用方針、運用の経過等（組入れ株数、時価総額、売買総額、損益の状況等）について常に検討し、安全確実にして有益な運用に努めているか。

ウ 金銭の貸付け（規則第70条第1項第5号）

(ア) 審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。

(イ) 債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信に当たり、債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。

(ウ) 迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。

(エ) 貸付け等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。

エ 不動産の取得（規則第70条第1項第6号）

(ア) 不動産の取得に当たって、その価額が1件当たり1億円を超える場合等、次に掲げる場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けているか。

a 1件当たり1億円を超える場合

b 同一の物件を分割して取得しようとする場合であって、その取得価額の合計額が1億円を超える場合

c 同一の計画に基づき2以上の物件を取得しようとする場合であって、その取得価額の合計額が1億円を超える場合

d 当該不動産の取得価額の全額を一時に支払う場合に限らず、当該不動産に係る建設仮勘定、権利金、保証金、敷金、手付金、地上権等勘定科目又は名称のいかんにかかわらず実質的に当該不動産の取得を可能ならしめるため資金を支出する場合

(イ) 業務用不動産について、運用不動産と明確に区分した管理が行われているか。

(ウ) 業務用不動産の取得に当たって、経営の効率化の観点を勘案した取得となっているか。

(エ) 不動産の取得については、取得の対象とする不動産は、財産の保全上、共水連が地理的、経済的に常時管理が可能なものに限る必要があるので、

原則として共水連の事務所の所在する市町村の区域内にある土地又は建物に限られているか。また、取得した不動産の管理運用に当たっては、共済事業収支に悪影響を及ぼすことのないよう慎重にこれを行うことを要し、毎年少なくとも7%以上の運用収入が見込まれているか。

(オ) 不動産の取得、処分等に当たっては、次の点に留意するものとする。

a 不動産を取得し、又は処分しようとする場合には、取得しようとする不動産の種類及び当該不動産の取得価格の最高限度並びにその取得した不動産の処分（当該不動産の一部について処分する場合を含む。）は理事会において決定されているか。

b 取得に当たっては、その価格は不動産鑑定業者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第3項に規定する不動産鑑定業者をいう。以下同じ。）が評価した評価額以下とし、2,500万円を超える不動産を取得しようとするときは2以上の不動産鑑定業者の評価を求め、それらの不動産鑑定業者の評価額のうち最低の評価額以下とされているか。

オ 金銭、有価証券等の信託会社等への信託（規則第70条第1項第7号）

金銭の信託は、運用の対象を金商法第2条に規定する有価証券に限っているか。また、財産運用の安全性を考慮して、株式を運用の対象とする特定金銭信託、指定金外信託及び特定金外信託の運用総額の合計額については、共水連の財産の総額の100分の9以内としているか。

カ デリバティブ取引（規則第70条第1項第9号及び第10号）

(ア) デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。

(イ) リスク管理を行うための措置が講じられているか。

(ウ) 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

(エ) リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

(オ) 当該デリバティブ取引はヘッジ目的で行われているか。

キ カウンターパーティの信用リスクについて

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。

(ア) カウンターパーティ別及び必要に応じてカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理

(イ) デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握

(ウ) 担保その他の信用補完措置の有効性の確認

ク その他の取引

共水連が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、収支に与える影響を勘案した内部規程が整備されているか。また、社会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、現金担保付債券貸借取引において内部規程は整備されているか。また、現金担保に当たっては適正な付利が行われているか。

ケ 貸付債権の流動化

(ア) 原債務者の保護に十分配慮しているか。

(イ) 債務者等を威迫し、又は私生活若しくは業務の平穩を害するような者に

対して貸付債権を譲渡していないか。

コ 投資一任契約による運用について

(ア) 財産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など）は共水連自らが行っているか。

(イ) 投資一任契約に関して財産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。

(ウ) 投資一任契約の内容が共水連の資産運用方法として適切なものとなっているか。

(エ) 投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。

(オ) 投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。

(5) 資金の調達

外部資金の取入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなるため、例えば、以下のようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

① 劣後債務の取入れ

ア 取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

イ 返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

② 当座借越

ア 資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。

イ 取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。

(6) 資産の自己査定のあり方

① 資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。

② 自己査定基準を策定し、自らの資産を検討・分析した上で、回収の危険性又は価値の毀損の度合いに応じて分類区分（以下「自己査定」という。）を行っているか。

③ 自己査定基準の策定に当たっては、関係法令に準拠し、経営陣の積極的な関与の下で正式な内部手続を経て、文書により規程化されているか。当該基準には、資産査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が明記されているか。また、基準の合理性、明確性について説明が可能か。

④ 自己査定の責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。

⑤ 自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う体制となっているか。また、自己査定部門において精通者が確保されているか。

⑥ 自己査定が基準どおりに行われているか。

⑦ 自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。経営陣は報告を理解し、共水連の資産内容を正確に把握しているか。

⑧ 自己査定結果を踏まえた償却引当方針は明確か。外部監査人との連携は十分か。

⑨ 日本公認会計士協会の定める実務指針に則った償却・引当が行われているか。

Ⅱ－３－１２－１ 意義

共水連は、共済掛金収入等の状況により資金繰りに支障を来した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ－３－１２－２ 主な着眼点

(1) 態勢整備

- ① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。
- ② 代表理事、担当理事、理事会、資金繰り管理部門及び各業務部門の間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画及び指揮命令の態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(注) 「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。

- ③ 流動性リスク管理方針を策定し、例えば各部門の役割や管理方法等を定めているか。流動性リスク管理方針に基づく資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。
 - ・流動性リスクに関するリスク選好、リスク許容度、リスク・リミット等の設定及びその遵守状況の確認
 - ・流動性に関するストレステストの実施（リスク選好等の範囲内にあることの確認を含む。）
 - ・流動性危機時の対応策の設定及びその見直し

- ④ 資金繰りの状況その資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分における管理手法、報告手法、決済手法等の規程を、理事会等が承認の上、整備しているか。

(2) リスク管理

- ① 理事会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。また、資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。加えて、流動性危機時の対応策の整備及びその重要な見直しを承認しているか。
- ② 代表理事は、資産運用の内容、調達状況等により、必要に応じ、市場のない、又は非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。
- ③ リスク管理部門は、理事会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。
- ④ 資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針その他リスク管理に関する規程に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、円貨及び外貨についての資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金繰りを適切に管理しているか。また、資金繰りリスクに関する要因分析を行うとともに、対応策を整備しているか。通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについて統合して管理しているか。また、必要な資金の調達手段を確保しているか。

- ⑤ 各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。
- ⑥ 資金繰りリスクの管理に当たっては、出再保険の管理を行っているか。
- ⑦ CDS 取引を含むデリバティブ取引等において、参照債務の信用の程度、あるいは共水連の信用の程度等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。

II-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢及びその他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。

II-3-13-1 事務リスク管理態勢

II-3-13-1-1 意義

事務リスクとは、組合の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより組合が損失を被るリスクをいうが、組合は、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

II-3-13-1-2 主な着眼点

(1) 事務リスク管理態勢

- ① 全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。
- ② 利用者等に係る個人情報の漏えいやプライバシーの侵害を発生させないように、業務態勢の整備や職員あるいは共済代理店等に対する指導などの措置が講じられているか、共済の目的が存在しない契約（いわゆる架空契約）等法令や内部ルールに反する共済契約について、その発生の防止等の措置が講じられているかなど、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう態勢が整備されているか。また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 支所・支店（事務所）におけるリスク管理態勢

事務部門は、支所・支店（事務所）における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

(4) 人事管理態勢

人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修等により、最低限年一回、一週間以上連続して職場を離れる方策をとっているか。また、職員教育において職業倫理が盛り込まれているか。

II-3-13-2 システムリスク管理態勢

II-3-13-2-1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や共水連が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や組合が損失を被るリスクをいう。一方、共水連の事業再編に伴うシステム統合や新たな共済・サービスの拡大等に伴い、共水連の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらに、コンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは共水連に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

II-3-13-2-2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

- ① システムリスクについて代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。
- ② 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

（注）サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

- ③ 理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する理事を定めているか。なお、当該理事は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。
- ④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生の際において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。
また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2) システムリスク管理態勢

- ① 理事会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。
- ② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）に関する方針が含まれているか。
- ③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) システムリスク評価

- ① システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していること

を踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

- ② 仕組開発部門は、新たな共済の導入時又は仕組内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4) 情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、内部規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他の共済団体又は保険会社における不正・不祥事件も参考に、必要に応じて情報セキュリティ管理態勢の改善を図っているか。

- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティについて統括しているか。

- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

- ④ 共水連が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システムを対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

- ・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
- ・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ等

- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

- ・情報を利用する際の利用ルール
- ・記録媒体等の取扱いルール等

- ⑥ 利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

- ・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
- ・アクセス記録の保存、検証
- ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制等

- ⑦ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

- ⑧ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを必要に応じてモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

- ⑨ セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育を行っているか。

(5) サイバーセキュリティ管理

- ① 理事会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（令和6年10月金融庁）」を参考に、必要な態勢を整備しているか。

- ② インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例え

ば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

- ・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- ・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
- ・ ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証等

(注) 不正アクセスによる利用者口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合（例えば、共済金振り込み金融機関口座（出金先口座）の指定・変更手続きにおいて、利用者口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、さらに転送不要郵便により利用者の住所地に口座指定・変更手続きのための書面を送付するなどにより、利用者口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合）は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。

③ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

- ・ 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
- ・ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を共水連側で検知し、警告を発するソフトの導入
- ・ 電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
- ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

(6) システム企画・開発・運用管理

① 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、理事会の承認を受けているか。

② 現行システムに内在するリスクを適時洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。

③ 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

④ 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ理事会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、理事会等が必要な指示を行っているか。

⑤ 共水連におけるシステム不備により共済契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、仕組開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。

ア システム開発時の連携

共済契約に係る新しい共済や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連

携が十分図られているか。

連携に当たっては、

- (ア) 関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。
- (イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、仕組開発部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。
- (ウ) 関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。
- (エ) 関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。
- (オ) システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。

等に留意する。

イ システム開発時のチェック

- (ア) 仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、共済や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。
- (イ) 共済掛金・契約者割戻金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。
- (ウ) 各部門におけるチェックについては、具体的な内容ごとに、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。
- (エ) チェックの方法が適切に選択されているか。

ウ システム開発後のチェック・管理

- (ア) 仕組開発部門及び事務設計部門は、新しい共済や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。
- (イ) 新しい共済や仕組みの導入に当たり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、仕組開発部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。

(7) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム関係に精通した要員による内部監査や、外部監査の活用を行っているか。
- ③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は適切に理事会に報告されているか。

(8) 外部委託管理

- ① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

- ③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか

- ④ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを適時モニタリングしているか。

(9) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時態勢が構築されているか。

- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断し得るもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

- ③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、共水連の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

- ④ コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

- ⑤ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10) 障害発生時の対応

- ① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

- ④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

- ⑤ システム障害等が発生した場合、共水連において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに

的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。

また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

- ⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

また、システム障害等の原因等の適時傾向分析を行い、それに応じた対応策を採っているか。

- ⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しているか。

(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」を参照。

II-3-13-3 その他オペレーショナル・リスク管理態勢

II-3-13-3-1 意義

その他オペレーショナル・リスクとは、組合がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクをいう。

例えば、利用者に対する過失などによる「法務リスク」や、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害などの「人的リスク」、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などの「風評リスク」などがある。

各組合においては、このようなその他オペレーショナル・リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

II-3-13-3-2 主な着眼点

- (1) 経営陣は、その他オペレーショナル・リスク管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分認識し、これらのリスクの所在や特性等を把握しているか。
- (2) 組合は、その他オペレーショナル・リスクについて、管理方針等を策定しリスクを定義するとともに、適切な管理を行い、必要に応じ経営管理委員会、理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理態勢を整備し、運用しているか。

II-3-14 監督手法・対応

統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2又は第124条に基づく行政処分を行うものとする。

なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。

(1) システム統合時

- ① 共水連が事業再編等に伴いシステム統合等を公表したときには、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じて水協法第122条に基づく報告等により把握を行うものとする。
- ② 共水連が、合併等の事業再編に伴いシステム統合等を行う場合にあつては、

当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制（内部監査を含む。）その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、必要に応じ、水協法第 122 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。

（2）障害発生時

- ① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実について行政庁へ報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（様式・参考資料編その他報告等様式参照。）により行政庁へ報告をを求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 月以内に現状について報告を求めるとする。

（注）報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、共水連が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- ・ 共済金等の支払に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
- ・ その他業務上、上記に類すると考えられるもの

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼし、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告をするものとする。

- ② 必要に応じて水協法第 122 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 又は第 124 条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4 業務の適切性

Ⅱ－4－1 法令等遵守

組合の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが利用者からの信頼を確立するためにも重要である。

Ⅱ－4－1－1 不祥事件に対する監督上の対応

不祥事件に対する監督上の対応については以下のとおり取り扱うこととする。

（1）不祥事件の発覚の第一報

組合において不祥事件が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

- ① 本所等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告

② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等への通報

③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施

(2) 行政庁への届出

規則第 224 条第 5 項第 6 号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。

① 消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）等、水協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ－4－4 に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に違反する行為を行った、又は同法第 307 条第 1 項第 3 号に該当する行為を行った場合。

② 架空契約（実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。以下同じ。）及び名義借契約（組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。）が発生した場合。

なお、組合から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記（1）の点も併せて確認するものとする。

(3) 不祥事件等届出書の受理

規則第 224 条第 1 項第 17 号に基づき、組合が不祥事件の発生を知った日から 1 月以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。

なお、組合から第一報がなく届出書の提出があった場合は、（1）の点も併せて確認するものとする。

(4) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。

② 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組が適時適切に行われているか。

③ 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。

④ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

⑤ 改善策の策定や自浄機能が十分か。

⑥ 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(5) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて水協法第 122 条に基づき報告を求めるものとし、さらに、重大な問題があるときは、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(6) 標準処理期間

不祥事件等届出書に係る水協法第 122 条に基づく報告徴求や水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合は、当該届出書（水協法第 122 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則としておおむね 1 月以内を目途に行うものとする。

Ⅱ－４－２ 共済推進管理態勢

Ⅱ－４－２－１ 適正な共済推進管理態勢の確立

(1) 共済推進を行う役職員の教育、管理、指導

- ① 組合においては、共済推進を行う役職員に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、そのような教育、管理、指導が行われる態勢を整備しているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。
- ② 共済推進に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、利用者情報の取扱い等について組合内においてマニュアル等により制度化されているか。また、共済のそれぞれの特性に応じた利用が行われるよう、多様化した共済に関する十分な知識の付与及び適切な共済推進活動のための十分な教育が行われているか。さらに、社会保障において公的部門を補完する共済事業の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

(2) 水協法第 15 条の 9 第 1 号（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。） 、第 15 条の 12（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。） 関係（情報提供義務）

- ① 組合又は共済代理店は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介等に関し、共済契約の種類及び性質等を踏まえ、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報の提供が適正に行っているか。
- ② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うに当たっては、利用者が共済の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

（注 1）「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア（ア）及びイ（イ）について省略した上で、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。

（注 2）水協法第 15 条の 12 に規定する特定共済契約（以下「特定共済契約」という。）については、水協法第 15 条の 9 第 1 項の規定は適用されず、水協法第 15 条の 12 で準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う必要があることに留意すること。

ア 「契約概要」の項目

- （ア）当該情報が「契約概要」であること
- （イ）共済の仕組み
- （ウ）保障（補償）の内容

（注）共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

- （エ）付加できる主な特約及びその概要
- （オ）共済期間

- (カ) 引受条件（共済金額等）
- (キ) 共済掛金に関する事項
- (ク) 共済掛金払込みに関する事項（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間）
- (ケ) 契約者割戻しに関する事項（契約者割戻しの有無、割戻方法、割戻金額の決定方法）
- (コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- イ 「注意喚起情報」の項目
 - (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること
 - (イ) クーリング・オフ（水協法第 15 条の 4（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する共済契約の申込みの撤回等）
 - (ウ) 告知義務等の内容
 - （注）危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約が継続できない（共済期間の途中で終了する）場合がある旨の共済約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。
 - (エ) 責任開始期
 - (オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
 - （注）通例でないときは、特に記載すること。
 - (カ) 共済掛金の払込猶予期間、共済契約の失効、復活等
 - （注）共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度の説明を含む。
 - (キ) 解約と解約返戻金の有無
 - (ク) 手続実施基本契約（水協法第 118 条第 1 項第 8 号に規定する「手続実施基本契約」をいう。以下同じ。）の相手方となる指定 ADR 機関（水協法第 121 条第 1 項に規定する「指定共済事業等紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）
 - (ケ) 保障重複に関する以下の事項
 - （注）保障重複とは、複数の損害共済契約の締結により、同一の被共済利益について同種の保障（補償）が複数存在している状態をいう。
 - a 保障内容が同種の共済契約が他にある場合は、保障重複となる可能性があること
 - b 保障重複の場合の共済金の支払に係る注意喚起
 - c 保障重複の主な事例
 - (コ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項
- ③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係
 - ア 契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う場合は、特定共済契約の種類、性質等に応じて適切に行われているか。
 - イ 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて分類の上、書面を作成し、交付しているか。
 - なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。
 - （注）「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契

約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の（ア） a 及び（イ） a を省略することができる。また、この場合、以下の（ア） b 及び（イ） d はどちらか一方を省略することができる。

- (ア) 「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係）
- a 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。
 - b 組合の名称及び住所
(注) その連絡方法についても、明示することとする。
 - c 共済の仕組み
 - d 保障（補償）の内容
(注) 共済金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。共済金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。
 - e 付加できる主な特約及びその概要
 - f 共済期間
 - g 引受条件（共済金額等）
 - h 共済掛金に関する事項
 - i 共済掛金払込みに関する事項（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間）
 - j 契約者割戻しに関する事項（契約者割戻しの有無、割戻方法、割戻額の決定方法）
 - k 解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項
- (イ) 「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 43 条）等関係）
- a 当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。
 - b 諸費用に関する事項の概要
 - c 損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨
(注) 当該損失の直接の原因となる指標及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。
(注) 上記 b 及び c は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。
 - d 組合の名称及び住所
(注) その連絡方法についても、明示することとする。
 - e クーリング・オフ（水協法第 15 条の 4 第 1 項に規定する共済契約の申込みの撤回等）
 - f 告知義務等の内容
 - g 責任開始期
 - h 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
(注) 通例でないときは、特に記載すること。
 - i 共済掛金の払込猶予期間、契約の失効、復活等
(注) 共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度

の説明を含む。

j 解約と解約返戻金の水準

k 租税に関する事項の概要

l 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあっては、その名称を含む。）

m 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）

n その他特に法令等で注意喚起することとされている事項

ウ 契約締結前交付書面に関し、規則第 40 条に規定する要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項については 12 ポイント以上とすること等）に則して書面を作成し、交付しているか。

エ 契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うことに関し、あらかじめ、利用者の知識・経験・財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

④ 規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する「被共済者のために積み立てられている額」には、規則第 12 条第 1 項第 3 号ハに規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第 58 条第 1 項第 2 号（未経過共済掛金）及び規則第 66 条第 1 項（契約者割戻準備金）等が含まれる。

⑤ 規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。

ア 規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号イ及びロ並びに規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号イ及びロに規定する事項について、書面又は電磁的記録に既契約及び新契約に関して記載項目ごとに対比して記載する。

イ 上記アにかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号イ及びロ並びに規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号イ及びロに規定する事項が記載されたそれぞれの書面又は電磁的記録を交付して対比することも可能とする。

（ア）共済の種類が異なり、かつ、既契約及び新契約（いずれも特約を含む。）の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。

（イ）複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の契約内容やシステム上の問題等により、記載項目ごとに対比して記載（上記アをいう。）しない合理的な理由があるもの。

⑥ 規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する既契約と新契約の対比について適切に行っているか。

なお、規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号ロに規定する「その他共済契約に関する重要な事項」及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号ロに規定する「その他特定共済契約に関する重要な事項」とは、以下に掲げる事項をいう。

- ・ 共済掛金の払込方法、契約者割戻しの有無、予定利率の変動によって共済掛金が引上げとなる事実、その他共済契約の特性から重要と認められる事項のうち該当する事項

⑦ 規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号ハ及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号ハに規定

する保障内容を見直す方法について、交付する書面又は電磁的記録に適切に記載しているか。

なお、規則第20条の2第3項第8号ハ及び規則第40条の2第1項第6号ハに規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲げる方法をいう。

ア 既契約に特約を中途付加する方法

イ 既契約に追加して、他の共済契約を締結する方法 等

⑧ 情報提供義務の適用除外（規則第20条の2）

ア 規則第20条の2第3項第3号イに規定される場合においても、組合又は共済代理店は、利用者が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、利用者の共済に係る知識の程度に応じて、適切な説明を行う必要がある。

イ 規則第20条の2第3項第3号ロに規定される額については、一契約単位（主契約+特約）の金額（団体共済の場合には被共済者一人当たりの金額）で判断することとする。

ウ 規則第20条の2第9項第1号イに規定される共済契約とは、例えば、世帯主が家族を被共済者として共済契約を締結した上で、共済掛金は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被共済者として共済契約を締結する場合であって共済掛金を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。

（注）明確に被共済者に共済掛金負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに共済金等の支払のために必要な共済掛金の額が物品等の価格に占める割合などから、被共済者が負担する実質的な共済掛金があると解される場合があることに留意する必要がある。

なお、保険法に基づき被共済者の同意が求められる場合には、被共済者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。

エ 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の共済については、被共済者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、共済掛金等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第20条の2第9項第1号ハに掲げる共済契約に該当するものとする。

⑨ 情報提供義務に係る体制整備関係

組合及び共済代理店は、規則第20条の4、規則第48条第1項第4号及び規則第53条に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。

ア 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。Ⅱ-4-2-1（2）⑨において同じ。）において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。

イ 「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。

ウ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ-4-11 適切な表示の確保」参照）

（ア）文字の大きさや記載事項の配列等について、利用者にとって理解しやす

い記載とされているか。

(注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫(特に、特定共済契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件(文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等)に則して作成する必要があることに留意すること。)

(イ) 記載する文言の表示に当たっては、その平明性及び明確性が確保されているか。

(注) 例えば、専門用語について利用者が理解しやすい表示や説明とされているか。利用者が共済の仕組内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。

(ウ) 利用者に対して具体的な数値等を示す必要がある事項(共済期間、共済金額、共済掛金等)については、その具体的な数値が記載されているか。

(注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、利用者に誤解を与えないよう配慮の上、例えば、代表例、利用者の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。

(エ) 当該書面に記載する情報量については、利用者が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、共済の仕組みの特性や複雑性に合わせて定められているか。

(注) 通常は利用者が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。

(オ) 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。

エ 利用者当該書面の交付又はその他の適切な方法(電磁的方法を含む)による提供を行うこと加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。

(ア) 当該書面を読むことが重要であること。

(イ) 主な免責事由など利用者にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。

(ウ) 特に、乗換(規則第21条第1号に規定する既契約を消滅させて新たな共済契約の申込みをさせ、又は新たな共済契約の申込みをさせて既に成立している共済契約を消滅させること。)、転換(規則第20条の2第3項第8号及び規則第40条の2第1項第6号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は共済掛金に充当することによって共済契約を成立させること。)の場合は、これらが利用者にとって不利益になる可能性があること。

オ 当該書面の交付又はその他適切な方法(電磁的方法を含む)による提供に当たって、共済契約締結に先立ち、利用者が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。

(注1) 「注意喚起情報」を記載した書面については、利用者に対して効果的

な注意喚起を行うため、共済契約の申込み時に説明・交付することでも足りる。

(注2) 利用者に対する十分な時間の確保に当たっては、共済の仕組みの特性や販売方法を踏まえる一方、利用者の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。

カ 電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記アからオに規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。

例えば、少なくとも以下のような方法により、利用者に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。

(ア) 電話による場合

利用者に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明の上、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付又はこれに代替する電磁的な方法により提供する方法

(イ) 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるような記載を行った上で、当該書面を利用者に送付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

(ウ) インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行った上で、当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるように電磁的方法による説明を行う方法

(注1) 上記エに規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。

(注2) 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを利用者が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。

(注3) インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

キ 規則第20条の2第2項に定める団体共済について、共済契約者である団体が被共済者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記アからカまでに規定する内容について、組合又は共済代理店が利用者に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。

(注) 上記キに該当する共済としては、例えば、以下のものが考えられる。

・団体の構成員を被共済者として団体又はその代表者を共済契約者とする乗組員厚生共済

ク 規則第20条の2第3項第5号、第6号、第8号及び規則第40条の2第1項第3号から第6号までに定める書面の交付（電磁的方法により代替して交

付する場合を除く。) に関して、共済契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、組合の役職員及び共済代理店に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。

当該書面を電磁的方法により代替して交付する場合には、共済契約者の承諾を得た上で適切な手段により提供する措置を講ずる体制が整備されているか。

ケ 既契約及び新契約に関して規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号イ及びロ並びに規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号イ及びロに規定する事項が記載されたそれぞれの書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により対比する場合には、当該書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により提供に当たって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、共済契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか。

コ 利用者から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した、契約締結前交付書面並びに規則第 20 条の 2 第 3 項第 8 号及び規則第 40 条の 2 第 1 項第 6 号に定める書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。

(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に利用者が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用した上で、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、利用者とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。

映像によって利用者の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすること、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、利用者の特性等に応じて組み合わせることによって、利用者の了知の有無を確認することが考えられる。

(3) 水協法第 15 条の 6 関係 (意向の把握・確認義務)

組合又は共済代理店は、水協法第 15 条の 6 の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。

① 意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、利用者が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、それを踏まえた意向に共済契約の内容が対応しているかどうかを判断した上で共済契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う共済の仕組みや推進形態を踏まえ、組合又は共済代理店の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、以下のアからエ又はこれと同等の方法を用いているか。

ア 共済金額や共済掛金を含めた当該利用者向けの個別プランを説明・提案するに当たり、当該利用者の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。

その後、最終的な利用者の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な利用者の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。

さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする共済契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。

（注1）事前に利用者の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。

（注2）利用者の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の利用者属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定（把握）した利用者の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。

（注3）不動産購入等に伴う保障（補償）を望む利用者に係る意向の把握及び説明・提案については、利用者自身が必要とする保障（補償）内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握した上で、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、組合又は共済代理店が把握した利用者の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明することが考えられる。

イ 規則第20条の2第3項第3号イに規定する事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する共済契約については、利用者の共済に係る知識の程度や共済の仕組みの特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。

ウ 規則第20条の2第3項第3号ロに規定する1年間に支払う共済掛金の額（共済期間が1年未満であって共済期間の更新をすることができる共済契約にあつては、1年間当たりの額に換算した額）が5千円以下である共済契約における意向把握については、共済の仕組み・特性に応じて適切に行うものとする。

エ 規則第20条の2第2項に定める団体共済の加入勧奨については、Ⅱ-4-2-1（4）④イ（注）に定める措置を講じるものとする。

② 意向把握・確認の対象

例えば、以下のような利用者の意向に関する情報を把握・確認しているか。

ア 人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済種類及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済種類について

(注) 共済期間が1年以下の乗組員厚生共済(契約締結に際し、共済契約者又は被共済者が告知すべき重要な事実又は事項に被共済者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)を除く。

(ア) どのような分野の保障を望んでいるか。

(死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちがんなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など)

(イ) 貯蓄部分を必要としているか。

(ウ) 共済期間、共済掛金、共済金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

イ 一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約し、共済掛金を収受する共済種類について

(注) 共済期間が1年以下の乗組員厚生共済(契約締結に際し、共済契約者又は被共済者が告知すべき重要な事実又は事項に被共済者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)を含む。

(ア) どのような分野の保障(補償)を望んでいるか。

(生活総合共済などの共済の種類)

(イ) 利用者が求める主な保障(補償)内容

(注) 意向の把握に当たっては、例えば、以下のような情報が考えられる

- ・生活総合共済については、共済の目的、保障(補償)対象の評価方法(新価・時価)など
- ・共済期間が1年以下の傷害共済については、保障(補償)の内容・範囲など

(ウ) 共済期間、共済掛金、共済金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

③ 意向把握・確認義務の適用除外(規則第20条の3関係)

既契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。

④ 意向把握・確認義務に係る体制整備関係

組合及び共済代理店においては、水協法第15条の6に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする共済が利用者の意向に合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済の仕組みを適切に選択・申込みすることを可能とするため、そのプロセス等を内部規則等で定めるとともに、共済推進を行う役職員及び共済代理店に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。

ア 意向把握に係る体制整備

組合又は共済代理店のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、共済推進のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等(例えば、アンケートや設計書等)であって、Ⅱ-4-2-1(4)①アからウに規定する利用者の最終的な意向と比較した利用者の意向に係るもの及び最終的な意向に

係るものを保存するなどの措置を講じているか。

(注) 利用者の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。

イ 意向確認に係る体制整備

規則第 53 条第 1 項及び規則第 20 条の 4 に規定する措置に関し、組合又は共済代理店において、契約の申込みを行おうとする共済が利用者の意向に合致した内容であることを利用者が確認する機会を確保し、利用者が共済の仕組みを適切に選択することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-4-2-1 (4) ①アからウ又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。

(注) 規則第 20 条の 2 第 2 項に定める団体共済について、共済契約者である団体が被共済者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、共済の仕組みが被共済者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の (ア) から (コ) までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。

(ア) 意向確認書面の作成・交付

契約の申込みを行おうとする共済の仕組みが利用者の意向に合致しているものかどうかを、利用者が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、利用者の意向に関して情報を収集し、共済の仕組みが利用者の意向に合致することを確認する書面（以下「意向確認書面」という。）を作成し、利用者に交付するとともに、組合等において保存するものとされているか。

(イ) 意向確認書面の記載事項

意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。

- a 利用者の意向に関する情報
- b 共済契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。
- c その他利用者の意向に関して特に記載すべき事項
例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。
 - (a) 当該共済契約の内容では、利用者の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨
 - (b) 特に利用者から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を利用者が有する場合はその意向に関する情報
 - (c) 当該共済契約の内容が利用者の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨
- d 共済推進担当者の氏名・名称
利用者に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。

(ウ) 意向確認書面の記載方法

意向確認書面は利用者にとって分かりやすい記載とされているか。

なお、利用者の意向に関する情報については、例えば、当該書面にあらかじめ想定される利用者の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、あらかじめ想定できない利用者の意向に

関する情報（上記（イ）c）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。

（エ）意向確認書面の確認・交付時期

意向確認書面により、共済契約を締結するまでに、利用者が申込みを行おうとしている共済契約の内容が利用者の意向と合致しているか否かの確認を行う措置を講じているか。

また、利用者が確認した意向確認書面は、利用者の確認後、遅滞なく利用者へ交付する措置を講じているか。

なお、利用者が即時の契約締結を求めている場合や電話による推進の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、利用者の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認の上、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。

（オ）意向確認書面の記載内容の確認・修正

意向確認書面の記載内容のうち、特に利用者の意向に関する情報（上記（イ）a及びc）については、利用者に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、利用者から当該部分の記載の修正を求められた場合には、速やかに対応を行うこととされているか。

（カ）共済契約の内容に関する意向の確認

利用者が申込みを行おうとする共済契約の内容のうち、利用者が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障内容、共済掛金（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間を含む。）及び共済金額、共済期間、契約者割戻しの有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、利用者に対して再確認を促すような工夫がなされているか。

（キ）意向確認書面の媒体等

意向確認書面については、利用者における保存の必要性を考慮し、原則として書面（これに代替する電磁的方法を含む。Ⅱ-4-2-1（3）④（キ）において同じ。）により交付することとされているか。

なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。

また、当該書面は組合又は共済代理店と利用者の双方が確認するために交付される書面であることから、組合又は共済代理店においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。

（注）電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、利用者の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。

（ク）利用者が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応

利用者が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、利用者に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする共済契約の内容が利用者の意向に合致するか否かを組合又は共済代理店及び利用者の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に利用者が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検証できる態

勢にあるか。

(ケ) 意向確認書面の記載事項等の検証等

意向確認書面の作成及び交付については、共済の仕組みの特性や共済推進方法の状況の変化に応じて、また、利用者等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき利用者の意向に関する情報及びその収集方法等について検証の上、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。

(コ) 利用者が共済契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応

利用者が共済契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。

(4) 利用者の意向に基づかない保障重複に係る対応

組合又は共済代理店は、保障重複のうち、利用者の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新契約や契約の更新・更改（以下「新契約等」という。）に当たって、利用者に対し、保障重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組を行っているか。

① 内部規則等において、保障重複に係る説明の確実な実施方法等、保障重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。

② 共済推進担当者に対して、保障重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。

③ 自ら取り扱う共済（特約を含む。）のうち、組み合わせで契約した場合に保障重複となる共済の組合せの一覧を作成しているか。

また、新たな共済の取扱開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。

④ 新契約等における共済の仕組みの説明に当たっては、利用者に対し、当該共済と組み合わせで契約した場合に、保障重複となる共済契約に既に参加していないかを確認することとしているか。

また、保障重複に該当する共済契約に既に参加している場合には、共済掛金と共済金の関係について明示的に説明した上で、利用者の意向の有無を確認し、当該利用者の意向を踏まえた適切な内容の保障を提供しているか。

⑤ 保障重複に係る利用者に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。

(5) 規則第21条第1号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として共済契約者が負担することとなる場合があること、被共済者の健康状態の悪化等のため新たな共済契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。

また、利用者が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

(6) 規則第21条第2号関係

① 共済推進に当たって、共済契約者又は被共済者を威迫する行為その他これに類似する行為として次に掲げる行為等を行っていないかどうか。

ア 利用者に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。

イ 共済推進に対する拒絶の意思を明らかにした利用者に対し、その業務若しくは生活の平穩を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等社

会的批判を招くような方法により共済推進を行うこと。

- ② 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、利用者の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいう。

(7) 規則第 21 条第 3 号関係

① 特別利益の提供について

組合又は共済代理店が、共済推進に関し、共済契約者又は被共済者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか

イ 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に共済掛金の割引・割戻しに該当するものとなっていないか

ウ 当該サービス等の提供が、共済契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか

なお、共水連は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(注) 組合が、共済契約者又は被共済者に対し、共済契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じたサービス等を提供している場合に、そのポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、共済掛金の割引・割戻しに該当し、共済規程に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

- ② 団体契約の共済推進に当たり、次に掲げる事項について確認を行っているか。

ア 対象となる団体が、共済規程に定める要件に該当していること。

イ 団体の定足数を満たしていること。

ウ 団体割引率、損害率に応じた割引率等の適用が適正なものであること。

(8) 規則第 21 条第 5 号関係

- ① 共済契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、共済契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。共済の仕組みの特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる方法により行われるものを含むものとする（（9）において同じ。）。

ア パンフレット、ご契約のしおり等共済推進のために使用される文書及び図面

イ ポスター、看板その他これらに類似する物による広告

ウ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告

エ インターネット等による広告

オ その他情報を提供するための媒体

- ② 次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。

ア 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。

イ 共済契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。

(注1) 「契約概要」を用いた比較表示（それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ

表示する場合等)を行う場合は、共済契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

(注2) 比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、共済契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

(ア) 比較表示の対象とした全ての共済契約又は保険契約(以下「共済契約等」という。)の契約内容について、比較表示を受けた利用者が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。

例えば、比較表示の対象とした全ての共済契約等の契約内容について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、あるいは利用者からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを利用者に周知すること、等が考えられる。

(イ) 比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。

- ・比較表には、共済契約の契約内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。

- ・比較表に記載された共済契約の契約内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて全般的に確認する必要があること。

ウ 共済契約の契約内容について、長所のみを殊更に強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。

エ 社会通念上又は取引通念上同等の共済の種類として認識されない共済契約等の比較について、あたかも同等のものとの比較であるかのように表示すること。

(注) 例えば、終身共済と定期共済のように共済期間の相違がある共済契約の契約内容の比較を行う場合や、契約者割戻しの有る共済と無い共済の比較を行う場合等には、契約内容の相違を明確に記載する等、利用者が同等の共済契約の契約内容と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。

オ 現に提供されていない共済契約等の契約内容と比較して表示すること。

カ 他の共済契約等の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該共済契約等を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

③ 他の共済又は保険商品(以下「他の保険商品等」という。)との比較表示を行う場合には、ア. 書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、イ. 他の保険商品等の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。

(注1) ア. については、上記②イ. (注1) 又は(注2)の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。

(注2) 保障内容や特約の内容に関して、比較する全契約内容にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした共済の種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことを

もって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。

ア 共済期間

イ 保障内容（共済金等を支払う場合、主な免責事由等）

ウ 引受条件（共済金額等）

エ 各種特約の有無及びその内容

オ 共済掛金率・共済掛金（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）

カ 共済掛金の払込方法

キ 払込共済掛金と満期共済金との関係

ク その他共済契約者等の保護の観点から重要と認められるもの

- ④ 共済掛金に関する比較表示を行う場合は、共済掛金に関して利用者が過度に注目するよう誘導したり、保障内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。

また、利用者が共済掛金のみ注目することを防ぐため、共済掛金だけではなく保障内容等の他の要素も考慮に入れた上で比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等を利用者が誤解を招かないように工夫がされているか。

(注1) 契約条件や保障内容の概要等共済掛金に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考えられる。

(注2) 利用者の年齢や性別等の前提条件に応じ適用される共済掛金の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により共済掛金が異なる場合があるので、実際に適用される共済掛金について組合等に問い合わせたうえで契約内容選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。

- ⑤ 比較表示を行う主体がどのような者か（組合、共済代理店等）、比較の対象となった他の保険商品等を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するの、等について、比較表示を行う際に利用者に対して明示することが望ましい。

(9) 規則第21条第6号関係

規則第21条第6号に抵触する次に掲げるような行為を行っていないかどうか。

- ① 予想契約者割戻しに関し規則第21条第6号に抵触する行為には、次のような行為が考えられる。

ア 実際の契約者割戻額が、表示された予想契約者割戻額から変動し、ゼロとなる年度もあり得る旨を予想契約者割戻しと併記して表示しないこと。

イ 表示された予想契約者割戻額が、将来の受領額の目安として一定の条件下での計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。

ウ 契約者割戻しの仕組み（契約者割戻しは支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（据置割戻方式、共済掛金相殺方式、共済金買増方式、現金支払方式等の別）その他予想契約者割戻しの前提又は条件となる事項について表示しないこと。

エ 特別割戻し（ミュー割戻し）を表示する場合に、普通割戻しと区別しないで表示すること。

② 予想契約者割戻しの表示を行う場合には、割戻率が直近決算の実績割戻率（確定するまでの間は、その直前の実績割戻率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された割戻率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した割戻額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差割戻（ラムダ割戻しを含む。）率（契約者割戻しを積み立てる場合は、契約者割戻しの据置利率も含む。）が、直近決算の実績割戻しの利差割戻率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績割戻率を下回る利差割戻率の下限は0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した契約者割戻額も併せて表示しているか。

③ ②の場合において、予想契約者割戻し及び上記①の要件を満たした書面等が共済契約者等に提示されているか。

(10) 規則第21条第10号関係

次に掲げるような組合の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

① 水協法第58条の2（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）に規定する業務報告書に記載された数値又は水協法第58条の3（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付（以下「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、組合の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

② 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該組合の共済契約の支払が保証されていると誤認させること。

④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

⑤ 他の共済団体又は保険会社（以下「保険会社等」という。）を誹謗・中傷する目的で、当該共済団体等の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

(11) 告知事項・告知書

① 保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。

② 告知書の様式は、共済契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。

(12) 保険法対応

保険法において、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。

(13) その他

① 本人確認等の措置

共済推進（名義変更等による契約の変更を含む。）に関して、架空契約や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を防止するために、以下

の措置が採られているか。

ア 挙績を指向するあまり、共済規程・共済約款の規定による貸付けを不正に利用した共済推進、特定の共済代理店に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過共済契約等の不適正な行為の防止

イ 架空契約や共済金詐取を目的とする契約等の不正な共済契約の発生を防止するための次の措置

(ア) 共済契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、共済証書を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った共済掛金収納機関からの確認、役員等（組合の役員若しくは使用人又は共済代理店の役員若しくは使用人をいう。以下同じ。）の訪問や組合が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し共済契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。

(イ) 共済契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、役員等の訪問や役員等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被共済者の本人確認の措置が講じられているか。

② 法人等の財テク等を主たる目的とした共済契約又は当初から短期の中途解約を前提とした共済契約等の共済事業本来の趣旨を逸脱するような共済推進を行わせないなど、それぞれの共済の仕組みの特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な共済推進に対する措置が講じられているか。

③ 支払能力の充実の状況に関する基準

水協法第15条の3（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）により、農林水産大臣は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることとされているところである。組合については生命共済・損害共済を兼営していること等、保険会社等とは財務内容が異なっていることから、当該基準により算出された数値と保険会社等が算出する「ソルベンシー・マージン比率」を単純に比較することは利用者に誤解を与えるおそれがあり適切ではない。

このため、水協法に基づき算出された数値を組合が公表・活用するに当たっては、次の点に留意するものとする。

ア ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用するとともに、当該数値が保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。

イ 共済推進に当たって支払余力比率を使用する場合においては、保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と組合の「支払余力比率」を明確に区分して説明すること。

ウ 「支払余力比率」を用いる場合においては、常に、当該数値が保険会社等の「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較できない旨を説明するなど、利用者に誤解を与えることがないよう適切な措置を講ずること。

④ 共済契約の締結の申し込みがあつたにもかかわらず、締結しないこととする

場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、利用者の理解が得られるよう努めているか。

II-4-2-2 団体扱契約関係

団体扱契約の監督事務に当たっての留意点として、組合の経営の健全性の確保及び共済契約者等の保護の観点から、団体の代表者に支払う集束手数料については、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

II-4-2-3 他人の生命の共済契約

他人の生命の共済契約についての契約締結に関して、組合の監督に当たっての留意点は、被共済者等の保護及び組合の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

- ① 団体（個人事業主を含む。以下同じ。）が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等を被共済者とする個人共済契約（以下「法人契約」という。）については、以下のア又はイの目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。
- ア 遺族及び従業員の生活補償のための団体の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則（以下「遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下「弔慰金等」という。）の支払財源確保
- イ 従業員等の死亡に伴い団体が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保

（注）被共済者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被共済者が共済金受取人や共済金の額など共済契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

- ・ 特に生命共済については、被共済者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付を行う。
- ・ 被共済者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを組合が共済契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。

さらに、被共済者に対して交付する共済契約の内容を記載した書面等に、被共済者が家族に当該共済契約への加入を説明することを促す文言を記載するなど、組合は被共済者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講ずること。

- ② 団体が共済契約者及び共済金受取人になり、従業員等を被共済団体とする共済契約（以下「法人団体契約」という。）は、当該共済の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払財源を保障し、又は、従業員死亡に伴い団体が負担する諸費用（団体の経済的損失）を保障する契約内容とするなど、当該共済契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

（注）被共済者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被共済者が共済金受取人や共済金の額など共済契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

- ・ 被共済者に対して共済契約の内容を記載した書面の交付などを組合か

ら行う。

- ・ 被共済者がどのように共済契約の内容を認識できるようになっているかを組合が共済契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。

(2) 団体の範囲等

- ① 団体及び被共済団体の範囲が明確に定められているか。
- ② 最高共済金額が明確に定められているか。
- ③ 被共済団体に配偶者、子及び退職者等を含める場合には、加入方法等が共済の趣旨に則ったかたちで適正に定められているか。

(3) 被共済者同意の確認

他人の生命の共済契約に係る被共済者の同意の確認について、共済規程に定められる以下のような方法により適正に行われているか。

- ① 個人共済又は法人契約の場合は、共済契約申込書等の被共済者同意欄に被共済者本人の同意の記録による確認。
- ② 法人団体契約で上記①によらない場合は、以下のいずれかの措置を講じているか。

ア 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類及び被共済者となることに同意した者全員の同意の記録の確認のための措置

イ 以下に掲げる全ての書類の確認のための措置

(ア) 共済契約の目的となる遺族補償規定等の書類

(イ) 共済契約者となるべき者が被共済者となるべき者全員に共済契約の内容を通知した旨の確認書

(ウ) 被共済者となることに同意しなかった者の名簿

(4) 共済金額の定め方

- ① 法人契約における共済金額の設定については、共済契約の目的・趣旨を踏まえ、共済金額の引受基準等の措置が、モラルリスクの排除の観点から適切に運用されているか。

なお、従業員等の死亡に伴い団体が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を共済契約の目的・趣旨に含める場合の共済金額は、過大とならないよう共済契約締結時において、年収、勤続年数、職位や団体の規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。

また、従業員に係る共済金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。

- ② 法人団体契約の共済金額の設定については、遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とするなど、当該共済の目的・趣旨（上記（1））に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

(5) 遺族補償規定等にリンクした共済金支払の確保

他人の生命の共済契約であって遺族補償規定等に基づき被共済者である従業員に対し、共済金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払に充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、共済金請求時に共済契約者から、

- ① 被共済者又は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」という。）の共済金請求内

容の了知を確認する書類（なお、この了知を確認する書類には共済金受取人や共済金の額等共済契約の内容が記載されているか。）、又は被共済者若しくは受給者が金銭を受領したことが分かる書類の取付け、

- ② 被共済者又は受給者への支払記録等の取付け等、被共済者又は受給者に対する情報提供、共済契約の目的に沿って共済金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

Ⅱ－４－３ 共済代理店関係

共済代理店において共済契約を締結する場合に共済契約者保護を図るためには、組合が共済代理店の適正な業務運営を確保する必要がある。このため、次のような点について、組合及び共済代理店の取組状況等を確認することとする。

なお、共済代理店の範囲を規則第 49 条に規定する漁業協同組合等に限定したため、共済代理店を設置できる組合については、規則第 12 条第 1 項第 1 号ワに規定する共同事業組合を除く組合としていることに留意すること。

Ⅱ－４－３－１ 適正な共済代理店体制の確立

(1) 共済代理店の委託・届出

- ① 共済代理店の委託に当たって、少なくとも次に掲げるような適格性が審査されているか。審査基準が整備されているか。

ア 共済担当職員が配置されていること

イ 内部牽制が図られる体制であること

ウ 共済代理店の範囲について、規則第 49 条に規定する漁業協同組合等であること

- ② 水協法第 126 条に規定する届出が行われているか。

- ③ 共済代理店の委託に当たって、共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令や共済契約に関する知識、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務遂行能力（組合員資格の確認能力、員外利用制限の遵守能力を含む。）、本来業務の事業内容、事業目的等について、以下の点を確認し、審査しているか。

ア 共済契約者等の保護及び共済契約の締結の代理又は媒介の公正を確保するための内部管理態勢及び共済推進管理態勢が整備されていること。

イ 共済代理店において、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務に従事する役員又は使用人については、以下の要件を満たすことに留意する必要がある。

(ア) 共済代理店から共済契約の締結の代理又は媒介に関し、適切な教育・管理・指導を受けて共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務を行う者であること。

(イ) 使用人については、上記（ア）に加えて、共済代理店の事務所に勤務し、かつ、共済代理店の指揮監督・命令のもとで共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務を行う者であること。

(2) 共済代理店の教育・管理・指導

- ① 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（組合員資格の確認、員外利用制限の遵守を含む。）、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適切な管理を含む。）等について、指導基準を明確化し、共済代理店に対して教育、管理、指導を適切に行っているか。また、育成、資質の向上を図るための措置を講じているか。

- ② 共済代理店に対して、收受した共済掛金を自己の財産と明確に区分し、共済掛金等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。
- ③ 共済掛金の領収に当たって、次のような行為を行わせないよう教育、管理、指導しているか。
 - ア 共済掛金の全部又は一部の支払を受けずに領収証を交付していないか。
 - イ 領収は組合所定の領収証に限定されているか。
 - ウ 手形による共済掛金の領収が行われていないか。
 - エ 共済掛金口座振替契約であるにもかかわらず、正当な理由なく手集金がされていないか。
 - オ 共済掛金の振替口座が、正当な理由なく共済契約者以外の名義の口座となっていないか。
- ④ 共済代理店に対して、受領した共済掛金等を受領後遅滞なく組合に納付するよう教育、管理、指導しているか。
- ⑤ 共済証書が、正当な理由なく共済代理店を介して共済契約者へ交付されていないか。
- ⑥ 共済金が、正当な理由なく共済代理店を介して共済契約者等へ給付されていないか。
- ⑦ 共済代理店と締結する委託契約書において共済代理店が遵守すべき事項を定めているか。
- ⑧ 共済代理店への共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務内容について監査等を適切に実施し、共済代理店の共済推進の実態や共済掛金の收受等の事務管理態勢を把握し、適切な教育、管理、指導を行っているか。
- ⑨ 監査等において内部事務管理が不適切な共済代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。また、法令違反等著しく不適切な行為が認められる共済代理店について、委託契約の解除等の対処がなされているか。

(3) 共済代理店の体制整備義務（水協法第15条の7関係）

共済代理店においては、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務（自らが締結の代理又は媒介を行った団体共済に関する共済契約に加入させるための行為に関する業務その他の共済契約の締結の代理又は媒介の業務に密接に関連する業務を含む。）について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。

（注）共済代理店の役員又は使用人については、当該共済代理店が共済推進の適切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられる。

- ① 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守、共済契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（利用者情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、共済契約の締結又は媒介に関する業務に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。
- ② 利用者情報管理（外部委託先を含む。）については、共済代理店の規模や業務特性に応じて、基本的にⅡ－4－7に準じるものとする。
- ③ 上記のほか、共済代理店による共済推進管理態勢については、共済代理店の

規模や業務特性に応じて、Ⅱ－４－２－１からⅡ－４－２－３に準じて扱うものとする。

- ④ 共済代理店の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて水協法第 15 条の 10 で準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第 305 条第 1 項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用保険業法第 306 条又は同法第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。

(4) 共済代理店に係る自己契約の禁止（水協法第 15 条の 8 関係）

共水連において共済代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導しているか。なお、共済代理店が自己を共済契約者とし、共水連を共済者とする共済契約を締結する場合には、共済契約者の地位にあり、共済契約の締結の代理又は媒介に関する業務には当たらないことに留意する。

(5) 規模の大きい共済代理店

水協法第 15 条の 10 の規定に基づき規則第 21 条の 2 に規定する共済代理店については、内部規則等に、規則第 21 条の 4 に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めているか、また、規則第 21 条の 5 に規定する事業報告書を作成し行政庁へ提出しているか。

Ⅱ－４－３－２ 共済代理店における員外利用の管理等

組合が員外利用制限を遵守するためには、共済代理店を含めた員外利用の管理が必要である。このため、員外利用率が限度を超えるおそれがある場合又は超えている場合には、その状況を共済代理店に通知するなど適正な員外管理が行われているか確認するものとする。また、共済代理店においても組合員資格を確認し、共済代理店委託契約を締結している組合（以下「所属組合」という。）の員外利用割合が組合員利用を超過する可能性がある場合等は引受けを制限する等の対応が適切に行われているか確認するものとする。

なお、共済代理店が組合の指示に従わない場合等には、組合は共済代理店との委託契約を解除できることとされていること。

Ⅱ－４－３－３ 共済代理店の届出関係

共済代理店の届出事務（届出書の受理）に当たっては、以下の点に留意して行うこととする。

(1) 届出

規則第 219 条による届出は、所属組合が行うこととする。

(2) 届出書の添付書類

規則第 219 条に規定する「その他の参考となるべき事項を記載した書類」は、設置の場合にあつては、共済事業の業務委託に関する契約書案とする。なお、当該書類については、当該書類の内容が同一である場合には、1 部でもって足りることとする。

Ⅱ－４－４ 保険会社の業務の代理

Ⅱ－４－４－１ 保険会社等の業務の代理を行う場合における募集等の適正化

- ① 組合が保険募集（保険業法第 2 条第 26 項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、同法第 276 条に規定する登録等が必要であるだけで

なく、同法第 300 条、第 305 条等の当該法律の規制の下に行われることとなる。また、漁協（信用事業を併せ行う漁協を含む。）が募集できる保険商品は、損害保険会社（同法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社をいう。）の保険商品に限ることとする。したがって、これらに基づき、当該保険募集が適正に行われているかどうかを確認するものとする。なお、共水連については、当該保険会社等から保険募集を行う者の教育及び管理を行うに当たっては、漁協への教育等が適切に行われているかどうかを確認するものとする。

- ② 組合が保険会社等の業務の代理を行う場合には、適切な募集を行うため、次に掲げる要件に適合するものとする。
- ア 共済専任担当職員がいること
 - イ 内部牽制が図られる体制であること
 - ウ 保険募集等を行う際に、保険業法第 276 条に規定する登録等を行っていること等の当該法律の要件を満たしていること
 - エ 保険会社等の業務の代理は、組合員のために共済事業の利便性を向上する目的のためであること
- ③ 組合が保険会社等の業務の代理を行う場合には、その旨定款に規定されているか（代理を行う保険会社名を含む。）。
- ④ 保険会社等の業務の代理は、組合員に対しての保障の提供であるため、組合員以外を対象とした広範な保険募集を行うこと等、当該組合が目的に反する事業活動をおこなっていないか留意すること。

II-4-4-2 監督手法・対応

保険募集等が適切に行われていないことが判明した場合には、当該事由及び是正計画について深度あるヒアリングを行い、必要に応じて水協法第 122 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II-4-5 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）

II-4-5-1 意義

(1) 相談・苦情・紛争等（苦情等）対処の必要性

利用者からの相談、苦情、紛争等（苦情等）に迅速かつ適切に対応し、利用者の理解を得ようとすることは、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

近年、利用者の保護を図り、共済・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等に事後的に対処する重要性は更に高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に共済・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについて（注）参照）が導入されているところであり、組合においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

(2) 対象範囲

組合の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情、紛争等の利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがあり得る。組合には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、組合には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情と紛争との区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、組合においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」と「紛争」とに切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

II-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

II-4-5-2-1 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、共済・サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。

組合は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、利用者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

II-4-5-2-2 主な着眼点

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1) 経営陣の役割

経営管理委員会及び理事会は、苦情等対処機能に関する組織全体的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。）を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、内部規則等を組織内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の支所・支店（事務所）に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

(3) 苦情等対処の実施態勢

① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

- ② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
 - ③ 特に、共済金等の不払に関する苦情等については、当該不払を決定した支払担当部門のみで対処するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門等の他の部門で適切に対処されたかどうかを検証する態勢となっているか。
 - ④ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
 - ⑤ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、FAX、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知されるよう態勢を整備しているか。
 - ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ-4-7参照）。
 - ⑦ 共済代理店を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、利用者から組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅱ-5-1-2（1）⑥参照）。
また、当該苦情等について、利用者から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から組合へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。
 - ⑧ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応を取るため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。
- (4) 利用者への対応
- ① 苦情等への対処について、単に処理の手續の問題と捉えるにとどまらず、事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
 - ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手續の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手續の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を行う態勢を整備しているか。
 - ③ 高齢者に対する共済推進は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済の特性等を勘案した上で、きめ細かな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資す

る取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の実施方法としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。

ア 共済推進時に親族等の同席を求める方法

イ 共済推進時に複数の役職員による共済推進を行う方法

ウ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済推進機会を設ける方法

エ 共済推進を行った者以外の者が共済契約申込みの受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った共済の内容等であることを確認する方法

また、高齢者や共済の特性等を勘案した上で、共済推進内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。

これらの高齢者に対する共済推進に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。

④ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段（金融ADR制度を含む。）は任意に選択し得るものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者の選択を不当に制約していないか留意することとする。

⑤ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明その他の利用者に対して通常行う対応）を行う態勢を整備しているか。

（5）情報共有・業務改善等

① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や業務部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に利用者対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。

③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部牽制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

（6）外部機関等との関係

① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組織内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

(7) 共同事業組合の場合に、共済責任を有する組合と上記(1)から(6)までに
関する情報を共有し、対処しているか。

II-4-5-3 金融ADR制度への対応

II-4-5-3-1 指定紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合

II-4-5-3-1-1 意義

利用者保護の充実及び共済・サービスへの利用者の信頼性の向上を図るためには、組合と利用者との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ADR制度において、指定ADR機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ADR制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に組合と指定ADR機関との間の手続実施基本契約によって規律されているところである。

組合においては、指定ADR機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

II-4-5-3-1-2 主な着眼点

組合が、上記意義を踏まえ、金融ADR制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「II-4-5-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 手続実施基本契約

ア 自らが営む共済事業等(水協法第121条の6第5項第3号に規定する「共済事業等」をいう。以下同じ。)について、指定ADR機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。

また、例えば、指定ADR機関の指定取消しや新たな指定ADR機関の設立等の変動があった場合であっても、利用者利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置(新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結等)を講じるとともに、利用者への周知等の適切な対応を行っているか。

イ 指定ADR機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

② 公表・周知・利用者への対応

ア 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ADR機関の商号又は名称及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置を採ることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない利用者も想定される場合には、そのような利用者にも配慮することとしているか。

公表する際は、利用者にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、利用者が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。

イ 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知がされるよう態勢を整備しているか。

ウ 保険会社が組成した保険商品を組合が販売する場合、当該商品を組成した保険会社といった、組合以外に業態の異なる保険会社も関係することになるため、利用者の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

(2) 苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

組合が手続実施基本契約により手続応諾、資料提出、特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

① 共通事項

ア 指定ADR機関から手続応諾、資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

イ 指定ADR機関からの手続応諾、資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情及び紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

② 紛争解決手続への対応

ア 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

イ 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

ウ 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、指定ADR機関の定める業務規程（水協法第121条の7に規定する「業務規程」をいう。）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

II-4-5-3-2 指定ADR機関が存在しない場合

II-4-5-3-2-1 意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。組合においては、これらの措置を適切に実施し、共済・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充実を確保し、共済・サービスへの利用者の信頼性の向上に努める必要がある。

Ⅱ－４－５－３－２－２ 主な着眼点

組合が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、利用者からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅱ－４－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

ア 自らが営む共済事業等の内容、苦情等の発生状況及び事業地区等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を経営措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組を行うことが望ましい。

(ア) 苦情処理措置

- a 苦情処理に従事する職員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること
- b 自組合で業務運営体制・内部規則を整備し、公表等すること
- c 認定投資者保護団体を利用すること
- d 国民生活センター又は消費生活センターを利用すること
- e 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- f 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

(イ) 紛争解決措置

- a 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること
- b 認定投資者保護団体を利用すること
- c 弁護士会を利用すること
- d 国民生活センター又は消費生活センターを利用すること
- e 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- f 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

イ 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。

ウ 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（規則第57条の3第1項第5号及び同条第2項第5号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

エ 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等についてあらかじめ取決めを行っておくことが望ましい。

オ 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用者の費

用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

② 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する（Ⅱ－４－５－１（２）参照）。

(2) 苦情処理措置（自組合で態勢整備を行う場合）についての留意事項

① 消費生活専門相談員等による職員への助言・指導態勢を整備する場合

ア 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。

イ 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

② 自組合で業務運営体制・内部規則を整備する場合

ア 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び内部規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。

イ 苦情の申出先が利用者に適切に周知されるとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び内部規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも内部規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、Ⅱ－４－５－３－１－２（１）②を参照のこと。

(3) 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項

① 周知・公表等

ア 組合が外部機関を利用している場合、利用者保護の観点から、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、利用者にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

イ 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理、苦情及び紛争の内容その他の事由により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として組合が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。

ウ 保険会社が組成した保険商品を組合が販売する場合については、Ⅱ－４－５－３－１－２（１）②ウを参照すること。

② 手続への対応

ア 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

イ 苦情処理・紛争解決の手續への応諾、事実関係の調査、関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情及び紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情及び紛争内容、事実・資料の性質、外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。

また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

ウ 紛争解決の手續を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下「解決案」と総称する。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

エ 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

オ 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

II-4-5-4 各種書面への記載

組合は、各種書面において金融ADR制度への対応内容を記載することが求められている（注意喚起情報等）。それら書面には、指定ADR機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、組合が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決に係る業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先等、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。

II-4-5-5 監督手法・対応

金融ADR制度への対応を含む苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・組合への信頼性確保の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

監督部局としては、組合の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、水協法第123条の2に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行政処分を検討するものとする。

この点、指定ADR機関が存在する場合において、組合に手續応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には組合と指定ADR機関との手續実施基本契約に係る不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、監督部局としては、前述のように、組合の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に利用者と組合との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

II-4-6 利用者の保護等

II-4-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

組合は、利用者保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

組合は共済推進に当たって利用者保護を図るため、以下の項目に留意する必要がある。

- ① 利用者に対して公正な事務処理を行っているか。
- ② 共済契約者との取引に当たっては、取引の内容等を共済契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。
- ③ 利用者情報は法的に許される場合及び利用者自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。
- ④ 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。
- ⑤ 組合又は共済代理店が行う電話による新規の共済推進等（転換及び自らが締結した又は共済推進を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為を含む。）は、非対面で、利用者の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等に鑑み、当該行為を反復継続的に行う組合又は共済代理店は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行するとともに、共済推進担当者に対して、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組について、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。

II-4-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等

- (1) 規則第 48 条から第 56 条までに規定する措置等が適正に実施されているか。
- (2) 規則第 48 条に規定する措置（以下「当該措置」という。）について、職員及び共済代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。
- (3) 当該措置について、職員及び共済代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (4) 規則第 48 条第 1 項第 1 号に掲げる書面に、以下の事項が記載されているか。
 - ① 当期の運用実績の推移
 - ② 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析
 - ③ 今後の運用方針
- (5) 規則第 48 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び共済契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示に当たっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。
- (6) 規則第 53 条第 1 項に規定する措置に関し、人の生存又は死亡（当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含む。）に関して給

付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（年金共済及び生存共済を除く。）及び人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済（損害を填補することを約した共済を除く。）の契約について、以下の措置が講じられているか。

① 共済契約の引受基準が内部規則等に定められ、組合が知り得た他の共済契約、生命保険契約又は損害保険契約（以下「他の保険契約等」という。）を含む共済金額等が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。

② 共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と共済金額等（組合が知り得た他の保険契約等に係る保険金額を含む。）との比較などにより、共済金額の妥当性（過大でないこと）を判断・確認する方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

（注）内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。

ア 組合の定める一定金額（以下「共済金の限度額」という。）を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

イ また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

③ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限度額以内で共済契約が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

④ 共済金額等（組合が知り得た他の保険契約等に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、職員に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。

⑤ 共済金額の決定に際し、モラルリスク排除・抑制のための情報の収集に努めているか。

(7) 規則第 53 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約について、共済契約者又は被共済者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む内部規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に上記記録行わせる場合には、内部規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(8) 規則第 53 条第 1 項に規定する措置に関し、共済契約の申込みを受けるに当たり、利用者に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付する等の体制が整備されているか。

（注）非対面の方式により共済契約の申込みを受ける場合は、次のような点に留意すること。

① 例えば、郵便の場合は書面への記載、電話の場合は口頭、インターネット等の場合は電子的方法による表示により、利用者に対して共済契約の内容の確認を求めること。

- ② 申込書の写しや申込内容を記載した書面等を利用者に交付することが困難な場合は、申込み後遅滞なく郵送等の方法により交付すること。
- (9) 規則第 53 条第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い共済については、組合が利用者に対して、その仕組みの特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。
- (注) トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。
- (10) 規則第 53 条第 2 項に規定する措置に関し、内部規則等を定めるに当たって、次の点に留意しているか。
- ア 組合の定める共済金の限度額を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者又は被共済者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。
- また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。
- イ 特定死亡共済（規則第 53 条第 2 項に規定する特定死亡共済をいう。以下同じ。）の引受けについて
- (ア) 共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、特定死亡共済に係る共済金の限度額を具体的に定め、これを超える共済金額による共済の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、同一被共済者の他の特定死亡共済に係る共済金額と通算する旨を定めているか。
- (イ) その他、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。
- (注) 規則第 53 条第 2 項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば、組合等が行う行事等の参加者が事故によって死亡した場合等の共済金の支払を行うための乗組員厚生共済等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。
- ウ 共済金の限度額を内部規則等で定めている場合には、当該限度額以内で引き受けられているかを検証する体制を構築しているか。また、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する態勢を構築しているか。
- (11) 個人利用者に関する情報については、規則第 54 条の規定に基づき、当該情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いの委託における委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（以下「通則編」という。）3-3-2、3-3-3 及び 3-3-4 の規定に基づく措置が講じられているか。
- また、規則第 54 条の 2 に基づき、個人利用者に関する情報漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合に、速やかに行政庁への報告及びその他の適切な措置が講じられる体制が整備されているか。
- (注) 共済代理店が、個人情報を目的外利用することのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。
- (12) 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての

情報その他特別の非公開情報（注）を、規則第 56 条の規定に基づき、保護ガイドライン第 4－5 各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ① 労働組合への加盟に関する情報
- ② 民族に関する情報
- ③ 性生活に関する情報
- ④ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報
- ⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
- ⑦ 社会的身分に関する情報

Ⅱ－4－6－1－3 特定共済契約における適合性原則

組合及び共済代理店は、準用金融商品取引法第 40 条第 1 号及び規則第 46 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定共済契約の販売・勧誘に当たっては、利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的を的確に把握した上で、利用者属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。

そのため、組合及び共済代理店は、特定共済契約の販売・勧誘する前提として、特定共済契約の内容を適切に把握するための体制を確立する必要がある。また、利用者の属性等を的確に把握し得る利用者管理体制を確立することが重要である。さらに、特定共済契約の内容が利用者の属性等に適合することの合理的根拠があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、利用者に対してこのような合理的根拠を欠く販売・勧誘や、不適当な販売・勧誘が行われないように注意する必要がある。

以上を踏まえ、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、販売・勧誘の方法としては、組合及び共済代理店に来訪した利用者への勧誘、電話による利用者への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところであるが、それぞれの特性に応じた適切な販売・勧誘の方法を検討する必要があることも併せて留意する。

（注 1）団体共済について、共済契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 40 条第 1 号の規定に従った販売・勧誘を行う必要があることに留意すること。

（注 2）利用者の意向を把握・確認することは適合性原則の遵守に当たっても重要となるため、Ⅱ－4－2－1（3）「水協法第 15 条の 6 関係（意向の把握・確認義務）」も適宜参照すること。

（1）特定共済契約の内容の適切な把握

組合及び共済代理店が販売・勧誘する個別の特定共済契約について、そのリスク、リターン、コスト等の利用者が特定共済契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該特定共済契約の特性等に応じ、研修の実施、利用者への説明書類の整備などを通じ、販売・勧誘に携わる共済推進担当者が当該情報を正確に理解し、適切に利用者へ説明できる体制を整備しているか。

(2) 利用者の属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底

① 組合及び共済代理店は、特定共済契約の販売・勧誘に当たり、例えば以下の情報を利用者から収集しているか。また、組合及び共済代理店は、既契約者に対する新たな特定共済契約の販売・勧誘に際して、当該情報（アを除く。）が変化したことを把握した場合には、利用者を確認を取った上で、登録情報の変更を行う等適切な利用者情報の管理を行っているか。

ア 生年月日（利用者が自然人の場合に限る。）

イ 職業（利用者が自然人の場合に限る。）

ウ 資産、収入等の財産の状況

エ 過去の金融商品取引契約（金融商品取引法第 34 条に規定する「金融商品取引契約」をいう。）の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類

オ 既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定共済契約の共済掛金に充てる場合は、当該金融商品の種類

カ 特定共済契約を締結する動機・目的、その他利用者のニーズに関する情報

② 組合及び共済代理店は、特定共済契約の販売・勧誘に当たり、利用者から収集した①の情報の内容に則して適切な勧誘を行っており、当該利用者の保護に欠けることとなっていないか。

③ 組合及び共済代理店は、準用金融商品取引法第 37 条の 3 の契約締結前交付書面（契約概要及び注意喚起情報）の交付に関し、あらかじめ、利用者に対し、書面の内容について①の情報の内容に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

④ 組合は、組合又は共済代理店が、事後的に販売・勧誘の適切性を検証できるようにするため、利用者から収集した①の情報について、以下のような体制を整備しているか。

ア 利用者から組合又は共済代理店が収集した①の情報を適切に保管するための体制

イ 共済推進担当者が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、アの情報を活用できるための体制

⑤ 組合は、特定共済契約の引受けを判断するに当たり、利用者から収集した①の情報及び必要に応じて④により既に保管している①の情報を効果的に活用しているか。

(3) 特定共済契約の販売・勧誘に際しての合理的根拠についての検討・評価

① 組合及び共済代理店は、利用者に対する特定共済契約の販売・勧誘に先立ち、その対象となる個別の特定共済契約や当該利用者との一連の取引の頻度・金額が、把握した利用者属性等に適うものであることの合理的根拠があるかについて検討・評価を行っているか。

② その検討・評価を確保する観点から、組合及び共済代理店は、特定共済契約の特性等に応じ、あらかじめ、どのような考慮要素や手続をもって行うかの方法を定めているか。

(4) 不適当な販売・勧誘行為

利用者に対する不適当な販売・勧誘行為として、例えば、以下のような特定共済契約の販売・勧誘が行われていないか。

① 組合又は共済代理店が、元本の安全性を重視するとしている利用者に対して

- 、元本の棄損リスクがある商品を販売・勧誘する行為
- ② ①のような行為において、組合又は共済代理店が、当該特定共済契約に適合するような取引目的への変更を、当該利用者にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為
- (5) 組合及び共済代理店の内部監査部門等においては、本項目の遵守状況等についてモニタリングの上、適切に検証がなされているか。また、その検証結果を踏まえ、必要に応じ体制の見直しを行う等、その実効性を確保するための体制構築に努めているか。

II-4-6-2 共済金等支払管理態勢

(1) 意義

共済金等の支払は、組合の基本的かつ最も重要な機能であることから、共済金等支払事務が適時・適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要である。

(2) 主な着眼点

① 共済金等の支払に係る理事の認識及び理事会の役割

ア 理事会は、適切な共済金等支払管理態勢の構築に係る方針を明確に定めているか。

イ 理事は、適時・適切な共済金等の支払が健全かつ適切な事業運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

ウ 理事会は、共済金等の支払に係る業務全般を管理する部門（以下「支払管理部門」という。）を設置するなど、共済金等支払管理を統合的に管理できる体制を整備しているか。

また、上記の体制においては、例えば共済金等支払管理に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。

なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、支払管理態勢の構築に係る方針の変更や支払管理手法に合わせて改善を図っているか。

エ 理事会は、共済金等の支払査定基準の改廃などの共済契約者等の保護に重大な影響を与えるものについて、十分な検討を行っているか。

また、上記以外の支払管理のための規定についても理事会等への報告が行われた上で整備しているか。

オ 理事会は、点検・内部監査等を適切に活用し、支払に係る苦情情報や訴訟事案など共済契約者等の利益に重大な影響を与える事案を含めた共済金等の支払及び不払状況（件数、内容等を含む。）について定期的に報告を受け、原因分析に基づいた必要な意思決定や指示を行うなど、把握された支払関係情報を業務の執行及び管理態勢の整備等に活用しているか。

また、理事は、利用者からの支払関係の苦情への対応について、支払管理部門任せとするのではなく、適時・適切に報告を受けることなどにより実態把握を行い、必要な意思決定や指示によって対策を講じることとしているか。

カ 理事は、適切な共済金等の支払管理態勢を構築するため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成並びにシステムの構築、規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続・書式の整備等についての方針を明確に定めているか。

キ 理事会は、共済金等の支払に係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、共済金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

② 共済金等支払管理に関する管理者の認識及び役割

ア 支払管理部門の長及び支払管理に責任を有する理事（以下「共済金等支払管理者」という。）は、適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認識しているか。

また、共済金等支払管理者は、部門の担当者に適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解・認識させるための適切な方策を講じているか。

イ 支払管理部門は、仕組開発部門、事業推進部門やシステム部門等の関連する部門（以下「関連部門」という。）や事業拠点等に対して適切な支払管理態勢を構築するために必要な管理・指導を行っているか。

ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類・支払査定基準等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。

エ 共済金等支払管理者は、支払管理を行う組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。

オ 共済金等支払管理者は、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、人事ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。

カ 支払管理部門は、共済金等の支払に係る問題を把握した場合に、関連部門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じているか。また、その状況について理事会等に報告しているか。

③ 支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上

ア 共済金等支払管理者は、専門性を持った支払査定担当者の確保のための長期的な展望に基づく人材育成策を策定しているか。

イ 共済金等支払管理者は、支払査定能力を維持・向上させるための方法・体制を整備しているか。

特に、適切な支払査定を支払査定担当者が行えるよう、医学的知識の習得、約款・特約条項の理解の向上等を図ることを確保するために、一定の研修及び効果測定等の義務付けその他の方策を講じているか。

また、医学の進歩や医療の変化等に対応して、教育・研修内容の見直しを適時・適切に行っているか。

④ 関連部門との連携

ア 支払管理部門と関連部門は密接な連携を図ることによって、支払時のみならず、共済推進や苦情・紛争処理への適切な対応が行われるような態勢となっているか。

イ 共済仕組みの開発・改訂に当たっては、仕組開発部門をはじめとする関連部門は、支払管理部門と適切なスケジュール管理のもと、検討事項を十分に確認した上で、遺漏を防止するためのチェックシート等を活用し、検討を行っているか。特に、約款等解釈について、仕組開発部門、支払管理部門、コンプライアンス担当部門等において十分な検討が行われているか。また、そ

の結果が、支払査定基準、査定マニュアル、パンフレット等に適切に反映されているか。

なお、検討内容等について、理事会等及び共済金等支払管理者に対して、必要に応じ随時報告を行っているか。

ウ 支払管理部門は、支払査定を行う過程において把握したコンプライアンス上の問題について、コンプライアンス担当部門に報告する態勢となっているか。

また、支払管理部門は、必要に応じて、コンプライアンス担当部門及び関連部門から共済推進時の説明状況等について情報を取得する態勢となっているか。

エ 約款等所定の支払事由に該当しないケース、例えば、支払対象外の手術や1回の入院についての支払日数の限度超過等の請求に関する苦情に対しては、支払管理部門と関連部門は相互連携して、苦情の発生原因を分析した上で防止するような対応策を検討しているか。

オ 共済金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア) 支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、理事会で定められた方針に基づき、適切な共済金等支払管理態勢の確立に向けてのシステム構築を行っているか。

(イ) 共済の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払が行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。

また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、共済の仕組開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-13-2 システムリスク管理態勢」も参照すること。

カ 支払管理部門及び仕組開発部門をはじめとする関連部門は、理事会等及び共済金等支払管理者に対して、支払管理に関わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、分かりやすくかつ正確に報告しているか。

⑤ 支払管理部門における態勢整備

ア 支払管理部門の職員は、共済金等の支払が組合の基幹業務であることを理解・認識し、適切な共済金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組を不断に行う態勢となっているか。

また、支払管理部門は、共済金等支払業務のみならず、例えば共済推進、事故連絡受付及び請求手続並びに苦情・相談への対応などを含む全ての利用者対応を踏まえた取組が必要であることに留意しているか。

イ 支払管理部門においては、支払査定の判断や査定結果の妥当性の事後検証に当たって、必要に応じて外部の専門家の意見を反映させているか。また、利用者からの苦情について、利用者の視点に立った分析を行うことなどにより、適切な支払管理態勢の構築及び確立に役立っているか。

ウ 支払管理部門の職員それぞれの役割及び権限は明確となっているか。

例えば、決裁権限規定においては、共済金等の金額や支払又は支払否とで合理的な差異が設けられているか。

エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な共済金等請求手続の説明、共済金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

オ 反社会的勢力などからの不当な請求等に対しては、ゆるぎない対応に遺漏ないようにしているか。

カ 共済金等の請求及び支払に当たっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役員等に周知徹底しているか。

キ 共済推進、事故連絡受付、共済金等請求時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア) 支払管理部門は関連部門と連携して、共済推進や事故連絡受付などのそれぞれの利用者対応時において、共済金等の請求手続等に関して、十分かつ分かりやすい説明や請求漏れを未然に防止するための方策を講じているか。例えば、ホームページへの掲載のほか、共済金等の支払に関する説明資料を作成し、共済契約者又は共済金受取人等へ配付することによる情報提供の充実を図っているか。

なお、当該説明資料の記載内容については、少なくとも利用者からの照会に対応する窓口が明記される必要があるほか、共済金等が支払となる場合や支払されない場合の具体的事例などが記載されることが望ましい。

(イ) 共済契約者等に対して支払われる共済金等の種類について、書面等で分かりやすく案内が行われているか。また、満期共済金、解約返戻金（消滅時に支払われることとなる返戻金を含む。）等に関する共済契約者等への適切な通知が行われているか。

(ウ) 共済金請求書等の帳票類については、共済の仕組みが多様化していることなどを踏まえ請求漏れを未然に防止するとともに、分かりやすい内容となるよう見直しを適時・適切に行っているか。

(エ) 共済金受取人等が共済金等の請求を行えない場合、当該受取人等に代わる代理人等が請求することができるような手続を整備しているか。

ク 総損害額が確定する前に共済金の一部を支払う、いわゆる内払を行う場合の組合の対応について、被共済者間や被害者間の公平性確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払に係る手続を定め、内払を行う場合を例示するなど、被共済者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。

ケ 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

(ア) 共済金等の支払可否の判断に当たっては、立証責任が組合側にあるか、請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う態勢となっているか。

(イ) 高度な法的判断又は医的判断を要するものについては、支払管理部門の担当者のみで判断せず、必要に応じて外部の専門家の見解を求める態勢となっているか。

- (ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。
 - (エ) 同一の共済事故において、支払事務を異なる職員が担当する場合に、職員間の相互連携が図られる態勢となっているか。
 - (オ) 共済金等の支払可否の判断に影響を与える判例等の動向を遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
 - (カ) 支払査定マニュアルの内容は体系的・網羅的なものとなっているか。
 - (キ) 管理者等が行う二次的なチェック態勢は十分なものとなっているか。
 - (ク) 共済金等の支払漏れ等をチェック・防止したり、支払を促すようなシステム対応は十分なものとなっているか。
 - (ケ) 共済契約者等保護の観点から、例えば、遅延利息の起算日や解除期限日などの期限の管理は適切に行われているか。
 - (コ) 支払管理部門は、共済金等の支払漏れが無く迅速な共済金等の支払が行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、共済金受取人等から請求を受けて支払（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。
 - (サ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。
- コ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。
- (ア) 支払に関する照会や不払時の苦情申出に対して、迅速かつ正確な対応を行う観点から、職員による適切な対応が行われるための方策を講じているか。
 - (イ) 共済金受取人等から支払査定の結果に関し苦情申出があった場合等については、支払可否の判断の根拠となった事実関係等について再度の事実確認を実施する態勢となっているか。
 - (ウ) 例えば支払査定基準に基づき共済金等の算定を行っている場合に支払査定基準の内容に則して説明する等、利用者等の問い合わせに応じて共済金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。
 - (エ) 支払否となる場合については、約款等の根拠条文の記載を含めその理由となる説明が、共済金受取人等に対して分かりやすいものとなっているか。
 - (オ) 苦情等の受付及びその解決に向けた迅速な手続を規定した処理規程を整備しているか。
- サ 支払管理部門においては、以下のような事後的なチェック態勢が整備されているか。
- (ア) 共済金等支払管理者から権限委任されている事項について、適切な権限行使が行われているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。
 - (イ) 複数の支払部門にまたがるような共済金等の支払について、支払漏れ防止の観点から、各支払部門が相互に確認する体制を整備するなど、定期的

- にチェックを行う態勢となっているか。
- (ウ) 支払共済金等について、共済金受取人等からの申出により請求放棄等の処理がなされた事案が、真に適正な事務処理が行われたかどうかを事後的に検証できる態勢を整備しているか。
- (エ) 支払否とした理由を共済金受取人等に対して説明するためのモデル文書については、苦情・問い合わせ等を通じて把握した課題を踏まえ見直し・改善するような態勢となっているか。また、実際に送付された支払を否とする通知について、当該内容について検証する態勢となっているか。
- (オ) 支払否とした事例について内容を分析し、分析結果を共済金等の支払を適切に行うための対応策や態勢整備等に役立てているか。
- (カ) 不払に関する苦情については、当該不払を決定した支払担当部門のみで処理するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他部門で当該苦情処理が適切に処理されたかどうかを検証する態勢となっているか。
- (キ) 支払管理態勢の一層の強化の観点から、例えば、外部専門家による支払査定の妥当性の事後検証の仕組み等を整備しているか。
- シ 共済契約者その他の利用者が、共水連の業務状況を適切に判断できるように、共済金等を支払否とした件数・内容や苦情等に関する情報等の積極的な情報開示に取り組むことが望ましい。
- ス 共済約款に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に共済契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。

⑥ 内部監査

- ア 経営管理委員、代表理事及び理事会は、内部監査が適切な共済金等支払管理態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- イ 内部監査部門は、支払管理部門をはじめとする被監査部門等に対して十分牽制機能が働く独立した体制となっているか。また、被監査部門等から不当な制約を受けることなく内部監査を実施しているか。
- ウ 理事会は、支払管理態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門において支払実務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。また、内部監査部門は、適切な支払管理態勢の検証を行うような十分な権能を付与されているか。
- エ 支払管理部門の役職員は、内部監査が適切な支払管理態勢を確立することに重要な役割を果たすことを十分認識しているか。
- オ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するための内部監査業務の実施要領等を作成し、理事会等による承認を受けているか。また、内部監査部門の長は、実施要領等の適切性・有効性を確認しているか。
- カ 内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するため、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある監査計画を策定しているか。
- キ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門及び関連部門の全ての業務に対する内部監査を定期的実施しているか。
- ク 内部監査部門は、経営管理委員会及び理事会に対して、支払管理態勢に係る内部監査の結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える問題点については、速やかに報告しているか。

ケ 内部監査部門は、検査の結果を分析し、これを的確に支払管理部門をはじめとする被監査部門等へ遅滞なく通知しているか。さらに、内部監査部門は、支払管理部門における改善状況を適切に管理し、その後の内部監査に反映させているか。また、共済金等支払管理者は、内部監査の結果等を適切な共済金等支払管理態勢の確立に役立てているか。

⑦ 監事監査

ア 共済金等支払に関する監事監査については、業務執行体制の適否を監査する視点で実施しているか。例えば、共済推進管理関係からみた問題等と利用者からの苦情の状況等から窺える利用者サービスの問題等を関連付けて総合的に監査することとしているか。

イ 共済金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

ウ 監事は、共済金等支払管理者等に対するヒアリングや支払管理部門に対する往査など、共済金等の支払実務そのものに対する直接的な監査を実施しているか。

エ 監事は、経営管理委員会、理事会及び監事会に対して、共済金等の支払に関する監査結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。

(3) 監督手法・対応

共済金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

II-4-7 利用者等に関する情報管理態勢

II-4-7-1 意義

利用者に関する情報は、共済契約の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人利用者に関する情報については、規則、個人情報保護に関する法律及び保護法ガイドラインの規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

(注) 個人利用者に関する情報管理の実施に当たっては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号)を参考にすること。

また、組合は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報(以下「利用者等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

II-4-7-2 主な着眼点

(1) 利用者等に関する情報管理態勢

① 経営陣は、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、その適切性を確保するための組織体制の確立(部門間における適切

な牽制の確保を含む。) 、内部規則の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。

② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の第三者への伝達については、利用者に対する守秘義務、説明責任及び信頼性の確保の観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。

③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外の第三者が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化等の対策を含め、利用者等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④ 利用者等に関する情報の取扱いを委託（注）する場合は、以下の措置を講じているか。

（注）「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、組合が共済代理店を含む他の者に利用者等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下Ⅱ－４－７－２において同じ。）。

ア 共済代理店を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

イ 共済代理店を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ウ 共済代理店を含む外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、共済代理店を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、共済代理店を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

エ 二段階以上の委託が行われた場合には、共済代理店を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自組合による直接の監督を行っているか。

⑤ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報の漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講

じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ⑥ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

(2) 個人利用者に関する情報管理

- ① 個人利用者に関する情報については、規則第 54 条の規定に基づき、当該情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いの委託における委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として通則編 3-4-2、3-4-3 及び 3-4-4 の規定に基づく措置が講じられているか。

また、規則第 54 条の 2 に基づき、個人利用者に関する情報漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合に、速やかに行政庁への報告及びその他の適切な措置が講じられる体制が整備されているか。

(注) 共済代理店が、個人情報をも目的外利用することのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。

- ② 個人利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他特別の非公開情報(注)を、規則第 56 条の規定に基づき、通則編 3-1-5 に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) 特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ア 労働組合への加盟に関する情報
- イ 民族に関する情報
- ウ 性生活に関する情報
- エ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報
- オ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報
- カ 犯罪により害を被った事実に関する情報
- キ 社会的身分に関する情報

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止

- ① 役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。

- ② 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や内部規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取り組みを行っているか。

- ③ 法人関係情報を入手し得る立場にある組合の役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

II-4-7-3 監督手法・対応

利用者等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要

に応じて水協法第 122 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令又は水協法第 124 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。

(注) 個人情報については、必要に応じて別途、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を採る場合があることに留意すること。

II-4-8 利用者等の利益の保護のための体制整備

II-4-8-1 意義

利益相反の弊害は、組合の部門間又は組合の子金融機関等のいずれとの間でも起こり得る問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、組合にあっては、組合又は組合の子金融機関等における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、組合が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するにあたって、組合又は組合の子金融機関等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、組合又は組合の子金融機関等におけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。

一方、組合の子金融機関等の中には、当該組合の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、組合が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、組合が組合又は組合の子金融機関等で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

II-4-8-2 主な着眼点

(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等

- ① 利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。
- ② 利益相反を特定するプロセスは、組合又は組合の子金融機関等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。
また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

(2) 利益相反管理の方法

利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。

- ① 部門の分離（情報共有先の制限）
情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。
- ② 取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止

取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。

③ 利益相反事実の利用者等への開示

利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む。）等を明確かつ公正に、例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。

(3) 利益相反管理態勢等

① 利益相反を管理・統括する部署（以下「利益相反管理統括部署」という。）

を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。

② 利益相反管理統括部署は、共済事業利用者等との取引を行う部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。

③ 利益相反管理統括部署は、その子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。

④ 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた内部規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。

(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

① 利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む。）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、管理対象の範囲等が明確化されているか。また、当該管理方針は、子金融機関等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。

② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。

II-4-8-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、利用者等の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めるとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、水協法第123条の2に基づく業務改善命令の発出するものとする。

その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、水協法第123条の2に基づく（業務改善に要する一定期間に限った）業務の一部停止命令を発出するものとする。

Ⅱ－４－９ 取引時確認等の措置

Ⅱ－４－９－１ 意義

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。

組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認等の措置（犯収法第 11 条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下同じ。）に関する内部管理態勢を構築することが求められる。また、F A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）勧告等を踏まえ、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）リスクの管理態勢を構築・維持する事が求められている。

（注）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

Ⅱ－４－９－２ 主な着眼点

犯収法に基づく取引時確認等の措置並びにリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価・低減する措置及びその実効性を確保するための措置並びにマネロン・テロ資金供与リスクの管理態勢を構築・維持するための措置（以下「マネロン・テロ資金供与対策のための措置」という。）の的確な実施については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、別紙 1 を参考にすること

（参考）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（平成 30 年 2 月金融庁）

- （１）組合の業務に関して、取引ごとのリスクに応じて、犯収法に基づく取引時確認（犯収法第 4 条第 6 項に規定する取引時確認をいう。以下同じ。）及び取引記録等（犯収法第 7 条第 3 項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）の作成・保存が的確に実施されているか。
 - ① 取引時確認を行うに当たって、利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
 - ② 法人利用者との取引においては、本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容と併せて、実質的支配者の本人特定事項の確認を行っているか。
 - ③ 犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号。以下「犯収法施行令」という。）第 12 条各項に規定する下記アからエまでを含む厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項について、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行っているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務付けられている場合において、適正に

当該確認を行っているか。

ア 取引の相手方が関連取引時確認に係る利用者等又は代表者等になりすまし
ている疑いがある場合における当該取引

イ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽ってい
た疑いがある利用者等との取引

ウ 犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関す
る制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は
所在する利用者等との取引等

エ 外国 PEPs(注)に該当する利用者等との特定取引

(注) 犯収法施行令第 12 条第 3 項各号及び犯罪による収益の移転防止に関
する法律施行規則(平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生
労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法
施行規則」という。)第 15 条各号に掲げる外国の元首、外国政府等に
おいて重要な地位を占める者等(Politically Exposed Persons)をい
う。

④ 利用者の取引時確認に当たって、取引形態(例えば、インターネットによる
非対面取引等)を考慮した措置が講じられているか。

(2) 犯収法に基づく疑わしい取引の届出(犯収法第 8 条第 3 項に規定する疑わしい
取引の届出をいう。以下同じ。)が的確に実施されているか。

① 疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やか
に行政庁へ届出を行うこととされているか。

② 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認
情報、利用者属性、取引態様、取引時の状況その他の組合が取得・保有してい
る具体的な情報及び犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表
する犯罪収益移転危険度調査書(以下「犯罪収益移転危険度調査書」という。
)を総合的に勘案し、犯収法第 8 条第 2 項並びに犯収法施行規則第 26 条及び
第 27 条に基づき適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。ま
た、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行
っているか。

(注) 考慮すべき利用者属性及び取引態様としては、国籍(例えば、FATF が公
表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国 PEPs
への該当性、利用者が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、
国内外の取引の別が考えられる。

③ 組合の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により
、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析しているか。

(注) 疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例等については、「疑わ
しい取引の参考事例」(金融庁ホームページ参照)も参考にすること。

(3) 犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、共同事業を実施す
る共水連と漁協との間で下記の措置を講じているか。さらに、取引時確認と疑わ
しい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の
的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で、当該情報及び利用
者の取引態様等を総合的に勘案し、疑わしい取引の届出が行われるような態勢等
が構築されているか。

① 利用者から取得した取引時確認情報については、取引の継続的なモニタリン

- グ等を通じて、その内容を最新のものとするのが確保されているか。
- ② 内部規則等において、取引時確認等の措置を行うための体制や手続が明確に定められているか。役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
- ③ 職員に対して、取引時確認等の措置に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
- なお、研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと。
- ④ 管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者（犯収法第 11 条第 3 号に規定する者をいう。以下同じ。）として適切な者を選任・配置しているか。
- ⑤ 犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施しているか。
- ア 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・共済特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。
- イ 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録（犯収法第 6 条第 1 項に規定する確認記録をいう。以下同じ。）及び取引記録等について継続的に精査しているか。
- ウ 犯収法第 4 条第 2 項前段に規定する厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯収法施行規則第 5 条に規定する利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。
- ⑥ 職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
- ⑦ 取引時確認等の措置の実施に関して、組合内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

II-4-9-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、取引時確認等の措置の確実な履行又はマネロン・テロ資金供与対策のための措置を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第 122 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令又は第 124 条に基づく必要な措置をとるべき旨の命令の発出を検討するものとする

。その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、マネロン・テロ資金供与等に利用されるおそれがあると認められるときは、水協法第 123 条の 2 第 2 項に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

また、重大性・悪質性が認められる法令違反、公益を害する行為などに対しては、水協法第 124 条及び第 124 条の 2 に基づく厳正な処分について検討するものとする。

II-4-10 反社会的勢力による被害の防止

II-4-10-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、法人にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役員のみならず、利用者等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役員自身等への最終的な被害を大きくする恐れがあることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）

（1）反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ・ 組織としての対応
- ・ 外部専門機関との連携
- ・ 取引を含めた一切の関係遮断
- ・ 有事における民事と刑事の法的対応
- ・ 裏取引や資金提供の禁止

（2）反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

II-4-10-2 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引

状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、漁協は担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応するとともに、共水連においては漁協だけに任せることなく共に反社会的勢力との関係遮断に当たって組織として対応するなど、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社との提携による取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の整備

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の整備に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制が整備されているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を適切に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員又は会員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制が整備されているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において、対応マニュアルの整備、継続的な研修活動、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築等、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制が整備されているか。特に、平素より警察との組織的な協力関係を構築し、問題発生時には警察に速やかに連絡を行うことができる体制となっているか。また、脅迫・暴力行為の危険性が高い等、緊急を要する場合には、直ちに警察に通報する体制が整備されているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合や、反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制が整備されているか。また、反社会的勢力対応部署が、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制が整備されているか。
- ④ 反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全が確保されているか。

(3) 適切な取引前の審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な取引前の審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止する取組を実施しているか。

(4) 適切な取引後の検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な取引後の検証を行うための体制が整備されているか。

(5) 共済金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、共済金等の支払審査を適切に行うための体制が整備されているか。

(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下、対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携の下、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ③ 取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないように配慮しているか。
- ④ いかなる理由であれ、取引の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない体制が整備されているか。

(7) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には、積極的に警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が定める不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制が整備されているか。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上・刑事上の法的手段を講ずる体制が整備されているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

II-4-10-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、水協法第123条の2に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、水協法第124条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、水協法第124条の2に基づく厳正な処分について検討するものとする。

II-4-11 適切な表示の確保

- (1) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。
- (2) 共済推進用の資料等（広告も含む。）について、表示媒体や共済の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。
- (3) 適正な表示を確保するための内部規則等が適切に策定されているか。

(注) 内部規則等は、以下の事項等を踏まえ、共済期間、保障、引受条件及び共済掛金率・共済掛金等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

- ① 共済の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せて分かりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済契約の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を共済契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該共済の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ア 支払事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合

イ 共済金（給付金）額等が被共済者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合

ウ 先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合

また、共済の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ② 共済契約の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せて分かりやすく示さないことなどにより、共済契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、共済掛金の表示に関して、主たる共済契約者層とは考えられない若年層等の共済掛金を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、共済契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の共済契約者等についても当該共済掛金が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、共済の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であると誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

- ③ 共済・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示又は強調することにより、以下のような、契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。

ア 医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。

イ テレビCM等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。

④ 共済・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。

例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当共済だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。

(4) 表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」「注意喚起情報」を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。

(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

① 共済推進用の資料等について、組合本所（本店）で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査が漏れなく行われる体制となっているか。

② 共済約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックがなされる体制となっているか。

③ 共済契約者等からの苦情において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応がとられる体制となっているか。

(6) 共済の仕組みの説明（比較広告等を含む）に係る規則第 21 条第 5 号及び第 6 号については、以下の点に留意するものとする。

① 共済契約に関する表示については、「Ⅱ－４－２－１（５）」に準じて取り扱うものとする。

② 予想契約者割戻額の表示については、「Ⅱ－４－２－１（６）」に準じて取り扱うものとする。

Ⅱ－４－１２ 障害者等への対応

Ⅱ－４－１２－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条に基づき、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害することが禁止されているほか、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮の義務が課せられており、組合及び共済代理店はこれを遵守する必要がある。

また、組合及び共済代理店は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために共済取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下「障害者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障害のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

Ⅱ－４－12－２ 主な着眼点

(1) 総論

- ① 「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年12月7日農林水産省告示第2636号）の各規定に基づき、適切に対応しているか。
- ② 組合の取引に係る手続きにおいて、障害者等の共済取引の利便性を向上させるよう努めているか。
また、組合の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。
- ③ 組合が、障害者等に配慮した取組みを推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。
- ④ 障害者等から組合又は共済代理店に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

(2) 業務運営態勢等

障害者等への対応状況を把握・検証の上、例えば、下記①～⑥のような方策を行うなどの取組みがなされているか。

① 自筆が困難な障害者等への代筆について

障害者等のうち自筆が困難な者（以下「自筆困難者」という。）から、口頭で共済取引の申込みがあった場合、例えば、契約者の親族等が代筆したときは、組合の職員が代筆の理由を確認した上で、その事実を記録して残すなど、自筆困難者の保護を図った上で、代筆を可能とする旨の内部規則を整備し、十分な対応をしているか。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

② 視覚に障害がある者への代読について

視覚に障害がある者から要請がある場合は、例えば、職員等が、当該者に係る取引関係書類を代読する規定を整備しているか。その際、個人情報の漏洩を防ぐとともに、複数の職員等が代読内容を確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこととしているか。

③ 本人特定事項の確認について

本人確認書類として障害者手帳が利用されている場合は、「Ⅱ－４－７ 利用者等に関する情報管理態勢」を参照する。

④ 情報発信について

障害者等に配慮した取組み等の内容について、例えば、組合が、障害者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。

また、障害者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をCSR（「Ⅱ－５－２ CSRについての情報開示等」を参照のこと）事例として積極的に公表することが望ましい。

⑤ 相談・苦情対応について

「Ⅱ－４－５ 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）」を参

照することとする。

特に障害者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談・苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組みを行うよう努めているか。

⑥ 研修等について

組合として、障害者等に配慮した取組みのために整備した態勢の実効性を確保するため、利用者対応を行う全役職員及び共済代理店に対し、障害者等に配慮した態勢について研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により周知しているか。

II-4-12-3 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者等からの苦情等を通じて把握された組合における障害者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促す。

II-5 その他

II-5-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託

II-5-1-1 意義

組合が事務の外部委託を行うに際しては、利用者を保護し経営の健全性を確保するため、以下の点に留意する必要がある。なお、以下に示す観点は、あくまで一般的な着眼点であり、委託事務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合がある点に留意する。

（注1）上記における事務の外部委託とは、組合が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該組合以外の者（共済代理店を除く。）に委託することをいう。

（注2）特に、共済事業の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配慮する。

（注3）当該外部委託が、組合と子会社等（水協法第58条の2第2項に規定する子会社等をいう。）との間で行われる場合には、「III-2-1 子会社等」も参照のこと。

II-5-1-2 主な着眼点

（1）利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

① 委託契約によっても当該組合と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該組合自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。

② 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、組合において利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。

③ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便

の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

- ④ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者等に関する情報管理体制が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
- ⑤ 利用者等に関する情報の取扱いの委託については、「Ⅱ-4-7 利用者等に関する情報管理態勢」を参照のこと。
- ⑥ 苦情等について利用者から組合への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(2) 組合は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。

ア リスク管理

組合は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の組合の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

イ 委託先の選定

組合の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、組合の評価等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

ウ 契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

- (ア) 委託先において提供されるサービスの内容及びレベル並びに委託契約の解約等の手続
- (イ) 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責任及び委託事務の遂行に関連して損害が発生した場合における負担の関係（必要に応じて、担保提供等による損害負担の履行確保等を含む。）
- (ウ) 組合が、当該委託事務及び委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容

(エ) 行政庁の組合に対する検査・監督上の要請に沿って、委託先が対応を行う際の取決め

エ 組合に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を組合自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

オ 組合側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、組合が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の内部管理態勢が整備されているか。

カ 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から組合への定期的な報告に加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

キ 監査

組合において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

ク 緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、組合の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、利用者に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

ケ 子会社等への外部委託

委託契約が組合と子会社等との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

II-5-2 CSRについての情報開示等

II-5-2-1 意義

- (1) CSR（企業の社会的責任）は、一般的に、企業が多様なステークホルダーとの関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組と解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。
- (2) 組合は、メンバーシップによる相互扶助の精神に基づき事業運営が行われているが、組合として多様なステークホルダーに対する社会的影響力があるため、組合にあってもCSRについて情報開示を行う意義がある。
なお、漁協は、共済事業、経済事業等の総合事業を行っているため、地域において元々CSRに相当する事業活動を行っているという面も存在する。
- (3) 組合のCSRについては、その取組はもとより、情報開示についても、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (4) しかしながら、CSRについての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が組合を選択する際、その組合及び提供されている共済・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、組合がCSRについての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

II-5-2-2 主な着眼点

組合のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、組合の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

(1) 目的適合性

CSR報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2) 信頼性

CSR報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け

入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3) 分かりやすさ

CSR報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該組合の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

II-5-2-3 監督手法・対応

組合によるCSRを重視した取組やその情報開示は、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

III 組合の監督に係る事務処理上の留意点

III-1 監督事務の流れ

III-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

共水連に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、共水連の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組を促すものとする。

なお、主なオフサイト・モニタリングは、行政庁が別に定める年間スケジュールを目途に行うものとし、各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。

① 決算ヒアリング

決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。

② トップヒアリング

トップヒアリングにおいては、共水連の経営者に対して、当該共水連の経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等についてヒアリングを実施することとする。

③ 総合的なヒアリング

共水連の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。

④ 統合的リスク管理態勢ヒアリング

統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。

⑤ 共済計理人ヒアリング

責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。また

、毎決算期において、共済計理人に対して水協法第 15 条の 18（水協法第 96 条第 1 項又は第 100 条の 8 第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。

⑥ 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共水連の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、共水連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

⑦ 9 月末における財務内容ヒアリング

共水連は法令上中間業務報告が義務付けられていないが、必要に応じ、共水連が自ら実施する半期の状況等をヒアリングすることにより、9 月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。

Ⅲ－１－２ 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ－１－２－１ 検査部局による検査着手時

検査着手に当たって監督部局は、検査担当者に対し共水連の現状等（注 1）についての説明（注 2）を行うものとする。

（注 1）共水連の現状等

共水連の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。

ア 前回検査から当該時点までの当該共水連の主な動き（他法人との連携、増資、役員の変替等）

イ 直近決算の分析結果

ウ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果

エ 総合的なヒアリングの結果

オ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況

カ 監督部局として検査で重視すべきと考える点

キ その他

（注 2）農林水産省大臣官房検査・監察部の検査担当者に対する説明部局は、水産庁漁政部水産経営課とする。

Ⅲ－１－２－２ 検査部局による検査書通知後

（1）検査書の交付後速やかに、共水連に対し当該検査書において指摘された事項についての事実認識、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を原則 1 月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを水協法第 122 条に基づき求める。

なお、検査書の中に、リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策についても、併せて報告を求めるものとする。

- (2) 上記報告書については、提出された段階で、共水連から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査書の審査担当者等の出席を原則として確保するものとする。
- (3) 検査書の交付後、(1) 又は (2) の報告書の提出を受ける前に、検査書の担当者等(注)から、検査書の内容及び背景について説明を受けるものとする。
(注) 原則として、検査責任者とするが、立入りを行った検査担当者の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(4) において同じ。
- (4) 上記(1) 又は (2) の報告書が提出された段階で、共水連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査書の担当者等の出席を原則として確保するものとする。(様式・参考資料編資料2参照)
- (5) 検査結果及び水協法第122条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、水協法第122条に基づき定期的に報告を求めるものとする。
また、正当な理由がないにもかかわらず当該共水連の自己査定と検査結果の格差が是正されない場合など、自主的な改善努力に委ねたのでは当該共水連の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。
- (6) 標準処理期間
水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、(1) 又は (2) の報告書を受理したときから、原則としておおむね1月以内を目途に行うものとする。
(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。
① 複数回にわたって水協法第122条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。
(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。
(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
(注4) 複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

III-1-2-3 検査・監督連携会議の開催

- (1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い共水連監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。本会議は、原則として年度の開始に当たり開催するほか必要に応じて適宜開催することとする。
- (2) 本会議において監督部局は、検査部局に対して、共水連の経営状況全般又は水協法第123条の2に基づき業務改善命令若しくは水協法第124条に基づき必要措

置を採るべき旨の命令を発出している場合には、その改善状況及びその他前回検査書における指摘事項の改善状況等（注）について説明を行うとともに、検査部局より、新年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。

（注）Ⅲ－１－２－１の（注１）に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。

（３）なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅲ－１－３ 災害における金融に関する措置

Ⅲ－１－３－１ 災害地における金融上の措置

政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

（１）共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

① 組合において、共済証書等を焼失又は流失等した被災者等については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。

② 災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

（２）業務休止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務休止等（以下「業務休止等」という。）の措置を講じた場合、業務休止等を行う店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ－１－３－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 4 条に基づき作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

（１）事前避難対象地域（注 1）内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

（注 1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラ

イン」(以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。)に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後、緊急災害対策本部からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている(注2、注3)。

(注2)「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。

(注3)「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている(注4)。

(注4)「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。

① 住民事前避難対象地域内の対応

ア 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、営業休止の措置を講じる予定の営業店舗については、利用者に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段で平時から予め周知することが望ましい。

イ 業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、組合において、共済事業に関する業務を休止するとともに、業務休止等の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページ掲載等の手段で利用者に周知徹底するよう要請する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において、共済事業に係る業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

エ 巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

オ 発災後の組合の応急措置については、本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所が業務を休止している間を除き、上記「Ⅲ-1-3-1 災害地における金融上の措置」(1)・(2)に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。

② 高齢者等事前避難対象地域内の対応

ア 高齢者等事前避難対象地域内において、業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合が高齢者等事前避難対象地域内に所在する本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所における業務

を休止する場合（注）には、業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページ掲載等の手段で利用者に周知徹底するよう要請する。

（注）例えば、店舗における職員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため職員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により営業継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。

イ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合において、事業所の窓口営業を休止する場合には、当該組合が発災後の共済事業の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、共済事業に係る業務の開始又は再開は行わないよう要請する。

ウ 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。

エ 発災後の組合の応急措置については、事業所が業務を休止している間を除き、上記「Ⅲ－１－３－１ 災害地における金融上の措置」（１）・（２）に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。

（２）事前避難対象地域外（南海トラフ地震防災対策推進地域（注）内に限る。以下（２）において同じ。）に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

（注）「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。

南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、組合において、事前避難対象域内の本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所等が業務休止等の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所等においては居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり業務を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページ掲載等の手段で利用者に対して周知徹底するよう要請する。

Ⅲ－１－３－３ 行政庁報告

以上のような共済事業上の諸措置を採ったときは、遅滞なく行政庁に報告するものとする。

Ⅲ－１－４ 組合に関する苦情・情報提供等

Ⅲ－１－４－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応

（１）組合に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。

その上で、必要に応じ、組合及び共済関係団体の相談窓口並びにADR機関を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が組合側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該組合側への情報提供を行うこととする。

- (2) 組合に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（様式・参考資料編 その他報告等様式参照）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに水産庁水産経営課に報告するものとする。

Ⅲ－１－５ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ－１－５－１ 照会を受ける内容の範囲

水協法等その執行権限を有する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ－１－５－２ 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 都道府県が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（様式・参考資料編 その他報告等様式参照。）を作成し、電子メール等により協議するものとする。
- (3) 水産庁漁政部水産経営課長は、水協法等その執行権限を有する法令に関し、当該法令の直接の適用を受ける組合等その他団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の検討・照会に際しての判断能力の向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

（注）その他団体とは、水協法等その執行権限を有する法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

① 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- ア 特定の事業者の個別の取引等に係るものではない一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- イ 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ウ 組合においては、照会内容が、組合に共通する取引等に係る照会であって、他の組合からの照会が予想される事項であること
- エ 過去に公表されたものでないこと

② 照会書面（電子的方法によるものも含む。）

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- ア 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

ア 漁協については、照会書面の受付窓口を都道府県漁協指導担当課とする。

都道府県が照会書面を受領した場合には、速やかに照会内容に係る法令を所管する水産庁漁政部水産経営課に電子メール等により照会書面を送付することとする。

イ 共水連については、照会書面の受付窓口を照会内容に係る法令を所管する水産庁漁政部水産経営課とする。

④ 回答

ア 水産庁漁政部水産経営課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

イ 回答書面には、以下の内容を付記することとする。「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束し得るものではない。」

ウ 本手続による回答を行わない場合には、水産庁漁政部水産経営課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、水産庁は、速やかに照会及び回答内容を水産庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

(4) (3)に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 その他報告等様式参照。)を作成した上で、関係部局に回覧し、水産庁漁政部水産経営課の担当係に保存するものとする。

(5) 照会者が照会事項に関し、水産庁からの書面による回答を希望する場合であつて、Ⅲ-1-5-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-5-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、農林水産省では、農林水産省における法令適用事前確認手続に関する細則(平成14年3月27日農林水産省訓令第4号)を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編の細則を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する水産庁漁政部水産経営課とする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に

対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、農林水産省が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政省令等（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものとする。

ア その事業や取引を行うことが、法令に基づく認可等を受ける必要があるかどうか

イ その事業や取引を行うことが、法令に基づく届出等の必要があるかどうか

ウ その事業や取引を行うことによって、法令に基づく不利益処分の適用の可能性があるかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

ア 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

イ 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ウ 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意等していることが記載されていること。

エ 上記イにおいて特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答及び公表

ア 回答

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、照会者又はその代理人に対して、遅延なく、その理由及び回答時期の見通しを書面により通知するものとする。

（ア）慎重な判断を要する場合

（イ）事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合。また、照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に含まれないものとする。

イ 公表

農林水産省は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30 日以内に全て農林水産省ホームページに掲載して公表する。ただし、照会者が、照会書に、公表の延期を希望する旨及びその理由並びに公表を希望する時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められる等の場合には、回答から 30 日を超えて公開することができる。また、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に定める不開示事由に該当し得る情報が含まれている場合

、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－１－６ 組合が提出する申請書等における記載上の留意点

組合が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、婚姻により氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

なお、申請書、役員等の選退任の届出書等に、既に旧氏及び名を合わせて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ－２ 水協法等に係る事務処理

Ⅲ－２－１ 子会社等

子会社等の業務範囲等については、以下のとおりとする。

(注1) 組合又はその子会社が、国内の会社(当該組合の子会社を除く。)の株式等について、合算して、その基準議決権数(水協法第17条の15第1項(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)又は水協法第100条の4第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、漁協にあっては水協法第17条の14第1項第1号又は第2号(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)、共水連にあっては、水協法第100条の3第1項第1号に掲げる会社、同項第4号イ又はロに規定する業務を専ら営む会社及び同項第6号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示及び本指針に関する規準等を満たす必要があることに留意する。

(注2) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該組合が、規則及び日本公認会計士協会監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日付け)その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。

(注3) 水協法第17条の14及び水協法第17条の15(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)並びに水協法第100条の3及び水協法第100条の4に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、証券投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。)を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

Ⅲ－２－１－１ 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 組合の子会社が営む従属業務(水協法第17条の14第1項第1号(水協法第96条第1項において準用する場合を含む。)又は水協法第100条の3第1項第4号イに規定する従属業務をいう。)については、Ⅱ－５－１等に沿って適切な対応を行っているか。

(注) 従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示第 29 条又は第 32 条に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。

(2) 漁協の子会社が営む付随・関連業務（水協法第 17 条の 14 第 1 項第 2 号（水協法第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する業務をいう。）、共水連の子会社が営む関連業務（水協法第 100 条の 3 第 1 項第 4 号ロに規定する業務をいう。）については、以下の範囲となっているか。

① 健康・福祉関連業務

健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設を備え、専門指導員、医療専門者等を配置し、当該施設利用者に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。福祉関連業務は、例えば、有料老人ホーム、老人ホーム入居者に対する給食業務等、高齢者福祉関連施設の運営・管理、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営・管理、介護機器の開発、コンサルティング、取次ぎ及び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健康・福祉に関する調査・研究がある。

② コンピューターソフトの販売

ソフトは主に（おおむね 5 割以上）当該組合の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当該組合の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われていないか（親組合が自己のために開発したソフトを他の事業者を提供すること（ソフトの一部の加工を含む。）は差し支えない。）。

③ あっせん・紹介業務

あっせん又は紹介の業務の範囲が共済事業と関連のない業務となっていないか。あっせん・紹介の業務の範囲としては、例えば、主として共済契約者等を対象として行う医療機関等のあっせん・紹介・手配がある。

④ リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

(注) 優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、組合が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

⑤ 電気通信業務（いわゆる V A N 業務）

主として（おおむね 5 割以上）組合の業務及び企業の資金、経理等に関連したものを取り扱うこととしているか。

(注) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 16 条第 1 項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資組合のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることが目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる。）に行う場合には必要ない」旨回答すること

⑥ 投資顧問業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から、投資助言の範囲は、不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

(3) 組合の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

① 組合の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（水協法第 17 条の 14 第 1 項（水協法第 96 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び水協法第 100 条の 3 第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示及び本指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

② 従属業務を専ら営む組合の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該組合の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が 100 分の 50 を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

III-2-1-2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。

他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下「代理等」という。）

(注 1) 他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買や不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。

(注 2) 担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第 88 条第 1 項第 22 号に規定する会社以外は認められないことに留意する。

(2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示第 29 条又は第 32 条に定める基準を満たしているか。

III-2-1-3 組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い

組合の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) 当該会社の業務は、以下に限られているか。

① 親組合（規則第 88 条第 1 項第 22 号に規定する「自らを子会社とする連合会」をいう。以下同じ。）が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（親組合に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。）に行う当該貸付金等に係る担保財産の取得（不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。）

② 取得した財産の保有・管理及び売却（以下「保有等」という。）

(2) 当該会社の業務遂行に当たって、以下の点は遵守されているか。

① 不動産の保有等

- ア 競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によっているか。
- イ 不動産の取得に当たっては、いやしくも社会的批判を浴びることのないよう厳に留意した運営となっているか。
- ウ 取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。
- エ 取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。
- オ 当該会社は業務を遂行するに当たって、関連会社が営むことができない業務を営んでいないか。

② 動産の保有等

- ア 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐にわたることを踏まえ、当該動産の種別及び特性に応じ、当該動産の保有等により生じ得る管理責任や契約不適合責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。
- イ 動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。
- ウ 取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理を行い、当該動産の価値の向上及び維持に努めているか。
- エ 取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、その実現に努めているか。
- オ 当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

③ 債権の保有等

- ア 当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。
- イ 取得した債権に関し、当該債権の第三債務者（目的債権の債務者）の信用力を判断するために必要となる情報を付随入手し財務状況を継続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めているか。
- ウ 取得した債権に関し、適時に適切な回収措置（第三者への譲渡を含む。）を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。

④ その他の財産の保有等

その他の財産について、上記不動産、動産及び債権の保有等に準じた取扱いがなされているか。

(3) 対象財産は親組合の貸付金等に係る担保財産であり、当該財産の購入により親組合に回収が見込まれるか。

(注) 貸付金等には、親組合が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4) その他

- ① 不動産の保有等を行う当該会社は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定により、同法第 3 条の免許を取得しているか。
- ② 不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に必要な免許、許可、登録、承認等を取得しているか。

- ③ 当該会社は取得した財産ごとに収支・損益の分別管理を行っているか。
- ④ 親組合及び当該会社は、当該会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ－２－１－４ 共水連の海外における子会社等の業務の範囲

- (1) 共水連の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

(注) 海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

また、保険業を行う外国の会社が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、保険業法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認する。

- (2) 出資先外国法人として報告がなされたもの（当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。）で、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、Ⅲ－２－１－１（３）①に準じて取り扱う。

(注) 出資先外国法人とは、共水連が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。

経営支配とは、共水連が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有（議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等共水連以外の者となっても、共水連が自己の計算で所有している場合を含む。）している場合（共水連及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。）をいう。

経営参画とは、共水連が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

Ⅲ－２－２ アームズ・レングス・ルール

水協法第11条の15（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）ただし書の承認申請があったときは、当該申請をした組合が同条各号に掲げる取引又は行為をすることについて規則第8条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおりとする。

- (1) 規則第8条第2号に該当する場合
 - ① 特定関係者（規則第7条に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。
 - ② 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。
 - ③ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経

済的合理性があるか。

④ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。

(2) 規則第8条第3号に該当する場合

組合が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

Ⅲ－２－３ 契約条件の変更

Ⅲ－２－３－１ 契約条件の変更の申出

(1) 契約条件の変更の申出の承認

水協法第17条の2第3項（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）に基づく契約条件の変更の申出の承認に当たっては、以下の点に留意することとする。

① 現時点では共済事業の継続が困難である状況にはないこと

② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該組合の財産をもって債務を完済することができない等、共済事業の継続が困難となり得ることが合理的に予測できること。

なお、このうち、上記②の予測に当たっては、

ア 金利、株価、為替レート等、金融経済動向に関わる事項

(ア) 新契約進展率、共済契約継続率、共済事故発生率等、共済契約に関わる事項

(イ) 資産配分等、運用に関わる事項

等について客観的かつ妥当な前提を置くこと（注）

イ 合併、事業譲渡、事業費削減、業務の再編成等、共済事業の継続のために取り得る経営改善方策の効果を織り込むこととする。

（注）これらの分析に当たっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうかの判断に当たっては、日本アクチュアリー会の実務基準に定められている方法が一つの参考になる。

(2) 申出書の記載内容

水協法第17条の2第1項（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行おうとするときに添付する規則第77条に規定する書類のうち、同条第3号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、上記（1）②に示された方法により作成された将来の業務及び財産の状況の予測、並びに当該予測に織り込まれた経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ－２－３－２ 共済調査人の選任

水協法第17条の2第3項（水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の承認をした場合には、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させるため、原則として、速やかに共済調査人を選任することとする。

共済調査人は、原則として、①アクチュアリー（法人を含む。）、②公認会計士、③弁護士のそれぞれから選任することとする。

Ⅲ－２－３－３ 組合の対応

組合が、契約条件の変更の進める場合には、以下の点に留意して、適切な対応が取られているか。

(1) 経営改善の取組

契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更に至った経緯に加え、契約条件の変更後に共済契約の確実な履行が行えるよう、合併、事業譲渡、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、総会（又は総代会）及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(2) 出資金の取扱い

契約条件の変更の対象となる共済契約者のみに負担を強いることのないよう、出資金の削減、金利減免、あるいは増額その他の方策を検討し、その結果講じることとした方策について、総会（又は総代会）及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(3) 経営責任に関する事項

契約条件の変更後における経営体制について、その理由を含め、総会（又は総代会）及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(4) 契約者割戻し等に関する方針

契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針がある場合には、その内容について、総会（又は総代会）及び共済契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

Ⅲ－２－３－４ 契約条件の変更に係る承認

(1) 契約条件の変更の承認

水協法第 17 条の 11 第 1 項（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

- ① 総会（又は総代会）に係る手続が適正に実施されたか。
- ② Ⅲ－２－４－３で示したそれぞれの事項について、共済契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。
- ③ 当該組合において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び総会（又は総代会）において議決された契約条件の変更により、共済事業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。
- ④ 契約条件の変更が、特定の共済契約者にとって著しく公平性を欠くことその他共済契約者等の保護の見地から問題がないか。

(2) 申出書の記載内容

水協法第 17 条の 11 第 1 項（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。）による承認を受けようとするときに添付する規則第 81 条に規定する書類のうち、同条第 5 号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、契約条件の変更と併せて講じられる経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ－２－４ 財産運用限度

規則第 70 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項ただし書の承認にあたっては、今後の財産運用限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場

合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ－２－５ 議決権の取得制限

- (1) 共水連の子会社である投資顧問会社が投資一任契約に基づき利用者のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、水協法第 101 条において共水連の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれないことに留意する。
- (2) 水協法第 101 条第 2 項において読み替えて準用する水協法第 17 条の 15 第 2 項ただし書の承認を行う場合で、その議決権の取得理由が信用等命令第 34 条第 3 号に定める場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合）には、水協法第 101 条第 2 項において読み替えて準用する水協法第 17 条の 15 第 3 項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは、「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

(注) 「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

- (3) 水協法第 101 条第 2 項において読み替えて準用する水協法第 17 条の 15 第 2 項の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ、1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるほか、以下の点に留意する必要がある。

① 水協法第 100 条の 3 第 1 項第 5 号及び第 100 条の 4 第 3 項に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については含まれない。

② 規則第 87 条第 1 項に規定する「開始した日」とは、既に事業を行う会社が同項に規定する新事業活動を開始する場合（いわゆる第二創業）に、当該会社がその開始を決定した日をいう。

Ⅲ－２－６ 責任準備金対応債券

規則第 205 条第 3 項第 4 号別紙様式第 9 号（1）（第 8 有価証券等に関する書面）に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（平成 12 年 11 月 16 日）に準じたものであるか。

Ⅲ－２－７ 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ－２－７－１ 記載項目についての留意事項

規則第 207 条第 1 項第 1 号及び同第 208 条第 1 号並びに信用等命令第 48 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に規定する記載項目についての留意事項は、次のと

おりとする。

(1) 一般的な留意事項

- ① 各記載項目については、本指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。
- ② 各記載項目について該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- ③ 規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- ① 「業務の運営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ② 「組合の主要な業務（事業）の内容」には、共済契約の引受け、財産運用、保険会社の業務の代理・事務の代行業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ③ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、財産運用、損益の状況等についての概括的な説明、組合が対処すべき課題等について説明されているか。
- ④ 「保有契約高」については、共済の種類ごとに記載されているか。
- ⑤ 「財産運用に関する指標（別表第 4）」については、特別勘定以外の勘定について記載する。
- ⑥ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・内部監査体制・資産負債の総合的な管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ⑦ 「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ⑧ 手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称及び連絡先が記載されているか。指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか（例えば、外部機関を利用している場合は当該外部機関の名称及び連絡先など）。
- ⑨ 「貸倒引当金」については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金に区別して記載されているか。
- ⑩ 「組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、組合グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ⑪ 「当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第 15 条の 2 第 1 項に規定する事業の種類別セグメント情報に準じた記載がなされているか。この場合の「各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合」については、10%未満とする。

Ⅲ－２－７－２ リスク管理債権の開示及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示

(1) 連結ベースのリスク管理債権については、連結貸借対照表に基づき組合及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。

(2) 開示区分

① 破綻先債権

規則第 207 条第 1 項第 6 号ロ (1) の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金」については、「金融機関の未収利息の取扱いについて」（昭和 41 年 9 月 5 日付け国税庁長官通達）に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。

② 延滞債権

ア 規則第 207 条第 1 項第 6 号ロ (2) の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸付金」を指すものとする。

イ 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。

③ 貸付条件緩和債権

ア 規則第 207 条第 1 項第 6 号ロ (4) の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。

また、その具体的な事例としては、例えば、次のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらにかかわらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。

(ア) 金利減免債権

約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して、通常適用される新規貸出金利（以下「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金

(イ) 金利支払猶予債権

利息の支払を猶予した債権

(ウ) 経営支援先に対する債権

債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金

(エ) 元本返済猶予債権

約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金

(オ) 一部債権放棄を実施した債権

私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残額

(カ) 代物弁済を受けた債権

債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金（担保権の行使による引渡しを含む。）の残債権

(キ) 債務者の株式を受け入れた債権

債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債権。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合を除く。

(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する

(i) 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること

(ii) 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること

イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸付金は、当該貸付条件の変更を行った日から最長1年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1) 「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

(i) 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること

(ii) 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと

(iii) 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

(注2) 「抜本的な」とは、おおむね3年(債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱は、系統金融検査マニュアル別冊(農林漁業者・中小企業融資編)を参照のこと。

(注3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務におい

て策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項に規定する「買取決定等」をいう。）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項に規定する「事業再生計画」をいう。）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

（注4）既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、（注3）の場合を含め、（注1）及び（注2）の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

（注5）「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、組合と債務者との間で経営再建計画の合意には至っていないが、債務者の経営再建のために必要な資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。

（3）債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる債権

規則第207条第1項第6号ハ本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。

- ① 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息
- ② 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金

III-2-7-3 説明書類の縦覧場所等について

組合が水協法第58条の3（水協法第96条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する「事務所」については、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

（1）組合の役職員が共済契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、組合の業務上の組織とされている店舗等をいうものとする。例えば、支所、出張所は含まれることに留意する。

（注）コンピューターセンター、福利厚生施設等は含まない。

（2）公衆の縦覧に供する時間については、当該縦覧場所における業務時間として差し支えない。

（3）縦覧場所の組織上の性質から、例えば職員等が当該場所に不在になる場合にお

- いては、縦覧が可能な時間帯を表示する等の措置が講じられているか。
- (4) 共済代理店においても、説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、事務所と同程度の開示がなされるよう指導が行われているか。

Ⅲ－２－７－４ 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項

共水連が、説明書類に関して簡易な補助資料（パンフレット等）を作成する場合には、当該補助資料の内容について、一部の指標を取り出すこと等によって全体が優良であるかのように表示することのないよう配慮されたものとなっているか。

Ⅲ－２－８ 支払余力比率の計算

支払余力比率の正確性等については、規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づき、告示第 3 条から第 5 条までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－２－８－１ 届出書の記載内容のチェック

規則第 224 条第 1 項第 15 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出があった場合において、これが共済金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

- (1) 少なくとも破産といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容である旨の記載があるか。
- (2) 上位債権者に不利となる変更や劣後特約に反する支払を無効とする契約内容である旨の記載があるか。
- (3) 債務者の任意（オプション）による償還については、行政庁への届出が必要であるとされる契約内容である旨の記載があるか。

Ⅲ－２－８－２ 出資の安定性・適格性等のチェック

(1) 告示第 3 条第 10 項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

- ① 契約時から 5 年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利を上乗せしていないこと。
- ② ステップ・アップ金利が、『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』又は、『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっていること。

ただし、告示第 3 条第 6 項に規定する特定負債性資本調達手段においては、上記「150 ベーシス・ポイント」を「100 ベーシス・ポイント」と読み替えるものとする。

- ③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券

・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に②の範囲内となるよう計画されたものとなっていること。

- (2) 出資等の調達を行った共水連が、当該出資等の出資者等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付けを行っていないか。

Ⅲ－２－８－３ 支払余力比率の計算に際してのチェック

- (1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。
- (2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手共水連の支払余力総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。
- (3) 告示第3条第4項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、総資産の部に計上される任意積立金のうち特別積立金の額を指すこととするが、これに該当しているか。
- (4) 告示第5条第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引」について、適正な控除が行われているか。

(注) 例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ－２－８－４ 期限前弁済の届出受理に際してのチェック

規則第224条第1項第16号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出組合における期限前弁済後の支払余力比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

Ⅲ－２－９ 水協法第123条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

水協法第124条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該組合の報告義務は解除される。

水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分

な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ－１－２－２（２）により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ－３ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－３－１ 行政指導等を行う際の留意点

組合に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第３２条）

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導（行政手続法第３３条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

例えば、以下の点に留意する。

ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していな

いか。

ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）

ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ 書面交付を拒み得る「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

III-3-2 面談等を行う際の留意点

職員が組合の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやり取りをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。

- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－４ 行政処分等を行う際の留意点

監督部局が行う主要な行政処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①水協法第 123 条の 2 に基づく業務改善命令、②水協法第 123 条の 2 に基づく共済規程の変更命令、③水協法第 123 条の 2 に基づく業務停止命令、④水協法第 124 条に基づき必要措置命令、⑤水協法第 124 条に基づき共済規程の認可の取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 水協法第 122 条に基づき報告命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、組合のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、水協法第 122 条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、水協法第 122 条に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 水協法第 122 条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、水協法第 122 条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 水協法第 123 条の 2 に基づき業務改善命令

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、水協法第 123 条の 2 に基づき、業務の改善計画の提出とその実行を命ずることを検討する。

(4) 水協法第 123 条の 2 に基づき業務停止命令等

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、組合に対し、共済事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によって必要があると認めるときは、共済事業に関して、例えば次に掲げることを命ずることを検討する。

- ① 定款、規約、共済規程等の変更
 - ② 業務執行の方法の変更
 - ③ 業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、改善期間を勘案した一定の期限を付して業務の全部又は一部の停止
 - ④ 財産の供託
 - ⑤ 財産の処分の禁止又は制限
- (5) 水協法第 124 条に基づく必要措置命令
- ① 上記 (1) の報告 (追加報告を含む。) を検証した結果、共済規程の違反等の重大な法令等の違反などに対しては、水協法第 124 条に基づき、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を命じることを検討する。併せて、水協法第 124 条に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。
 - ② 当該組合が上記 (ア) の必要措置命令に従わないときは、水協法第 124 条に基づき、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命じることを検討する。
- (6) 水協法第 124 条に基づく共済規程の認可の取消し
- 当該組合が共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、上記 (5) の必要措置命令に従わないときは、重大な法令等の違反が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、水協法第 124 条に基づく共済規程の認可の取消しを検討する。
- なお、(3) から (6) の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。
- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ア 利用者被害の程度
広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。
 - イ 行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の共済事業の提供し続ける行為を行うなど、組合の行為が悪質であったか。
 - ウ 当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。
 - エ 故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。
 - オ 組織性の有無
当該行為が現場の共済事業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に理事等の関与があったのか。
 - カ 隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

キ 反社会勢力との関与の有無

反社会勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

ア 理事等や理事会等の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

イ 内部監査部門の体制は十分か、また、適切に機能しているか。

ウ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また、適切に機能しているか。

エ 共済担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上の他に、行政庁による対応に先行して、組合自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(注) 上記(3)から(6)の行政処分を使用とする場合における標準処理期間については、Ⅲ-1-2-2(6)の規定による。

Ⅲ-5 意見交換制度

Ⅲ-5-1 意義

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手續の前に、組合からの求めに応じ、監督当局と組合との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅲ-5-2 監督手法・対応

水協法第122条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自組合に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合から、当局の幹部(注1)と当該組合の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、当局が当該組合に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 当局の幹部の例：当局の担当課室長以上

(注2) 組合からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての水協法第122条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅳ 共済規程の認可に係る審査上の留意点等

共済規程の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済規程の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂の上、現在に至っている。

組合から水協法第15条の2第1項又は第2項(水協法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、共済規程の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成 22 年 4 月より保険法が施行されており、その中で共済契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところである。保険法の規定を踏まえた共済規程の認可に係る審査を引き続き行っていくとともに、共済規程の認可に係る審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改定を行っていくこととする。

IV-1 申請書類

水協法第 15 条の 2 第 1 項又は第 2 項（水協法第 96 条第 1 項又は第 105 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の設定又は変更若しくは廃止の認可申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(1) 設定認可申請書類

- ① 共済規程設定認可申請書（様式については、別紙様式 1 を参照）
- ② 理由書
- ③ 共済規程全文
- ④ 規程を定める決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録

(2) 変更認可申請書類

- ① 共済規程変更認可申請書（様式については、別紙様式 2 を参照）
- ② 理由書
- ③ 共済規程変更条文新旧対照表
- ④ 共済規程全文（現行のもの）
- ⑤ 規程変更の決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録（水協法第 48 条第 5 項（水協法第 96 条第 3 項及び第 105 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共済規程の変更について理事会で議決した場合には、当該理事会の議案及び議事録）

(3) 廃止認可申請書類

- ① 共済規程廃止認可申請書（様式については、別紙様式 3 を参照）
- ② 理由書
- ③ 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書面
- ④ 規程廃止の決議をした総会（又は総代会）の議案及び議事録

IV-2 審査要領

(1) 共済規程の設定又は変更の認可を行う場合には、次に掲げる要件（変更の認可にあつては、①及び②を除く。）に適合するか慎重に審査するものとする。

- ① 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること
- ② 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること
- ③ 規則第 12 条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること
- ④ 共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること
ア 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金等を受け取るべき者そ

の他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれのないものであること

イ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

ウ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること

エ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること

オ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

⑤ 決定手続は、水協法第 48 条、第 49 条及び第 51 条（水協法第 96 条第 3 項及び第 105 条第 3 項において準用する場合を含む。）等に照らし適法に行われていること

(2) 共済規程の設定又は変更の認可に際しては、当該事業の確実な実施を図るため、上記（1）の要件を確保するために必要最小限の条件を付すことができる。

IV-2-1 保障内容

(1) 保障内容が共済契約者等の需要及び利便に適合しているか。

(2) 適正な死亡率や発生率が組み込まれているか、保障（補償）の内容が偶然性及び損害の填補性を有しているかなど、共済性の有無に係る検討が十分行われているか。

(3) 支払事由に比して極端に高額な共済金が支払われるものや免責事由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る共済金が支払われるものなどについては、射倖性が高いものとなっていたり、モラルリスクが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われているか。

(4) 支払事由が明確なものとなっているか。

IV-2-2 事業を行う地域

共済契約の共済推進地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

IV-2-3 共済の名称（共済約款又は特約の名称）

共済の名称から想起される権利義務その他の内容が、共済契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。

IV-2-4 危険選択

(1) 被共済者の健康状態等に係る身体的危険及び被共済者の職業等に係る環境的危険を適切に選択する方策を講じているか。

(2) モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。

IV-2-5 告知項目

共済契約者又は被共済者に求める告知項目は、組合が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。また、「趣味」など判断基準があいまいな用語は適当でないことに留意するものとする。

IV-2-6 免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや組合の経営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

IV-2-7 告知義務違反に基づく契約解除期間

告知義務違反に基づく契約解除期間が、共済契約者等の保護の観点から、不当に長期間のものとなっていないか。

IV-2-8 共済金額・共済期間・契約年齢範囲

- (1) 共済金額・共済期間・契約年齢範囲が、公序良俗の観点から問題のない設定となっているか。
- (2) 共済金額又は損害を填補する割合、免責金額の設定については、モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

IV-2-9 共済契約者等（利用者を含む。）への説明事項

低解約返戻金型仕組み、転換及び転換に類似する取扱い等については、仕組内容等を共済契約者等に十分に説明する方策を講じているか。

IV-2-10 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、共済契約者等に明瞭に開示するため、共済証書等に表示するか、又は、解約返戻金例表等を共済約款に掲載するなどの措置が講じられているか。

IV-2-11 共済約款等の規定による貸付けに関する事項

- (1) 共済契約貸付制度を備えた共済については、共済契約貸付限度額が、解約返戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、共済期間満了前の一定期間は新規貸付けを行わないなどの方策により、いわゆるオーバーローンを防止するための適切な措置が講じられているか。
 - (2) 共済掛金の自動振替貸付制度を備えた共済については、当該制度の適用が共済契約者の選択に委ねられるものになっているか。また、自動振替貸付けを実行する場合には、共済契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講じられているか。
- (注) 既認可共済についても、自動振替貸付けを実行する場合には、共済契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置を講じることが望ましい。

IV-2-12 特別勘定を設ける共済契約

経営方針に基づいた明確かつ具体的な財産運用に関する戦略目標に従い、財産運用全体のリスクを管理する体制が整備されているか。財産運用全体のリスクを管理する部門を、運用部門及び収益管理部門から独立させることなどにより、相互牽制機能が確保されているか。また、理事会と財産運用リスク管理部門の権限及び責任について明確にされているか。

IV-2-13 保険法対応

保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済約款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような約款内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行うこととする。

なお、これらに加え、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1) 告知義務違反による解除

① 告知制度が共済契約者等からの自発的申告義務から組合が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた共済約款の規定となっているか。

② 組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、組合は共済契約を解除できないことを共済約款に明確に規定しているか。

ただし、当該規定については、組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても共済契約者又は被共済者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。

(2) 共済金給付の履行期

① 共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済約款に定めているか。

なお、その際、現行の共済約款に規定している履行期を不当に遅滞するものとなっていないか。

② また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、共済の種類ごとに共済金給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、共済金を請求した者に対し、共済金給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。

③ 共済金給付事由が発生し、共済契約者等から通知を受けた場合には、「II-4-6-2 共済金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、共済契約者等に対し、共済金等請求手続の明確な説明及び共済金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。

(3) 重大事由による解除

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、共済契約者等の故意による共済金給付事由の発生（保険法第30条第1号、第57条第1号及び第86条第1号）及び共済金受取人等の共済金給付請求の詐欺（同法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。

IV-2-14 共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置

人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済種類については、共済金等の支払時における共済契約者等の保護のための措置として以下の点に留意することとする。

- (1) 被共済者を受取人とする共済契約において、共済金等の支払事由が発生し、被共済者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い共済契約については、被共済者に代わる者が速やかに共済金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。
- (2) 疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるに当たり、共済契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。
- (3) 契約更新前の共済金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に共済契約者等に適切に説明する措置を講じているか。

IV-3 共済数理

共済規程のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-3-1 共済掛金

- (1) 共済掛金の算出方法については、充分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 共済掛金については、被共済者群団間及び共済の種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定発生率又は予定解約率については、合理的かつ客観的な基礎データに基づいて算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (4) 予定利率については、共済の種類、共済期間、共済掛金の払込方法、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。
- (5) 予定利率変動型共済の予定利率については、共済契約者等の保護の観点から、恣意性のない合理的な見直しルールが定められているか。
- (6) 予定事業費率（事業費の割引を含む。）の設定については、共済の種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。
- (7) 仕組内容の改定に伴って、共済掛金率の改定を行っていない場合において、共済掛金率改定の必要性について十分な検証を行っているか。

（注）比較的長期にわたり共済掛金率改定を行っていない共済については、適宜、共済掛金率水準の妥当性等について検証が必要となることに留意する。

IV-3-2 責任準備金

- (1) 責任準備金の審査に当たっては、「II-2-1-2 積立方式」に規定する事項について、特に留意することとする。
- (2) 仕組開発に当たり、契約期間初期の給付を大きくすること若しくは将来の給付を減少させること又は共済掛金を後払いにすることについては、責任準備金が負値とならないように設定されているか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確

保に関する十分な検討がなされているかに留意する。

IV-3-3 返戻金

返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、共済設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、共済契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

IV-3-4 過去の損害率等による割増引の適用

疾病系（医療、がん、介護等）の定額給付型共済（特約を含む。）について、過去の損害率（支払率を含む。）による割増引を適用することができる旨を共済規程に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

- (1) 割増引の対象共済（特約を含む。）が、企業等の団体を共済契約者とする共済期間1年以下の疾病系の定額給付型共済（特約を含む。）であるか。
- (2) 割増引に使用する実績については、次の要件を全て満たす共済契約の1年以上の成績を確認する規定となっているか。
 - ① 当該団体を対象としている契約であること
 - ② 主たる担保危険が重複する定額給付型の団体共済契約（ただし、主たる担保危険が専ら傷害又は就業不能状態になることとなっている共済契約は除く。）であること

IV-3-5 各種割引制度

- (1) 割引の新設（改定を含む。）については、当該割引が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡、共済契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。
- (2) 装置・サービスの普及促進のみを目的とする等、数理的にみて合理的でない割引となっていないか。

IV-4 留意事項

漁協の共済事業については、その健全性の確保と契約者保護を図るため、全国的に統一された共済の仕組みのもとで行われている。このため、漁協の共済規程の設定又は変更についてIV-2に基づき審査するに当たって、当該漁協が規則第12条第1項第1号ワに規定する共同事業組合の場合には、水産庁長官が別に定める共済規程例を参考とするものとする。

犯罪収益移転防止法に関する留意事項について

組合が犯収法に基づく取引時確認等の措置を実施するに当たっては、以下の事項に留意されたい。

なお、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。

1 職業及び事業の内容の類型

以下は、組合が犯収法第4条第1項又は第2項の規定により「職業」又は「事業の内容」を確認するに当たり、参考とすべき類型を例示したものである（複数選択可）。

なお、これらの類型は例示であるため、組合において、これらの類型を参考としつつ、個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えない。

職業	事業の内容
<input type="checkbox"/> 会社役員／団体役員 <input type="checkbox"/> 会社員／団体職員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 個人事業主／自営業 <input type="checkbox"/> パート／アルバイト／派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 退職された方／無職の方 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 農業／林業／漁業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売／小売業 <input type="checkbox"/> 金融業／保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他（ ）

2 取引時確認等の措置を的確に行うための措置

以下は、組合が取引時確認等の措置、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を的確に行うために考えられる措置を例示したものである。

なお、これらの措置は例示であるため、組合において、これらの措置を参考としつつ、個別の業務・取引実態、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれの程度等に応じ、より適切な措置を講ずることとしても差し支えない。

(1) 取引時確認の完了前に利用者等と行う取引に関する措置

取引時確認の完了前に利用者等と行う取引については、取引時確認が完了するまでの間に当該取引がマネー・ローンダリング等に利用される

おそれがあることを踏まえ、例えば、取引の全部又は一部に対し通常の取引以上の制限を課したり、利用者等に関する情報を記録したりするなどして、十分に注意を払うこと。

(2) 非対面取引に関する措置

非対面取引については、当該取引の利用者等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、例えば、もう一種類の本人確認書類や本人確認書類以外の書類等を確認することで、利用者等と取引の相手方の同一性判断に慎重を期するなどして、十分に注意を払うこと。

(3) 対面取引に関する措置

対面取引についても、例えば取引時確認に写真が貼付されていない本人確認書類を用いて行うなどの取引は、当該取引の利用者等がなりすまし・偽り等を行っているおそれがあることを踏まえ、十分に注意を払うこと。

(4) 利用者等の継続的なモニタリング

上記のほか、既に確認した取引時確認事項について、利用者等がこれを偽っている（例えば、マネー・ローンダリング等目的の取引であるにもかかわらず、本来の目的を秘して別の取引目的を申告することは、取引目的の偽りに該当し得る。）などの疑いがあるかどうかを的確に判断するため、当該利用者等について、最新の内容に保たれた取引時確認事項を活用し、取引の状況を的確に把握するなどして、十分に注意を払うこと。

(別紙2)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針の特例措置について

漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針については、系統金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないように配慮することとしており、今般の東北地方太平洋沖地震の影響については、その被害の甚大さを十分に踏まえ、運用する必要がある。

また、金融機関は、被災地で同地震の影響により貸付条件の変更時に直ちに経営再建計画を策定できない債務者を抱えているものと見込まれるほか、全国で計画停電や原材料の調達難等から財務状況等が一時的に悪化した債務者を抱えているものと見込まれる。

こうした異例の事態を踏まえ、漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針の運用に当たっては、以下の点に留意することとする。

なお、本特例措置の適用については平成23年3月31日から適用する。

Ⅲ－２－７－２（２）③イ（注２）においては、「「抜本的な」とは、おおむね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」としている。

今般の同地震の影響により、「おおむね３年後の当該債務者の債務者区分が正常先となる」経営再建計画を策定することが困難である場合には、当該「おおむね３年」を合理的期間に延長して差し支えないこととする。

別添1 標準処理期間

水協法に基づく農林水産大臣の処分（共済事業に係るものに限る。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりである。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> 第15条の2第1項（第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の設定の認可 	4月
<ul style="list-style-type: none"> 第100条の3第6項の規定による子会社の認可 第15条の2第2項（第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更の認可 	3月
<ul style="list-style-type: none"> 第118条第1項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 	2月
<ul style="list-style-type: none"> 第11条の15ただし書（第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定関係者との間の取引等の承認 第17条の15第2項（第96条第1項又は第100条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 第15条の19第1項又は第2項（第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。）の規定による価格変動準備金の不積立等承認 第121条第1項において準用する保険業法第308条の7第7項の規定による業務規定の変更の認可 第121条第1項において準用する保険業法第308条の23第1項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 	1月

規則に基づく農林水産大臣の処分（共済事業に係るものに限る。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
第70条第3項ただし書の規定による資産の運用額制限の承認	4月

(以上)